

384-43



1200501455367

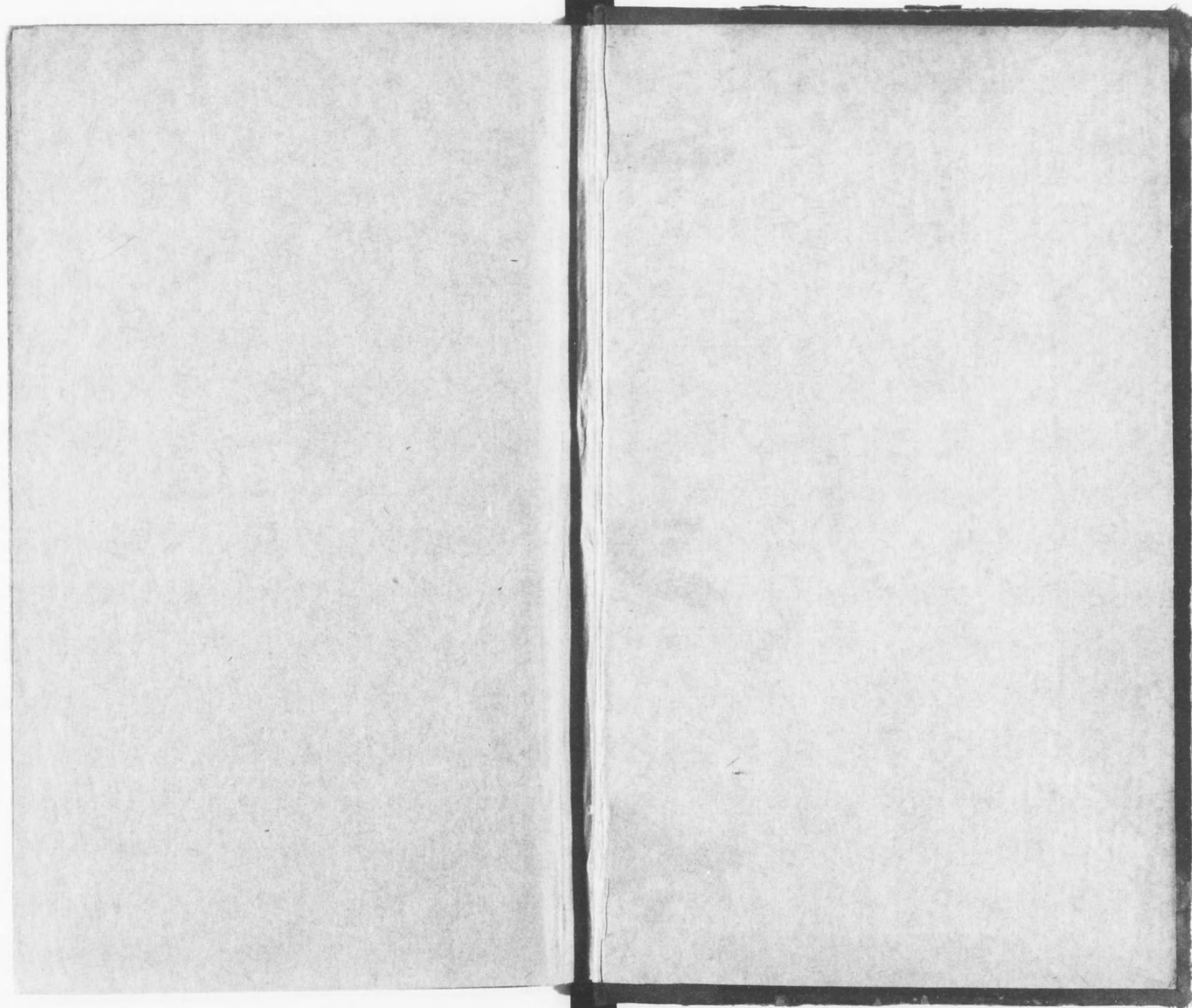
384  
43



始









蘇峰 徳富猪一郎著

近世日本  
國民史

彼理來航以前の形勢

263

東京・民友社發行





近世日本  
國民史

彼理來航以前の形勢







(藏所氏重忠津島爵公) 像肖彬齊津島

*[Faint, illegible handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.]*



### 彼理來航以前の形勢刊行に就て

快心の業

今茲に孝明天皇期、第一卷、即ち近世日本國民史第一期、織田豊臣時代より徳川時代を通じて、第三十卷を刊行するは、著者に取りて、頗る快心の業である。世に「塵も積れば山となる」と云ふ諺があるが、我が近世日本國民史も、正しく此の通りだ。

縦に繼續  
横に聯絡

歴史に時期を劃するは、歴史家自身の都合によるものにして、本来は無理でなければ、妄斷だ。歴史は縦には何時迄も、繼續してゐる。横には何處迄も、聯絡してゐる。云はゞ精確に一村の歴史を書くには、全世界の歴史から手を著けねばならぬ。精確に一週間の歴史を書くには、人類原始に溯らねばならぬ。



餘儀なく  
織田氏時  
代から

斯く云へば餘りに仰山であり、餘りに臆劫である。されど事實全く此の通りだ。但だそれでは實際とても何人の手にもおへない。餘りに大物で、誰にも料理が出来ない。此に於て餘儀なく場所を限り、時代を劃するとはなつてゐる。本書の著者も亦た、一般史家の例に則て、近世日本國民史を、織田氏以降となし、而して其の時期を三期に分ち、第一期織豊乃至徳川時代、第二期孝明天皇時代、第三期明治天皇時代とした。而して如何に我儘に其の時期を限りても、第一期はせめて南北朝頃までには、溯りたかつた。されど日暮途遠の嘆ありたる爲め、餘儀なく切り詰めて、織田氏から始めたのであつた。

表面年代  
の順序

且つ表面年代の順序から云へば、徳川時代から、直ちに明治天皇時代に接す可くして。孝明天皇時代は、寧ろ徳川時代の一部と見做す可きものであらねばならぬ。何となれば第十五代將軍徳川慶喜の將軍職を辭したるは、慶應三年十月にして、明治天皇の御踐祚は其の一月である。されば若し如上の事實を馮據

孝明天皇  
時代

とすれば、徳川時代に次ぐには、明治天皇の御宇時代を以てするを、至當とせねばならぬ。  
然も予が此の表面的事實に馮據せずして、別に孝明天皇時代を劃したる所以は、嘉永安政以來、幕府は殆んど日本支配者たる實力實權を失墜し去り、從來政治の實際以外に遠かりたる朝廷は、漸次に政治的中心點たる面目を發露し。朝廷を無視したる幕府は、却て朝廷の鼻息を仰いで、其の施設を做すに至つた。此の如くして徳川氏の名は存するも、實は既に亡びんとし、且つ亡びつゝあつた。是れが嘉永安政以來の大勢だ。苟も此の大勢を看取するもの、是れ孝明天皇時代を劃するの已む可らざる所以だ。

特定の使  
命を遂行

人皆な明治天皇の盛徳大業を頌す。予は此事に於て、決して人後に落ちない。否な本書の目的は、専ら明治天皇御宇史を著するにありて、その他は寧ろその



前記に過ぎない。されど前記にもせよ、緒論にもせよ、孝明天皇の一時代を無視するは、歴史家として餘りに没分曉だ。云はゞ孝明天皇時代の次に、明治天皇時代が出で来たのだ。吾人は孝明天皇時代を、唯だ徳川時代から明治時代までの経過の時代とは認めない。唯だ兩期間に挟まる一個の通り抜けの時代とは認めない。否な孝明天皇時代には、特定の使命があり、而して其の使命が、首尾よく果されたるものと認めてゐる。是れ則ち吾人が孝明天皇時代を、近世日本國史の第二期に計上したる所以だ。

孝明天皇は中興の英主にて在す。されど天皇の中興の偉業をして、赫々たるしめたる所以は。一に孝明天皇の、嘉永安政より、元治慶應に至る足掛け二十年間に於ける、一身を以て、皇國の爲めに、犠牲的盡瘁を遊ばされたる爲めと云はねばならぬ。云はゞ撥亂反正の業は、殆んど孝明天皇時代に出で来た。明

治天皇の御宇は、此を基礎として、更らに中興の偉業を大成遊ばされたのだ。其の偉業の偉は固に偉なるも、事の此に到りたる所以は、偏に孝明天皇時代に於ける、恐れ多くも孝明天皇御自身は固より、天皇を中心として努力したる志士の功と、勢とに歸せねばならぬ。

孝明天皇の時代に於ては、幕府にも賢相阿部正弘の如きものがあつた。藩主としても水戸齊昭、島津齊彬の徒があつた。旗本及び各藩の中には、一藝一能の士は固より、宇内の大勢を察し、國家の經綸に任せんとする者も、決して皆無ではなかつた。然も其の中心點は、孝明天皇にて在した。天皇は決して北條氏を亡さんとする後鳥羽上皇でもなく、後醍醐天皇ではなかつた。されど中外多事の際に於て、我が金甌無缺の帝國の爲めに、宸襟を惱まし給ひ、天下と興に其憂を分ち給うた。而して幕府の施設に就ては、恒に嚴密なる注意を拂ひ、苟も聖意に可ならざるあれば、再三再四之を開示し、之を刺戟し、之に獎



吉田松陰の詩

順せしめんとし給うた。恐れながら天皇は九重の内に在して、中外の政局から隔絶し給うたから、其の御見識に於ては、或は隔靴搔痒の感を免れないともあつた。或は世界の趨勢と、餘りに聯絡が乏しかつた爲めに、恐れながら聊か今日から見れば、迂遠とか、過慮とか申す可き御意見も、往々にしてあつた。されど列聖の遺謨に則り、此國と此民との爲めに、心身を投没遊ばされたる御盛慮に對しては、苟も心ある者は、皆な感激、興起せざるものはなかつた。

當時の志士、吉田松陰の詩に曰く、  
癸丑（嘉永六年）十月朔、拜鳳闕、肅然作之。時余將西走入海。案ずるに是れ松陰が、長崎に赴き、布恬廷の船に搭じて、露國に赴かんとしたる際の途上」

山河襟帶自然城。東來日日憶神京。〔後改作〕形勝依然舊神京。今朝盟噉拜鳳闕。野人悲泣不能行。上林黃落秋蕭瑟。〔後改作〕秋寂寞。空有山河無

當時志士の心事を代表

驚大動地の根本軌軸

變更。聞説今皇〔孝明天皇〕聖明德。敬天憐民發至誠。〔後改〕憐作愛。鷄鳴乃起親齋戒。祈禳妖氛致太平。〔後改〕禳作掃。安得天詔勅六師。坐使公威被八紘。〔後改〕坐作直。從來英皇不世出。悠悠失機今公卿。人生如萍無定在。何日重拜天日明。

此詩は單に松陰一人の心事を露呈したるばかりでなく、當時志士の心事を代表して、告白したるものといふも、過言ではあるまい。此の如く上に在す聖天子と、下に群る全國の志士とは、恰も陰陽電氣の相ひ通ずる如く、互ひに交感して、此に驚天動地の大活劇を發生するに至つた。而して其の根本軌軸は、一に孝明天皇にありと云はねばならぬ。吾人が近世日本國民史に於て、孝明天皇時代を劃して、徳川時代に次ぎ、明治時代を啓らく、特定の時代としたるは、如上の叙述によりて、未だ必ずしも理由なしとはいへないであらう。而して孝明天皇が、時代の中心人物にあらせられて、其の天下の活動力の殆んど一切を、朝廷に集め給ひたる事歴は、本書の進歩に従ひ、漸次に展開せらるゝを俟つ



て、之を詳にするも、未だ晚しとせぬであらう。

八

昭和三年十二月三十一日、大森山王草堂に於て

蘇峰六十六叟

## 例言

- 二 本篇を以て、修史第二期孝明天皇時代に入る。織豊徳以來通計三十冊。
- 一 本篇は昭和二年三月二十三日起稿、同年七月十七日脱稿。
- 一 目下孝明天皇期、第三十一冊「彼理來航及其當時」第三十二冊「神奈川條約締結篇」第三十三冊「日露英蘭條約締結篇」を了り、第三十四冊「孝明天皇初期世相篇」を、既に九分九厘迄稿了してゐる。
- 二 歲月匆々、史業遅々、而して其の前途雲烟の如し。但だ自ら倦まず、息まざるを期す。
- 一 本書の編纂、校正、其他一切前例に據る。



昭和三年十二月三十一日 山王草堂に於て

蘇 峰 學 人

近世日本 國民史 彼理來航以前の形勢 目次

第壹章 中外形勢の一變……………一

一 孝明天皇時代に於ける孝明天皇……………一

孝明天皇の御生涯(二) 御代の社會狀態(二) 天皇不世出の英主(二) 天皇の御決心(三) 中興偉業の一動機(三) 時代の中樞人物(四) 幕府の有名無實(四)

二 幕府の敵は幕府自身……………五

空過の十年(五) 幕府の責任閑却(六) 對外無方針(六) 大體製造策無視(七) 只無爲無策のみ(七) 政治家と時勢との權衡(七) 政治家の幸不幸(八) 當局の時勢追隨不能(八) 幕府の敵(九)

三 幕府自ら其の政權を失墜す……………九

徳川家康の朝幕關係劃定(九) 天子學問無用の事(一〇) 天皇の御不自由(一〇) 將軍の權利責任(一一) 幕府專權の因(一一) 幕府の無能力と朝廷の告諭(一二)



告諭の御必要(一二) 幕府他力本願となる(一二)

四 外憂に關する御沙汰書……………一三

對外御沙汰書の始め(一三) 幕府の拜承(一四) 所司代上申書(一四) 文化度同様に具中の事(一五) 右要領(一五) 武士上申書(一五) 浦賀沖渡來船の事(一六) 噠馬國船の事(一七) 佛船長崎渡來の事(一七) 水戸齊昭封事(一八)

第貳章 孝明天皇の御學問……………一九

五 學習院の建立……………一九

公家學校建設の企(一九) 學習所成る(一九) 其の緣起(一九) 開講式次第(二〇) 講書及び講師(二二) 學則の事(二二) 學習院條目(二三) 公家擡頭の因縁(二三) 註 學習所令條(徳川禁令考)……………二四

六 學習院に於ける賞賜の釋奠……………二五

課試褒賞(二五) 賞賜者(二六) 賞賜次第(二七) 非藏人褒詞(二七) 先帝御廟に報告(二八) 丁祭論語再興(二八) 右次第(二八) 聖像寂覽(二九)

註 學習院丁祭(實履雜記)……………三〇

七 主上學事御獎勵……………三一

圖書講義(三一) 令義解講義(三一) 勅額下賜(三二) 勅額執筆者(三三) 額掲揚(三三) 御前輪講(三四) 御前輪講屢々(三五)

八 朝廷と外事……………三六

朝廷の憂慮日に深切(三六) 七社七寺に御祈り(三六) 所司代への御沙汰(三七) 右御沙汰の因由(三八) 水戸齊昭の判裁(四〇) 外事御憂慮の結果(四〇)

第三章 江戸近海防備の諸意見……………四一

九 幕府當局の外憂に對する態度……………四一

幕府依然として其日暮らし(四一) 問題の核心に觸れず(四一) 防備整理の要(四一) しかも何等施爲なし(四二) 突然ならぬ外船來航(四二) 外船頻至(四三) 對外全然無策(四三) 實力不足の自覺(四四) しかも補充の眞劍味なし(四四) 中關半睡(四四)



一〇 浦賀奉行の防備意見書(一)……………四五  
 従來の對外論策(四五) 戸田淺野意見書提出(四六) 海防嚴重の要(四六) 海上防禦の困難(四七) 我が防備の手薄(四八) 漸次充實の策(四八) 責任者の自覺(四九)

一一 浦賀奉行の防備意見書(二)……………四九  
 兵糧の窮乏(五〇) 彈藥砲丸の缺乏(五〇) 船艦皆無(五一) 幕府當局の怠慢防禦人數の不足(五一) 浦賀備方一覽の要求(五二) 浦賀防備の施爲意見(五二)

一二 浦賀奉行の防備意見書(三)……………五三  
 奉行屋敷米倉等移轉の事(五三) 軍船備付の事(五四) 平根山岩備への事(五四) 人數備への事(五五) 浦賀奉行の昇格(五六) 右意見書概要(五六) 浦賀奉行相當の意見(五七)

一三 浦賀奉行の防備意見書(四)……………五七  
 觀音崎邊の防備(五七) 下田防備(五八) 下田大島に臺場構築の事(五八) 一時の入費厭ふべからず(五九) 幕府當局の苟且儉安(六一) 海防拮据令(六一) 其の結果(六一)

一四 江戸近海防備の巡視……………六二  
 海岸防備見分の令(六二) 海岸見分面々(六三) 五十年の遅延(六四) 見分衆報告(六五)

註 近海見分場所擴張の意見〔陸軍歴史〕……………六七

一五 石川筒井等の復命書(一)……………六八  
 復命書要領(六八) 廻船航路(六八) 江戸灣口の樞要(六九) 井伊松平兩家持場の備(六九) 品川邊の調査(七〇) 大森町打場調査(七〇) 羽田臺場の事(七一) 神奈川邊の事(七一)

一六 石川筒井等の復命書(二)……………七一  
 本牧十二天之鼻(七一) 八王子山(七二) 夏島猿島防備(七二) 觀音崎臺場(七三) 以上三所防備(七三) 鳥ヶ崎龜ヶ崎等の備(七三) 千代崎臺場(七四) 石川筒井と浦賀奉行意見相違(七五)

一七 石川筒井等の復命書(三)……………七六



千駄崎臺場(七六) 城ヶ島鎌倉方面(七六) 大磯眞鶴方面(七六) 伊豆海岸(七七) 安房四海岸(七七) 安房東海岸(七七) 竹ヶ岡富津方面(七八) 富津出洲(七八) 富津懸洲(七九)

一八 石川筒井等の復命書(四)……………八〇

上總池之臺(八〇) 木更津方面(八〇) 奈良輪五井江戸川口邊(八一) 江戸近海岸(八一) 富津黒塚(八一) 江戸海要害の箇所(八三) 浦賀猿島間要害(八三) 右要害乗越の恐れならん(八三) 大森鈴木新田地先町打場(八四) 註 海岸防備に就き砲術精勵方達〔舊政府御達留〕……………八五

第四章 江戸近海防備論の先覺者……………八七

一九 下田の巡視及び防備……………八七

下田港の防備状況(八七) 浦賀奉行の下田防備掛念(八八) 石川筒井等の結論(八八) 江川太郎左衛門(八九) 下田防備に就き(八九) 警衛人の事(九〇)

二〇 下田防備に關する江川の意見書……………九一

復命書の根據(九一) 伊豆海岸防備の急須(九一) 異人の戦闘力(九二) 西洋の外國派出人數(九二) 海防容易ならず(九三) 定詰御固人數の事(九三) 農兵仕立の事(九三) 右費用出方(九四) 實行覺束なし(九五)

二一 海邊御備愚意(一)……………九五

從來の江戸灣防備(九五) 時代の變化(九六) 實際的防家の嚆矢(九六) 定信の海邊御備意見(九七) 貧國富國の別(九七) 儉素手堅き風俗引立(九七) 三十年後の風俗(九八) 長崎其他御備(九八) 定信の豫期裏切られ(九九)

二二 海邊御備愚意(二)……………一〇〇

異國船漂流手當の事(一〇〇) 不安の互相房總(一〇〇) 彼理闖入の豫見(一〇〇) 下田の施設(一〇〇) 將軍海邊巡視の事(一〇一) 定信巡見の由來(一〇一) 蝦夷取の事(一〇二) 大砲鑄造唐銅の事(一〇二) 幕府聊か施爲(一〇三) 定信遺志の紹成者無し(一〇三) 幕閣の責任(一〇四)

第五章 江川の海防意見……………一〇五



二三 江川坦菴……………一〇五

定信以後の外憂者(一〇五) 水戸齊昭其他(一〇五) 軍事上新生面打出者(一〇六) 江川氏先祖(一〇六) 太郎左衛門英龍(一〇七) 太郎左衛門の志(一〇七) 英龍所説の影響(一〇八) 英龍の實行力(一〇八)

註 江川太郎左衛門の家格〔甲子夜話〕……………一〇九

二四 江川の伊豆防備の意見書(一)……………一一〇

伊豆の地勢(一一〇) 水陸の咽喉(一一〇) 異人上陸の危険(一一一) 右防禦の施設意見(一一一) 英龍の立場より立論(一一二) 外人要害構築の事(一一二) 伊豆防備の卓識(一一三) 英龍独自の見解(一一三)

二五 江川の伊豆防備の意見書(二)……………一一四

軍船乗廻しの事(一一四) 賊船航路杜塞の憂ひ(一一五) 捕鯨の利益(一一五) 時務緊切の見識(一一五) 御備場築立の事(一一六) 擧櫓の無用(一一六) 大筒居置方(一一六) 江川の新智識(一一七) 江川の外國智識受入(一一七)

二六 江川の伊豆防備の意見書(三)……………一一八

大筒の三統(一一八) 火繩筒の缺點(一一八) 西洋日本砲術の比較(一一九) 大筒鑄立の事(一一九) 江川の先覺(一二〇) 防備人數の事(一二〇) 硝石作立の事(一二〇) 硝石作立の原料(一二一) 硫黄樟腦の産地(一二一) 右費用の事(一二一) 軍船作立費用の事(一二二) 伊豆七島の防禦(一二二) 江川の抱負卓見(一二二)

二七 外國事情の上申書……………一二三

坦庵の先見(一二三) 豆相房總沿海巡視(一二四) 外國事情具申(一二四) 外人の必死活動(一二四) 外人の執著(一二五) 張甄陶の説(一二五) 佛朗機の力(一二六) 西洋軍船(一二六) 等閑視すべからず(一二七) 優越なる新智識者(一二七)

二八 洋兵開拓の殊勳者……………一二八

江川鳥居に衞まれたる因由(一二八) 江川の交友(一二九) 江川の渡邊同情(一二九) 韭山籠居(一二九) 高島を援く(一三〇) 江川高島交情(一三〇) 江川の高島擁護(一三一) 砲術新生面打出(一三一) 日本砲術の發達(一三二) 田付井上二流(一三二) 高島江川の貢獻(一三三)

註 江川鳥居に衞まる〔陸軍歴史〕……………一三三



二九 外交家としての江川……………一三四

從遊希望者(一三四) 砲術指南申請(一三四) 第一入門者(一三五) 眞田幸貫の爲砲術實演(一三五) 大砲鑄造認可(一三六) 秋帆の恩を忘れず(一三六) 秋帆また江川に學ぶ(一三六) 江川の外交的手腕(一三七) 外人取扱の巧妙(一三八) 板倉勝明の感服(一三八)

第六章 佐久間象山の海防論……………一三九

三〇 佐久間象山の海防意見書(一)……………一三九

佐久間亦先覺(一三九) 藩主に上書(一三九) 英夷に備ふるの急要(一四〇) 英人日本交易希望の意志(一四〇) 兵艦差向の噂(一四一) 英夷の野心(一四一) 夷人の奸計(一四二) 漂流人利用方策(一四三) 一片の事實に中る(一四三)

三一 佐久間象山の海防意見書(二)……………一四四

英國の日本交易の素志(一四四) 軍艦差出のついでに日本攻撃(一四五) 禮法を以て待つ無益(一四五) 長圍の計の恐れ(一四六) 英夷希望許可の弊(一四六)

交易開始の害(一四七) 象山認識の當然(一四七)

三二 佐久間象山の海防意見書(三)……………一四八

魯國亦黙せざるべし(一四八) 武備嚴重の要(一四九) 憂念至極の義(一四九) 君侯補翼の心願(一四九) 廟堂外憂の人無し(一五〇) 從來防備の手薄(一五〇) 英夷の剽悍(一五一) 英夷好戦の情(一五一) 火消の失火を望むと同様(一五二) 右要領(一五二)

三三 佐久間象山の海防意見書(四)……………一五三

英人の日本近海熟知(一五三) 江戸海運要路斷絶の恐れ(一五三) 勝利の見込絶無(一五四) 大島御備場の無益(一五五) 海防八策(一五五) 八策中の最急務(一五六) 幕閣束手のみ(一五七)

三四 佐久間象山の海防意見書(五)……………一五七

天下の爲に天下の法を改む(一五七) 時代の懸絶(一五八) 誠の孝道(一五九) 外船購求策(一五九) 外船値段(一六〇) 外人雇入(一六〇) 外人雇入費用(一六一)

註 象山嘉永年間國防説の一節〔象山全集〕……………一六二



三五 佐久間象山の海防意見書(六)……………一六二

外國野心防禦の法(一六三) 夷人畏嚇の術(一六三) 打拂聲明亦容易(一六四) 肯かすんば鑿戦せん(一六四) 水敗陸勝の義(一六五) 喜望峰通行船の例(一六五) 心許なき我が軍備(一六六) 故轍株守の愚(一六六) 夷船不遜拒否の法(一六七)

三六 佐久間象山の海防意見書(七)……………一六七

軍備整頓の利益(一六八) 戦はずして勝つるの法(一六八) 兵戦の費用(一六八) 外寇防禦の不利(一六八) 建言方策擧用の利(一六九) 大船建造の利益(一六九) 難破船の損害(一七〇) 船舶建造の好機(一七一)

三七 佐久間象山の海防意見書(八)……………一七一

造船の好機(一七二) 御船役所設置の事(一七二) 天下の利益(一七三) 難破船損害の額(一七三) 損益の計算(一七三) 買上船使用法(一七四) 直ちに熟練せん(一七四) 出藍の例(一七五) 日本の長所(一七五) 既に唐人に優る(一七五) 象山の眼識(一七六)

三八 佐久間象山の海防意見書(九)……………一七六

大砲鑄造用銅の事(一七六) 日本産銅の使用分け(一七七) 輕便造立の利益(一七七) 諸侯の力を弛むること(一七八) 將軍日光參詣延期の事(一七八) 天下疲弊彌増の恐れ(一七九) 一片報國の念(一七九)

三九 佐久間象山の海防意見書(十)……………一八〇

勞逸の説(一八〇) ストンボートの恐れ(一八一) 大八陣の法(一八一) 是前陳方策採用の上の事(一八二) 機會失ふべからず(一八二) 唐山の鑿戎(一八三) 君侯の責任(一八三) 結語(一八四) 右意見採用せられず(一八四) 右上書追記(一八五) 同銅法の事(一八五) 只末節の變改のみ(一八六) 註 海防入策建言の次第(象山全集所載赤松氷谷宛象山書簡)

第七章 大槻磐溪の海防論……………一八八

四〇 大槻磐溪の海防意見書(一)……………一八八

磐溪の和親論(一八八) 獻芹微衷(一八八) 新式城壘築造の事(一八九) 土兵を



設くる事(一八九) 洋夷陸然たらん(一九〇) 陸戦新法(一九〇) 洋砲の妙(一九一) 磐溪の先覺(一九一)

四一 大槻磐溪の海防意見書(二)……………一九一

大艦巨砲説に反對(一九一) 聊か邦人見縊り(一九二) 三本橋に反對(一九三) 平生立言に不似合(一九三) 小舟大船攻撃論(一九三) 敵船に突入(一九五) 無謀不見識の策のみ(一九五)

四二 大槻磐溪の海防意見書(三)……………一九六

互市許すべからず(一九六) 隣交修すべし(一九六) 魯西亞隣好の益(一九七) 魯の豪邁(一九七) 魯の度量(一九八) 親魯の論(一九八) 魯の援を得ん(一九八) 向露背英の論(一九九) 互市隣交區別の辯(一九九) 米附却は如何(二〇〇)

四三 大槻磐溪の海防意見書(四)……………二〇〇

有無相通の論(二〇〇) 有無相通の必然(二〇一) 只銅のみ禁すべし(二〇一) 魯國の需要(二〇二) 我の需要(二〇二) 松前に交易せん(二〇三) 交易管理人(二〇三) 利益を軍備に用ひん(二〇三) 右要領(二〇三) 川色の一論(二〇四) 註 獻芹微衷の反響(磐溪事略)……………二〇四

第八章 水戸齊昭の時務意見(一)……………二〇六

四四 嘉永年間に於ける社會の享樂氣分……………二〇六

一般社會の時勢無頓著(二〇六) 天保改革後の反動(二〇六) 享樂氣分の横溢(二〇七) 急激反動の恐れ(二〇七) 幕府の妥協的町觸(二〇八) 藝者増加の風聞(二〇八) 妥協的制裁のみ(二〇九) 嘉永元年時世連歌(二〇九) 改革逆戻り(二一〇)

四五 將軍家慶……………二一〇

幕府政治の根本義(二〇一) 將軍中心の政治(二一一) 政治考察上將軍の位置(二一一) 家慶の一生(二一二) 比較的善政(二二三) 家慶の人物(二二三) 家慶の疑察(二二四) 阿部の手腕(二二五)

四六 將軍家慶と水戸齊昭……………二一五

家慶の對外心誘導者水野忠邦(二一五) 水戸齊昭の刺戟(二一六) 水幕因縁(二一六) 問題惹起(二一七) 齊昭擁立(二一七) 齊昭の吏僚任免(二一七) 齊昭の蜚居(二一八) 當局の齊昭敬遠(二一八) 齊昭の施政(二一九)



註 齊昭事効を急ぐの弊〔水戸史談〕……………二一九

四七 明君一斑抄(一)……………二二〇  
阿部正弘に送る〔二二二〕 阿部の返事〔二二二〕 將軍供養の著〔二二二〕 外慮の  
一章〔二二二〕 北地の憂慮〔二二三〕 夷狄北地の侵略〔二二三〕 襄門の手薄〔二  
二四〕 蝦夷地開拓防備論〔二二四〕 蝦夷地注意の肝要〔二二五〕 由來深き齊昭  
の蝦夷論〔二二五〕 齊昭眞意〔二二五〕

四八 明君一斑抄(二)……………二二六  
常時防備の必要論〔二二六〕 江戸近海防備の手薄〔二二七〕 出火と兵亂の譬〔二  
二七〕 江戸近邊の防備〔二二八〕 大砲大艦製造論〔二二九〕 平素の乗馴し〔二二  
九〕 右要領〔二三〇〕

四九 明君一斑抄(三)……………二三〇  
舊法拘泥の弊〔二三〇〕 船體缺乏の患ひ〔二三一〕 大船製造解禁の必要〔二三二〕  
江戸廻送妨害の恐れ〔二三二〕 大筒の威力〔二三三〕 大中小船の必要〔二三三〕

五〇 明君一斑抄(四)……………二三四

外患防禦に就き〔二三四〕 造船禁制の不利〔二三五〕 大船制度の變通を要す〔二  
三六〕 紅毛雜題不許可論〔二三六〕 一切打拂論〔二三六〕 國家の上策〔二三七〕  
蝦夷皆一穴の狐〔二三七〕 不變の法と變通の法〔二三八〕

第九章 水戸齊昭の時務意見(二)……………二四〇

五一 齊昭の大奥老女姊小路に與へたる書(一)……………二四〇  
齊昭の裏面運動〔二四〇〕 姊小路と齊昭との關係〔二四〇〕 姊小路に一書を與ふ  
〔二四〇〕 右本文〔二四一〕 異國船沙汰に就き〔二四一〕 一身を顧みず國事言上  
〔二四一〕 國家を思つて時々熱氣あり〔二四二〕 天下の大事〔二四三〕 江戸廻米  
斷絶の憂〔二四三〕

五二 齊昭の大奥老女姊小路に與へたる書(二)……………二四四  
琉球蝦夷の危機〔二四四〕 日本小島〔二四四〕 夷狄の侵略心〔二四五〕 上よりの  
勵せ肝要〔二四五〕 危機、この秋にあり〔二四六〕 本丸出火のたとへ〔二四六〕 琉  
球の肝要〔二四七〕 外標亦恐るべし〔二四七〕 人心動搖の一端露ぼる〔二四八〕



五三 齊昭の大奥老女姊小路に與へたる書(三)……………二四八

藤元浦賀に階子かけらる(二四八) 清康の瑞夢(二四九) 太平二三年前後の憂慮(二五〇) 思案の中に花が散る(二五〇) 天主教の致し様(二五一) 神を頼むの愚(二五二) 家康神風を頼まず(二五二) 三家三卿意見開入の事(二五二) 將軍の衝動(二五三)

五四 齊昭の大奥老女姊小路に與へたる書(四)……………二五三

邪宗門の事(二五三) 琉球天主教になるの恐れ(二五四) 城内の些事(二五四) 對外關係の大事(二五五) 武備整頓の略(二五五) 島津密貿易の猜(二五六) 齊彬と阿部閣老(二五六) 齊昭と齊彬(二五六) 齊昭の表裏(二五七)

五五 大奥老女姊小路の返書……………二五七

齊昭書簡の反響(二五八) 姊小路返書本文(二五八) 將軍御聽に入る(二五九) 將軍嘉納(二五九) 爾後書取御請の事(二六〇) 結語(二六〇) 齊昭の主張(二六〇) 齊昭の不息不休(二六一)

註 烈公建言の趣旨(徳川慶喜公傳)……………二六一

五六 齊昭裏面より將軍に建白す……………二六三

齊昭の目的(二六三) 又姊小路に一書進達を依頼す(二六三) 建白書本文(二六四) 先づ武備を整へん(二六四) 海軍船製造の急要(二六五) 内外船舶の比較(二六五) 夷狄打掃急要(二六六) 右意見不採用(二六七)

第十章 一橋家繼承問題……………二六八

五七 將軍家慶、阿部、及び水戸……………二六八

齊昭の謹慎免除(二六八) 忠邦と齊昭(二六八) 齊昭と正弘(二六九) 齊昭と大奥(二七〇) 慶篤結婚問題(二七〇) 十郎麿一橋養子問題(二七一)

五八 齊昭の子七郎麿一橋家を繼ぐ……………二七一

一橋家資格(二七一) 一橋家の先代(二七二) 阿部閣老の將軍意志傳達(二七二) 齊昭の一應辭退(二七三) 齊昭の承諾(二七三) 伊東宗益内話(二七四) 水戸家開運の兆(二七四) 七郎君御登り(二七五)



五九 七郎磨一橋家相續の影響……………二七五

七郎磨一橋相續決定(二七五) 水戸君臣の満足(二七六) 藤田東湖の諫戒(二七七) 東湖の先見(二七七) 慶喜の鋭發(二七八) 七郎養子一件の因由(二七八) 將軍家慶の遠慮か(二七九)

註 七郎磨初登城〔昔夢會筆記〕……………二七九

六〇 七郎磨一橋家相續の内情……………二八〇

複雑の事情(二八〇) 水戸の持掛けか(二八一) 奥向女中の養成(二八二) 水邸より關係者への贈物(二八二) 家慶の齊昭依頼(二八二) されど敬遠(二八三) 事々齊昭の所爲を好まず(二八三) されど亦依頼(二八四) 一斑抄を喜ぶ(二八四) 齊昭の誠意(二八四)

第十一章 齊昭雪冤運動……………二八六

六一 幕府、齊昭及び水戸藩執政者……………二八六

家慶齊昭間の融和(二八六) 齊昭水藩當局に不満(二八六) 結城寅壽(二八七) 寅壽の勢力(二八八) 水藩形勢の一變(二八八) 水藩新政府結城派に歸す(二八九) 齊昭憤怒(二八九)

六二 水藩正義派の裡面運動……………二九〇

水戸家の問題と幕府との關係(二九〇) 齊昭執政者一掃策亦當然(二九〇) 水藩土阿部を疑ふ(二九一) 藤田派の禁錮(二九一) 藤田派の復活(二九一) 水戸人の多策(二九二) 高橋の主君雪冤運動(二九二) 賄賂先行(二九三) 齊昭の氣焔(二九三) 君臣運動の本音(二九四)

註 高橋多一郎の齊昭雪冤運動〔水藩黨争始末〕……………二九四

六三 藤田東湖の心の跡(一)……………二九六

心の跡の由來(二九六) 其の緒言(二九七) 東湖の意見(二九七) 齊昭父子の中に就き(二九七) 齊昭病所に適中(二九八) 御連枝後見の事(二九九) 連枝心情(二九九) 齊昭の對連枝心事(三〇〇) 連枝の心收攬の事(三〇〇)

六四 藤田東湖の心の跡(二)……………三〇一

舊家の心を攪る事(三〇一) 黨争の禍(三〇二) 齊昭實は眼の上の瘤(三〇二)



舊家門閥皆齊昭を怨む〔三〇二〕 却て雪冤運動者を怨む〔三〇三〕 寅壽態度に嫌焉〔三〇三〕 寅壽の素志〔三〇四〕 寅壽の對手〔三〇五〕 齊昭の素志を知る〔三〇五〕

六五 藤田東湖の心の跡〔三〕……………三〇六

藤田公平の觀察〔三〇六〕 寅壽の心事〔三〇七〕 是或は真相か〔三〇七〕 反対派 齊昭障視の事情〔三〇七〕 巨室世家使用の心組を要す〔三〇八〕 正姦分類の不可〔三〇八〕 所謂鄙夫多し〔三〇九〕 東湖の襟度〔三一〇〕 註 東湖寅壽を惡まず〔菅政友全集〕……………三一〇

六六 藤田東湖の心の跡〔四〕……………三一

暫く沈黙を勧む〔三一〕 水暮父兄弟の關係〔三一〕 朝鮮信使待遇に就き〔三一〕 無理の注文〔三一〕 責めらるゝを遠ざくる人情〔三一〕 齊昭の病所適中〔三一〕 敢て天下大事無からん〔三一〕

六七 藤田東湖の心の跡〔五〕……………三一六

謙遜の美德〔三一〕 冤罪一洗の方法〔三一〕 事々自己反省の要〔三一〕 幕府官吏氣質〔三一〕 甲辰の件に就き東湖自省〔三一〕 等閑を悔ゆ〔三一〕

六八 幕府と水戸齊昭との接近……………三二一

阿部鈴小路心事〔三二〕 深入せざるを要す〔三二〕 東湖遺言狀の如し〔三二〕 齊昭の性格〔三二〕 家慶齊昭共に活眼無し〔三二〕 家慶の優柔〔三三〕 正弘の對外心情〔三三〕 家慶の外事憂慮〔三四〕 正弘亦齊昭に依頼〔三四〕

第十一章 齊昭復活の經路……………三二六

六九 眞面目なる攘夷論……………三二六

會澤新論の感化〔三二〕 川路聖謨の新論評〔三二〕 探るべからざる點〔三二〕 七 新論に對する贊辭〔三二〕 藤田會澤同意見か〔三二〕 生一本の攘夷論〔三二〕 戰の一字に歸著〔三二〕

七〇 徒手空拳の攘夷論……………三三〇

水藩攘夷論の感化力〔三三〕 只準備皆無〔三三〕 攘夷空論〔三三〕 責任幕府に在り〔三三〕 幕府の外交秘密策〔三三〕 迅雷に耳をふさぐ〔三三〕 秘密政策の禍害〔三三〕 只大言壯語のみ〔三三〕 外國を知らざるの弊〔三四〕



己を知らざるの弊(三三四)

七一 齊昭一陽來復の期近く……………三三五

家慶益々齊昭に依頼(三三五) 齊昭正弘信書往復機縁(三三六) 齊昭君臣表裏兩面の運動(三三六) 齊昭父子間の疎隔(三三七) 齊昭藩政關係の危險(三三七) 慶篤の後見廢止願(三三八) 當分不許可(三三八) 黨派の心配(三三九) 當節の弛緩(三四〇) 諸事得失勘辨を要す(三四〇) 齊昭復活の接近(三四一)

註 齊昭慶篤父子疎隔の事情〔遠近稿〕……………三四一

七二 平和の使者としての一橋慶喜……………三四二

七郎磨善處(三四二) 齊昭の満悦(三四二) 齊昭怨嗟漸次消滅(三四三) 家慶七郎磨間柄(三四三) 家慶繼嗣の憂慮(三四三) 家慶七郎磨を鍾愛(三四四) 齊昭七郎磨間柄圓滿(三四四) 家慶七郎磨圓滿(三四五)

七三 齊昭藩政干與禁止の解除……………三四五

慶喜將軍繼承の機運(三四五) 慶喜婚約(三四六) 線宮慶篤縁組(三四六) 齊昭父子満足(三四七) 慶篤後見を解かる(三四七) 齊昭全く復活(三四八) 齊昭隱居中の藩政(三四九) 齊昭味方の屏息(三四九) 復活運動の奏功(三四九)

註 齊昭藩政關係解禁後慶篤に與ふるの書〔巷街贅説〕……………三五一

七四 齊昭に對する訓示……………三五二

制限的解放(三五二) 訓示本文(三五二) 將軍配慮(三五二) 藩吏任免の事(三五三) 一己の果斷を禁ず(三五三) 戸田藤田再用の禁(三五四) 奸人淳化を要す(三五四) 右要領(三五五)

七五 小金原の狩獵……………三五六

家法の狩獵(三五六) 齊昭の調査書提出(三五七) 同じく種々の建白(三五七) 狩獵頭末(三五八) 將軍出御(三五八) 將軍服裝(三五九) 狩獵開始(三五九) 將軍兎二匹を得(三五九) 將軍還御(三六〇) 阿部正弘賞賜(三六〇) 齊昭にも賜物あり(三六〇)

七六 將軍家慶小石川水戸邸に臨む……………三六一

家慶齊昭關係日に親善(三六一) 久しき間の臨御約束(三六一) 將軍臨御の名義(三六一) 將軍歡樂(三六一) 齊昭の御禮(三六三) 齊昭懊惱不快の一事(三六四) 父子益々疎隔(三六五) 齊昭の苦慮(三六五)



第十三章 齊昭除姦運動の奏効……………三六六

七七 水戸の黨禍と齊昭……………三六六

藩政依然反對黨に在り(三六六) 其の理由(三六六) 黨禍の助長者(三六七) 齊昭小細工の禍(三六七) 齊昭の目指す相手(三六八) 幕府の手を借んとす(三六九) 急々の沙汰を求む(三七〇)

七八 除姦問題に付て齊昭と幕閣との折衝……………三七〇

幕府の對諾(三七〇) 齊昭の要求連々(三七二) 水戸役人共の鼻息(三七二) 齊昭立場(三七二) 齊昭毒殺を懸念す(三七二) 御守殿何疎遠の辯(三七三) 奸人の父子離間(三七三) 黨争の激成者(三七四)

註 水戸内争の激烈(徳川慶喜公傳)……………三七四

七九 齊昭の意見と藩政……………三七五

幕府若干願諾(三七五) 阿部弘書簡(三七六) 幕府の打切手段か(三七六) 幕府の諭示(三七七) 水藩獎勵せず(三七七) 齊昭再願(三七八) 再開諭を求む(三

七八)

八〇 齊昭回春の期至る……………三七九

齊昭の味方(三七九) 齊昭反對黨の打撃(三八〇) 家老の交替(三八〇) 太田水戸下り事情(三八一) 齊昭派追々登用(三八一) 舊政恢復の緒に就く(三八二) 慶篤衷情(三八二) 齊昭登城(三八二) 線宮入奥(三八三)

註 齊昭開運(水戸見聞實記)……………三八四

第十四章 薩藩の内訌……………三八六

八一 島津齊彬の苦境(一)……………三八六

齊彬の賢明(三八六) しかも黨争を免れず(三八六) 齊彬立場の困難(三八七) 重豪の時代(三八七) 齊宣の時代(三八八) 調所の政治(三八八) 齊彬笑左の關係(三八八) 笑左の齊彬父子疎隔(三八九) 笑左所思(三九〇)

註 島津齊彬と水戸齊昭との間柄(順聖公事蹟)……………三九〇

八二 島津齊彬の苦境(二)……………三九一



齊彬子女死因の疑ひ(三九一) 笑左の死去(三九二) 笑左派の富惑遠慮(三九二)  
 姦女未だ退かず(三九二) 右要領(三九三) 調所派の態度變改(三九三) 黒田阿  
 部の齊興隠居幹旋(三九三) 笑二摘發(三九四) 對齊興の間接射撃(三九五) 齊  
 彬善處(三九五)

八三 所謂る高崎崩……………三九六

齊彬の穩健(三九六) 反對黨未だ有勢(三九六) 高崎崩れの發端(三九七) 當局  
 の誣告(三九七) 大變の根元(三九八) 土持村田の口輕(三九八) 肥後平の居勤  
 (三九九)

八四 高崎崩の破綻……………四〇〇

齊彬の近臣取鎮め(四〇〇) 齊彬所思(四〇〇) 近藤氣質(四〇〇) 當局碇山の  
 人物(四〇一) 齊彬再三慰諭(四〇一) 近藤自殺(四〇二) 有志の反覆(四〇二)  
 一齊斷罪(四〇二)

八五 高崎崩の再燃……………四〇四

其の原因(四〇四) 正義派一掃(四〇四) 正義派處分宣告(四〇四) 計畫證據  
 顯(四〇五) 近藤罪跡(四〇五) 切腹者面々(四〇五) 二階堂等の處罪(四〇六)

黒田侯に寄托の者(四〇六) 鳥津壹岐の死(四〇六) 赤山靱負の壯烈(四〇七)  
 西郷吉兵衛(四〇八)

註 事件後の悲況(海江田子爵實歴史傳)……………四〇八

第十五章 内訌に對する鳥津齊彬の態度……………四一〇

八六 善後策奈何……………四一〇

齊彬幸にして免る(四一〇) 其の原由(四一〇) より大なる原由(四一一) 齊彬  
 の同情者(四一一) 當局琉球措置の弱點(四一二) 薩藩當局虚偽の報か(四一二)  
 事實の真相(四一三)

八七 琉球に於ける事實の真相(一)……………四一四

齊彬立場の當惑(四一四) 琉球真相報知の狀(四一五) 英人交易要求(四一五)  
 英人益々増長(四一六) 英人申出の強硬(四一六) 英人素志貫徹の恐れ(四一七)  
 國家の大變(四一七) 反對黨の痛手(四一八)



八八 琉球に於ける事實の真相(二)……………四一九  
 内報の理由(四一九) 中山病體治療の法(四一九) 薩藩當局の姑息(四二〇)  
 齊彬の憤慨(四二〇) 虚偽報告の結果憂慮(四二二) 齊興齊彬の關係(四二二)  
 齊彬轉禍爲福(四二二)

八九 琉球に於ける事實の真相(三)……………四二三  
 齊彬伊達宗城に詢る(四二三) 忠孝兩全の道如何(四二四) 奥平南部の意見(四二五)  
 齊彬苦境(四二五) 笑左以來の惡習(四二五) 用意周到(四二六)

九〇 伊達宗城と阿部正弘との問答(一)……………四二六  
 宗城阿部兩老に打明く(四二七) 宗城正弘對談(四二六) 齊彬父の一身を思ふ  
 (四二八) 正弘齊彬に同情(四二九) 阿部答辯(四三〇) 齊興昇進の事(四三〇)

九一 伊達宗城と阿部正弘との問答(二)……………四三一  
 宗城努力(四三一) 臣下齊興を諷くか(四三一) 阿部内奏を欲す(四三二) 阿部  
 の寛大(四三二) 其の一面の理由(四三三) 事實呈覽を約す(四三三) 齊興隱居  
 の事(四三四) 宗城使命を達す(四三四)

註 正弘齊彬の接近(福地源一郎著幕末政治家)……………四三五

九二 筒井政憲の斡旋(一)……………四三五  
 窮すれば通す(四三六) 薩摩政局一轉換(四三六) 齊興隱居勸告の機(四三七)  
 筒井の隱居申渡(四三七) 破山吉利を召す(四三七) 隱居最善の理由(四三八)  
 兩人の迷惑を察す(四三九) 演舌案手渡(四三九)

九三 筒井政憲の斡旋(二)……………四四〇  
 急速願書差出を命ず(四四〇) 齊興自身の決心を欲す(四四一) 齊興の心情を憂  
 ふ(四四二) 兩人急度受合(四四三) 演舌案差出順序(四四三) 重ねて急速差出  
 を命ず(四四四) 政憲嚴命(四四五)

九四 島津齊彬の襲封……………四四五  
 齊彬の彼岸到達(四四五) 政憲諭示のきよめ(四四五) 弱點自覺(四四六) 齊興  
 隱居内願書差出(四四六) 琉球に關する幕府の命令(四四七) 齊興左右の小細工  
 (四四八) 非常議の指令(四四九) 齊彬襲封(四四九)

九五 琉球に於ける外人の措置……………四五〇



齊彬の上出来(四五〇) 琉球問題の困難(四五〇) 一時貿易開始策(四五一) 右に就き阿部答辯(四五二) 臨機所置委任(四五二) ベツテルハイムの人物(四五三) ベ氏の滞琉中の仕事(四五三) 更に恐るべきもの(四五三)

第十六章 弘化嘉永年間の政狀概観……………四五五

九六 弘化嘉永年間と天下の人材……………四五五

人物輩出(四五五) しかも對外無定策(四五六) 右の理由(四五六) 年貢納時到来(四五七) 將軍家慶の人物(四五七) 家慶晩年の小康(四五八) 阿部の水戸齊昭利用(四五八)

註 阿部の溫雅政策(雜誌江戸所載「燭論記」)……………四五九

九七 弘化嘉永年間に於ける政治家……………四六〇

水野と阿部(四六〇) 阿部の人物(四六〇) 水野阿部井伊(四六一) 右三人比較(四六一) 阿部出現は幕府の幸運(四六二) 阿部情利策の成功(四六二)

九八 阿部正弘と島津齊彬……………四六三

阿部の大名懐柔策(四六三) 阿部の穩健(四六四) 亦止むを得ず(四六四) 正弘齊彬接近の由縁(四六五) 正弘齊彬握手(四六六) 兩人握手の結果(四六六) 齊彬慶永の關係(四六六)

九九 知りて行ふ能はず……………四六七

阿部の内治(四六七) 只積弊一變の膽識無し(四六八) 米糞來航を豫知す(四六八) しかも定策なし(四六九) 新施設皆無(四六九) 一部幕吏の盲目(四七〇) 阿部の困却(四七一)

註 幕吏出納の吝(鍋島直正公傳)……………四七一

一〇〇 形式上に於ける朝幕の關係(一)……………四七二

二百年來形式の持續(四七二) 天皇の家慶六十賀祝歌(四七三) 年頭使江戸參賀(四七四) 薄祿堂上救助内談(四七四) 御所向救済の不能(四七五) 不正申立の多煩(四七五) 公卿の貧困(四七六) 三文も梨木町(四七六)

一〇一 形式上に於ける朝幕の關係(二)……………四七七

内談申入の所以(四七七) 幕府無頼著(四七八) 朝廷の再内談(四七八) 漸く二萬兩贈進(四七八) 朝廷の乏(四七九) しかも外交問題には諭示(四七九) 幕政



根本義崩壞の兆(四七九) 幕府の對朝廷策は不變(四八〇) 朝廷度外視の不思議(四八〇)

第十七章 愛度大事實……………四八一

一〇二 明治天皇の御降誕……………四八一

愛度大事實(四八二) 明治天皇の御生母(四八二) 中山權典侍著帶(四八二) 權典侍召出されの初め(四八二) 懷妊中の病氣(四八三) 順調進行(四八四) 皇子御誕生(四八四)

一〇三 御降誕後の雜事(一)……………四八五

産所しつらひ(四八五) 禁中女御參賀(四八六) 平産御降誕(四八六) 御胞衣納め(四八六) 御胞衣納めの狀況(四八七) 吉田納胞の前例(四八八)

二〇四 御降誕後の雜事(二)……………四八九

御名撰定(四八九) 御七夜延引事情(四八九) 御七夜執行(四九〇) 祐宮初御參内(四九〇) 御參内御道筋(四九一) 御參内狀況(四九一) 祐宮御箸初(四九二)

御箸初狀況(四九二)

一〇五 嘉永の末期……………四九二

幕政精神の喪失(四九三) 徳川氏の自恃的精神(四九三) 徳川氏の實力主義(四九四) 根本義は力(四九四) 幕政一貫の自力主義(四九五) 尾大不振(四九六) 祖法烟散(四九六) 徳川氏自ら滅ぶ(四九七)

年表及人物概覽

其一年表……………一〇

其二人物概覽……………一一四七

索引……………一一一



### 挿入繪圖地圖

- 一 島津齊彬肖像……………卷首
- 一 江戸近海要地圖〔九〕幕府當局の外憂に對する態度……………四一
- 一 江川太郎左衛門畫像〔二三〕江川垣庵……………一〇五
- 一 佐久間象山肖像〔三〇〕佐久間象山の海防意見書〔一〕……………一三九
- 一 藤田東湖畫像〔六三〕藤田東湖の心の跡〔一〕……………二九六

## 近世日本 國民史 彼理來航以前の形勢

蘇峰學人

### 第壹章 中外形勢の一變

#### 〔一〕孝明天皇時代に於ける孝明天皇

昭和二年三月二十三日、大森山王草堂に於て、孝明天皇時代を書き始む。時に  
 歳六十有五。皇天若し予の祈願を容るれば、希くは近世日本國民史をして、  
 完成せしめよ。



第一章 一 孝明天皇時代に於ける孝明天皇



孝明天皇の御生涯

孝明天皇は、仁孝天皇の御子にして、天保二年六月十四日降誕あらせられ、熙和宮と稱し、同六年九月十八日、親王に立せ給ひ、同十一年三月十四日、皇太子に立せ給ひ、弘化三年二月十三日、踐祚あらせらる。時に御歳十六。同四年九月廿三日、即位あらせられ、慶應二年十二月廿五日、崩御あらせらる。御歳三十六。之を陽曆に換算すれば、慶應三年一月三十日となる。

御代の社會情態

されば孝明天皇時代は、弘化三年から慶應二年まで、約二十一年間に亙るものだ。時間から云へば、二十一年間は、必ずしも長期ではない。されど歴史から云へば、重大なる事件が、殆んど幕なしに展開し、去來した。云はば社會の震盪期とも云ふべき刹那であつた。而して孝明天皇は、御若齡では在しなされたが、而して漸く三十代にて昇遐せられたが。然も恐れ多くも此の期間の中心人物として、多大の役目を働らかせ給うた。此れは固より天皇の御位に在したが爲めであつた。されど亦た其の不世出の英

天皇不世出の英主

主で在したとを、其の重なる要素の一に、計上せねばならない。固より九重の裡に、多年の徳川幕府の制定したる通りの、生活を遊ばされたれば、時務に處する新知識に於て、充分なる御修養の出来なかつたとは、餘儀なき次第であつた。されど多大の障礙を排して、出來得可き範圍に於て、帝者としての天職を盡さんと、御心掛けあらせられたことは申すも愚ろかである。

天皇の御決心

孝明天皇には、祖考光格天皇の皇運軌回の御志をば、最も痛切に會得あらせられ、最も熱心に紹述あらせられた。而して其の御一身を以て、國難に處せんとする御覺悟、御決心に至りては、宛も龜山天皇が、元寇の危機に際し、身を以て國難に代らんと遊ばされたと、其揆を一にした。此の御誠意が、天人に貫徹して、遂ひに維新中興の祥運を導き來つた。

中興偉業の一動機

維新中興の偉業は、時勢の推移により、時勢の推移は、凡有る志士の献身的努力によるは、勿論だが。然も志士をして其の精神的高調に達せしめたる所以の一は、孝明天皇の國家多難の秋に際して、國事を憂慮遊ばされたる御誠意を奉



幕府の中  
人物

幕府の有  
名無實

戴し、宸襟を安んじ奉らんと欲する動機に基きたるものだ。  
 維新回天の事業を説く者、概ね賢明なる大名や、諸藩の志士や、浪人者や、脱藩者の奔走、運動を説き、却て孝明天皇が、此の期間に於ける、重大なる役目を勤め遊ばされたることを、遺却するものがある。されど公正なる歴史の眼孔から見れば、孝明天皇の時代に、孝明天皇が中樞人物で在す事は、猶ほ明治天皇時代に、明治天皇が中樞人物に在したると同一だ。此の一點は、孝明天皇時代の歴史を通じて、豫じめ心得置かねばならぬ、必要事件だ。何となれば此れが時代の鍵であるからだ。固より天皇の左右、若しくは周圍、而して其の遠隔ではあるが、或る手寄りも接近し奉りたる、種々の人々が、献替の誠を竭したる者は尠くなかつたとは云へ。

孝明天皇時代の二十一年間、幕府は依然として存在した。將軍は依然として存在した。江戸と京都とは依然として對立した。されど是唯だ外形のみであつた。幕府の覇威を日本全國に振うたのは、畢竟幕府が其の實力を以て、爲政者たる

責任を盡したる爲めだ。然るに今や其の實力を失墜し去り、其の責任を閑却するに於ては、是れ幕府自から其の覇威を遺失したるものだ。何ぞ必らずしも慶應三年の政權返上を待つて、而して後政權返上と云はん哉だ。

### 【三】幕府の敵は幕府自身

空過の十

抑も和蘭國王からの忠告書到來から、(弘化元年七月二日長崎著) 彼理の浦賀灣闖入の歲月は短しと云へば短く、長しと云へば長い。若し此間に國策を決し、武備を整へ、内政を治め、天下の人心を一振するの經綸を定めたらんには、左程狼狽することもなく、相當の威權をもて、外人と應接することも出来る可き筈だ。然るに此の十年は、如何にして經過したる乎。



幕府の責任閑却

天下は幕府の天下であつた。二百幾十年來、天下の政は、擧げて幕府の手中に存した。權力の存する所、責任の存する所だ。されば日本を擁護して、外國に對する責任は、幕府固より自から負はねばならない。然るに幕府は此の責任を殆んど自から閑却した。識者ならざるまでも、苟も一通りの知能あるものは、外難の來り薄りつゝあるに氣付かねばならぬ。況んや當時の幕府には、幕末の賢相阿部伊勢守正弘の如き者ありて、上下の信任を専らにしつゝあつたではない乎。然るに彼等は何事をなしつゝあつた乎。

彼等は對外國的策に就て、何等一定の方針を定めなかつた。彼等は文政打拂令と、天保の緩和令—薪水を給與して退去せしむる—との間に、彷徨してゐた。彼等は果して開國の已む可らざるを、知らなかつた乎。彼等は果して鎖國制度徹底的維持の、行ふ可らざるに、氣付かなかつた乎。彼等は若し祖法—即ち鎖國制度—を維持せんとするには、只だ之を維持するだけの軍備を必須とするを、覺悟しなかつた乎。

針對外無方

大艦製造策無視

軍備と云へば、砲臺を築き、要塞を設くるのみでなく、兵士を訓練し、武器を整頓するのみでなく、復た敵を海洋に邀へ防ぐ可く、大艦巨舶の必要である可きは、兵法を解せざる者でも、能く知り得可き筈である。然るに當時の幕府は、依然祖法を守りて、大艦製造を禁物とした。此れが爲めに水戸齊昭が、如何に屢ば幕閣と交渉した乎は、彼の建白書を見れば、分明だ。然も幕府は其の親藩たる水戸にさへ、之を許可せざるのみならず、幕府自らさへも製艦などと云ふことを、眼中には措かなかつた。

只無爲無策のみ

幕府は殆んど無爲無策にて、只だ其日暮らしの政治を爲した。天保度の改革は、内外の趨勢に刺戟せられ、水野忠邦が、幕府掉尾の政治を施したが、其の失廢の餘を承けたる阿部正弘は、殆んど癸に懲りて胎を吹き、只だ事勿れ主義の一

政治家と時勢との權衡

點張りにて始終した。されど後世から前世を見て、その時代の當局者の怠慢、遺漏、失策、過誤を指點するは、容易の業であるが。その當局者としては、其日暮らしの政治をする



政治家の  
幸不幸

さへも、決して尋常ではなかつたことを、洞察せねばならぬ。場合によりて、政治家と時勢とが、其の歩趨を一にする時節もある。或は政治家が時勢に先つ場合もある。或は時勢が政治家に先つ場合もある。政治家と時勢との權衡は、單に政治家の智愚、賢不肖のみを以て、定む可きものではない。時勢其物の歩趨の緩急、疾徐も亦た、計上せねばならぬ。時として時勢の速力が、餘りに急激にして、如何なる先見、卓識の士も、之に追隨するとさへ困難の場合がある。政治家にも亦た其の遭際する時代に於て、幸不幸がある。時勢の歩趨が遅緩にして、殆んど定滯不動の場合に於ては、唯だ從來の慣行を其儘恪守して、失ふなき迄にて澤山だ。されど時勢が急轉直下し、倏忽に千變萬化する場合には、如何なる眼快手利の政治家でも、時勢に引づられて、自から居措を失ふことがある。

當局の時  
勢追隨不能

弘化、嘉永の間は、必らずしもそれ程ではなかつた。されど時勢の速力は、とても幕府當局者の追隨を容さなかつた。云はば幕府政治家の愚鈍、怠慢と云は

幕府の敵

んよりも、時勢の推移、變遷が、彼等の足並よりも、より急速であつた。然も如何に時勢が斯くあればとて、その時勢に順應して、相應の施設を爲す可きことを、爲さなかつた責任は、當局者が負はねばならぬ。幕府自から爲す可き事を爲さず、亦爲す能はざる場合に於て、幕府が其の政權を失墜するは、必然の結果と云はねばならぬ。

徳川家康  
の朝幕關  
係の割定

抑も徳川家康の江戸に覇府を定むるや、朝幕の關係を、極めて明白に割定した。即ち一切の政權は、幕府が掌握し、朝廷は一切の政治に關係なく、亦た一切の

### 【三】幕府自ら其の政權を失墜す



天子學問  
無用の事

政務に就て、容喙あらせられざると制定した。而して却て將軍よりして、朝廷の内部に於ける、施爲にさへも、種々干渉した。家康は慶長廿年(元和元年)七月十七日、禁中及公家諸法度を定め、それには二條昭實、家康及び秀忠が署名してゐる。「參照 家康時代概観、二九—三一」而して其の冒頭には「一、天子諸藝能の事、第一御學問也」とあるが、此の御學問なるものは、何等實際の御政務には關係なきものとして、所謂諸藝能、即ち御遊藝の中に數へたものであつた。

天皇の御  
不自由

至尊は唯だ皇居の室内、若しくは座内の、御自由あらせ給うたのみで、宮門外、一步たりとも、御踏み出しの自由は無つた。叡山の麓なる修學院に御幸さへも、幕府の許可なくては能はず。其の許可も容易に來らず、爲めに紅葉の期を失墜し給うたる次第は、既記の通りだ。「參照 寶曆明和篇、二〇」斯る次第であれば、朝廷から積極的に、内外の政務に就て、幕府に向て御沙汰など、決して有り得べき筈なく、若し萬一さる事がありたらんには、幕府は必らず朝廷に向て、幕

府の權威を侵蝕し給ふ御沙汰として、屹度報復的手段を取りたるに相違あるまい。

淳和獎學兩院別當職、關東將軍え被任候上は、三親王、攝家を始、公家並諸侯と雖も、悉致二支配一候、國役一切可爲知、政道奏聞に及ばず。

四海鎮致しがたき時は、其罪將軍に有べし。「公武法制應勅十八箇條」

將軍の權  
利責任

此れは家康の名を以て、定められたるものとして傳ふるも、恐らく假托ならむ。されど權利の存する所義務従て存す。天下の政權が、一切將軍に歸するに際して、天下の安寧秩序を保持する責任の一切、將軍に歸す可きは、固より當然の事と云はねばならぬ。

幕府專權  
の因

如何なる時代に於ても、如何なる場合に於ても、權利ありて義務なきことはない。若しさることあらば、是れ天下混亂の徴と云はねばならぬ。乃ち徳川幕府が、一切の政權を專にしたるは、天下の爲めに暴を禁じ、亂を靖め、上下をして其堵に安せしめんが爲めにして、亦た安んせしめたる爲めであつた。



幕府の無能  
廷の告諭

告諭の御  
必要

幕府他力  
本願とな

然るに今や外患の來らんとする形勢は、夢魘の如く、我が上下を襲ひ來つた。而して幕府はその對策を自から定むる能力なく、人心を安堵せしむる威信なく、幕府自から其の方針を定めて、上下を率ゐず、却て其の群僚に向て、其の處置の方策を諮問するの情態にあつた。斯る場合に際して、朝廷から積極的に、幕府に向て、外事に就て、告諭あらせ給ふも、幕府は所謂「餘計なる御世話」として、之を拒絶する譯には參らなかつたのは、是非なき次第だ。固より外船が頻繁に、我が沿岸に來往するものも、二百幾十年來、未だ曾て有らざりし事件だ。されば此の新事件に對して、朝廷から未だ曾て有らざりし、告諭の出で來つたのも、必らずしも數から棒の御沙汰とは云はれまい。されど若し幕府が有力であつたならば、朝廷から斯る告諭を下し給ふ可きことも、不可能であり、又た其の必要も無かつたであらう。其の外形に於ては、弘化、嘉永間の幕府は、元祿、享保間の幕府と、差したる相違はなかつた。されど其の内容に於ては、到底同日の論ではなかつた。幕府

の元氣は、既に消磨して居た。幕府は自力を恃まず、他力を恃まんとしてゐた。幕府が天下の指導者たらずして、寧ろ自から他に指導者を得んとしてゐた。斯る情態に際して、朝廷より思召を傳へ來つたのも、決して無理もなく、不思議もない。事は小なれども、關係する所は大。

### 【四】 外憂に關する御沙汰書

對外御沙  
汰書の始

弘化三年八月二十九日、朝廷より實に左の御沙汰書が、幕府に降つた。此れは朝幕の間に於ける、對外問題に關する交渉の始めである。一たび此端を啓きたる後は、幕府は外交問題に就て、恒に朝廷の干渉を免かる、能はなかつた。

八月二十九日御沙汰書

近來異國船時々相見候趣、風説内々被聞食候。雖然文道能修武



幕府の拜

事全整 候 御時節、殊に海邊防禦堅固之旨、是又兼々被ニ聞食一候而、御安慮候得共、近頃其風聞屢被是爲レ掛ニ觀念一候。猶此上武門之面々、洋蠻之不侮ニ小寇、不レ畏ニ大賊、宜籌策有レ之、神州之瑕瑾無レ之様、精々御指揮候而、彌可レ被ニ安ニ宸襟一候。此段宜有ニ御沙汰一候事。(孝明天皇紀)

十月三日所司代上申書

所司代上申書

近年異國船時々相見 趣 風説内々被ニ聞食一候。雖レ然 文道能修、武事全整 候 御時節、殊に海邊防禦堅固之旨、是又兼々被ニ聞食一候而、御安慮候得共、近頃其風聞屢被是爲レ掛ニ觀念一候。猶此上武門之面々、洋蠻之不侮ニ小寇、不レ畏ニ大賊、宜籌策有レ之、神州之瑕瑾無レ之様、精々御指揮候而、彌可レ被ニ安ニ宸襟一候。此段宜致ニ沙汰一旨、先達而被ニ仰聞、關東へ相達

文化度同様に具申の事

候處、則右之趣 及ニ言上一候 間、其段御達可レ申旨、年寄共より申越候事。

右要領

異國船之儀、文化度(對露交渉)之振合も有レ之候に付、差支無レ之事柄は、近來之模様粗 申進 候様には相成間敷哉。其譯内々被レ及ニ言上一候は、却而御安慮之御儀にも可レ有レ之哉。猶私 宜勘考候様被レ成 度、仍被レ及ニ御内談一候 趣、關東へ相達 候處、異國船近頃渡來之旨趣、別紙を以て申越候間、文化度之振合を以程 能取計 候様にと、年寄共より申越 候に付、則 御附へ相達置 候事。

武士上申書

十月三日附武士上申書

第一章 四 外憂に關する御沙汰書



當四月五日琉球國之内、那覇沖と申所へ、暎咭喇國之船二十人乗一艘、唐人共も乗組渡來、同七日那覇港と申所へ、佛朗西國之船三百人乗一艘、五月七日、同十三日、同國運天港と申所へ、佛朗西國之船、大綱兵船と唱五百人乗一艘、三百人乗一艘兩度に、猶又渡來。琉球國と通商和好等之儀申立候に付、役々より示談之上、委細及ニ理解、通商等之儀、堅く相斷候處、其段本國へ罷歸申聞、猶一箇年程には、又候渡來も可致旨異人共より及ニ挨拶。

閏五月廿四日一同出帆致し、尤右之内佛朗西人一人、並當四月中渡來致し候暎咭喇國之醫師並妻子、唐人共は今以琉球國へ殘し置候に付、夫々嚴重に手當致し置候由、松平大隅守（島津齊興）より、追々注進有レ之候。〔參照 幕府實力失墜時代、二〇一—二八〕

閏五月廿七日、浦賀之沖合へ、北亞米利加國之船、一艘は長さ四十二間程にて、八百人乗組、一艘は長さ二十二間程にて、二百人乗組渡來。軍船之

浦賀沖渡來船の事

噠馬國船の事

佛船長崎渡來の事

模倣にも相見え候に付、浦賀奉行與力同心共並御備場詰之役々、早速出船致し、同所野比濱沖にて乗留、及ニ通辯候處。右船逆意等は無レ之、交易之儀、強て相願候趣、横文字差出候に付、日本之儀は、外國之通信通商新に御許容は難ニ相成、御國禁之旨申諭、食料薪水等望に任せ、相應に與へ、早々出帆候様申渡候處、右之趣承伏致し、請書をも差出、六月七日出帆之事に候。〔參照 同上、四〇—四六〕

同月廿七日、同所之沖合へ、デネマルカ（噠馬）國之船一艘相見候に付、役々相越、是又通辯爲レ致候處、地理測量之爲渡來之趣申立、同廿九日子細も無レ之、遠沖へ走り去り、帆影も相見不レ申候。六月七日、長崎高鉾島と申所へ、佛朗西國之船二艘渡來に付、檢使等差遣、渡來之趣意相糺候處、二箇年以前日本近海にて、鯨漁之佛朗西船暴風雨に逢候に付、地方へ寄、船を繫候處、如何之取扱に逢候間、以後佛朗西國之者共日本之地方にて、若及ニ難船一候はゞ、扶助相願度、且漂流之



者有之節は、唐紅毛之船歸帆之節、返し吳候様に之趣申立候に付、薪水等望之品差遣可申と心組候内、右申立之返答をも不承届、同九日子細不ニ相分、俄に出帆致し、三艘共沖手へ走り去り申候。右之外には別條無之事に候旨、爲ニ心得一年寄衆より申來候事。

十月

右之趣、酒井若狹守(所司代)無急度一申聞候に付、此段申上候。

十月三日

明樂大隅守

水戸齊昭封事

尙ほ菅原(東坊城)聰長記によれば、

十月廿八日庚辰、關白殿(鷹司政通)昨日令レ談給、水戸前中納言齊昭卿封事一冊爲レ見被レ下。

とある。此を見れば水戸齊昭は、既に京都にも、それ／＼手入をなしたるものと思はる。封事は恐らくは、幕府に差出したるもの、寫であらう。兎も角も異國船渡來の頻繁と同時に、朝幕間の干繋が、愈よ頻繁となつて來た。

## 第二章 孝明天皇の御學問

### 【五】學習院の建立

公家學校建設の企

京都に學校を設け、公家の教養に資せんとしたることは、遠くは家康時代、林道春の企てもあり、近くは中井竹山の意見書や、高山彦九郎の運動等もあつた。

學習所成

(參照 幕府分府接近時代、九三、九四) 然も遂ひに行ふを果さなかつた。然るに弘化四年三月九日に至りては、愈よ學習所成り、開講式を行つた。此れは直接に其の效果の、目に見える程の事ではないが、皇權恢復の象徴として、且つは皇權興隆の素因として、尤も注意す可き事の一と云はねばならぬ。今其の緣起に就て語れば、左の通りだ。

其の緣起

弘化二年十一月廿七日甲申、午初刻參内、今日兩役可ニ參集、兼日殿下有命。未終刻、兩役各召ニ御前、御小座敷殿下(鷹司政通)被レ候、同公被ニ仰傳。光



格天皇御在世中、毎度堂上輩孝悌忠信之儀御沙汰被爲、在、粗被ニ心得一候得共、中には心得違の者有レ之、叡慮不安候得共、外に被遊方も不レ被爲レ有候。大學寮御再興之思召も被爲レ有候得共、大總にも有レ之、可レ被追ニ先蹤一禮儀も有レ之、格別叡慮にて、於ニ開明門院舊地一建春門外被レ設ニ講堂以下、壯弱之輩、孝悌忠信相心得候様、天氣御治定之旨、各謹拜承了退ニ御前。於ニ八景間一今傳奏三條大納言實萬學頭奉行勘解由小路前中納言資善新宰相東坊城聰長等被ニ仰下旨殿下示給。(實久卿記)

以上にて學習所の成立が、光格天皇の思召の、延長であつたことが判知る。乃ち光格天皇の思召が、仁孝天皇の末期に於て、實行に取り掛られ、孝明天皇の初期に於て、愈々實行せらるゝに至つたのだ。

開講式次

四年(弘化)三月九日戊子、卯半刻(午前七時頃)著ニ狩衣奴袴、參ニ于學習所。人々追々參集、辰刻許、關白殿(鷹司政通)御參、役々相揃之後、被レ始ニ講談。先予爲政朝臣等誘引推參。四十已上之人、謂ニ之推參。之合十六人、聽衆合九十

講書及び

三人等子ニ講堂、令ニ著座。非藏人以下著座之事。予等不ニ商量、各著座之後有ニ講談。先新宰相、次儒者五人講談畢、起座之時、推參、聽衆之人々、予爲政朝臣等商量之相濟之後、參ニ于關白殿御側。申ニ恐悦。傳奏學頭へも同様申入。令日役々參勤交名、推參聽集交名、當番並臨期不參之分肩書等、有識(讀書教授且學頭差支之節代勤の役)書認、傳奏、學頭等參内、屬ニ于議奏、被ニ献上。今日開筵、自ニ御内儀賜之由、金二百匹、學頭被レ渡レ之。且又賜ニ御菓子、自ニ關白殿一役々一統へ、切飯、煮染等賜レ之。出役辨當料、銀三文目、御用掛取次、持ニ參于座下。被レ渡レ之、萬事相濟、於ニ學習所一致ニ衣體。以ニ狩衣一爲ニ衣冠。參内申、今日學習所開筵被レ爲レ濟恐悦、且自ニ御内儀一拜領物等之御禮。中略

今日講書並講師之事 今日無ニ讀師

論語古義、勘解由小路前中納言臨レ期不參

御注孝經、東坊城宰相

大學、寺島丹後介、源天祐

第二章 五 學習院の建立



學則の事

此にて學習所が如何なるものであつたか、判知る。

學則之事

履<sup>せいじん</sup>聖人至<sup>だう</sup>道<sup>をよむ</sup>  
 崇<sup>くわうこく</sup>皇國之<sup>いよう</sup>敬<sup>をたつ</sup>風<sup>び</sup>  
 不<sup>せいけい</sup>讀<sup>をよま</sup>聖<sup>をよ</sup>經<sup>して</sup>一<sup>なにを</sup>何<sup>も</sup>以<sup>もつて</sup>以<sup>かみ</sup>修<sup>をせ</sup>身<sup>をま</sup>  
 不<sup>こゝろ</sup>通<sup>に</sup>國<sup>を</sup>典<sup>を</sup>何<sup>を</sup>以<sup>を</sup>養<sup>を</sup>正<sup>し</sup>ん  
 明<sup>ちきり</sup>辨<sup>かに</sup>之<sup>を</sup>務<sup>を</sup>行<sup>を</sup>レ<sup>は</sup>之<sup>を</sup>  
 以上の學則を見れば、其の旨義に於て、先づ水戸の弘道館と、大差なきを知る可しだ。

學習院條目

一 講釋 月中凡三個度之度

但讀書同日之事

一 講釋 自辰刻(午前八時)限巳半(午前十一時)讀書 自午半(午後一時)限申(午後四時)事。

一 聽衆 四十歲以下十五歲以上可<sup>レ</sup>依<sup>レ</sup>請<sup>レ</sup>事。

但於素讀者一家督十歲以上可<sup>レ</sup>依<sup>レ</sup>請<sup>レ</sup>事。

一 講習 經書大化令、令義解、唐律等、追可<sup>レ</sup>及<sup>レ</sup>讀書之事。

一 聽衆 專守<sup>ニ</sup>五教<sup>一</sup>、本<sup>ニ</sup>修身<sup>一</sup>、不<sup>ニ</sup>必要<sup>ニ</sup>文藝<sup>一</sup>之事。

一 院內 飲酒雜談禁止之事。

以上にて、學習院の概念がでて來るであらう。固より此れが直ちに尊皇倒幕の苗圃となつたとは云はぬが、然も公家の人々が、社會的に、政治的に、擡頭し來りたる機會ともなり、因縁ともなりたることは、決して疑を容る、餘地が

公家擡頭の因縁



學習所令條

天保十三壬寅年十月

堂上方學習所創建之儀に付傳奏案より口達

近年別而堂上風儀不<sub>レ</sub>宜、身柄不相應之遊興、卑俗之服著用、遊里江忍行之人々も有之歟之風聞、時々相聞候に付、被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>制止<sub>一</sub>候得共、兎角不<sub>レ</sub>相止、不法之進退致<sub>二</sub>増長<sub>一</sub>關白殿にも誠<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>、且幕に深御心配被<sub>レ</sub>成候。往古者大學寮四姓學校も有<sub>レ</sub>之候得共、當時廢絶、慶長十八年被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>にも、御一公家學問と御座候に付、年來何卒學問致候様被<sub>レ</sub>成度御存念に候得共、堂上困窮之人々者授教師招請も難<sub>二</sub>出来<sub>一</sub>、東條整兼候に付、不學文盲の輩多相成候次第、誠<sub>二</sub>以<sub>レ</sub>御心配被<sub>レ</sub>成候に付、而者、學校抔と申候、而者、禮式作法之古禮も有<sub>レ</sub>之候儀、御大總にも相成可<sub>レ</sub>申、其上六藝抔は、堂上には先必用にも無<sub>レ</sub>之候間、責而は學習所被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>若輩之人々成共、月に兩三度計教授有<sub>レ</sub>之、性行端正篤信に相成、往々は務向不進退も無<sub>レ</sub>之様被<sub>レ</sub>成度、全く習學之爲めに、清菅兩氏又は御心掛候人を兩八計も被<sub>レ</sub>選<sub>レ</sub>之、專場所以下御預り、又外に六員計有職學生商量被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、京住篤實之儒業之師を被<sub>レ</sub>召、素讀及講釋指南被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、御會釋物、并諸雜用且建物修復書籍等之料、何卒關東より被<sub>二</sub>差進<sub>一</sub>候様似<sub>レ</sub>遊度、大體堂上四十歳以下、十五歳以上、非藏人二百人計、并御内勤之者にも諸司官人子弟之外等にも追々御願候は、人數に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>候。右之次第故年々米金五六百石餘程被<sub>二</sub>宛行<sub>一</sub>候は、精々實

堂上風儀

堂上困窮  
教師招請  
に難し

學習所

費用關東  
より差進

場所の事

素に可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候得共、堂上地下諸生往々之御見込に、而者、三四百人計にも可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>哉、其中に、而隔年位に昇殿之人計成共、御殘用途に、而、上中下出精之御褒美聊成共被<sub>レ</sub>下候得者、自然と風儀改革研學有<sub>レ</sub>之、往々御役に相候候半、人柄に相成可<sub>レ</sub>申、餘り年次に御叱り之人計に、而者、上之思召も深く被<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候。右場所は當時開門院御舊地歟、又外に御築地内に、而、差支に不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候場所に被<sub>二</sub>取建<sub>一</sub>候様に被<sub>レ</sub>成度、是等之儀其許、江宜申入旨關白殿被<sub>レ</sub>命候事。(徳川禁令考)

【六】學習院に於ける賞賜の釋奠

課試褒賞

學習院は漸次に其功を擧げた。嘉永元年十二月二十三日には、造立以來、始めて課試褒賞の事が行はれ、それ、賞賜があつた。三條實萬の所記に曰く、八月九日殿下(鷹司政通)被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>兩人<sub>一</sub>へ、學習所造立之後、經<sub>二</sub>三年<sub>一</sub>候。元來三年目被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>課試<sub>一</sub>、御褒美賜物等可有<sub>レ</sub>之、兼而之御召也。被<sub>レ</sub>開<sub>二</sub>講筵<sub>一</sub>候後は、未<sub>レ</sub>

第二章 六 學習院に於ける賞賜の釋奠



賞賜者

至三年一候得共、造建以後及三年之間、先今年課試褒賞有之候は、可然歟。年分用送餘殘も出來有之間、先今年可被行レ之、且勘解由小路老年之儀、自最初一勘考之事も有之候。先一度被立レ法候は、後々之規則にも相成候間、旁先一度可被行歟。右附武士へ可及内談、若又所司代へも可申事歟。猶可有二勘考一可申含旨被命。又元來和御會も一兩度被加度、右は講讀師兩人被召候には無之、一人可被召候。右程之用途は可有之旨被命。〔實萬公記〕

とある。而して賞賜者は參議烏丸光政、左衛門督山科言成、六條有容、冷泉爲理、野宮定功、四辻公健は中課を、正親町三條（嵯峨）實愛、廣幡忠禮、倉橋恭聰、鷲尾隆賢、三室戸雄光、長谷信篤、梅溪通善、東園基敬、八條隆聲、武者小路公香、土御門晴雄、河鱈公述、萬里小路博房、裏松俊政は、下課を賜はつた。而して孝明天皇には、御學問所に出御あらせられ、受賞者に謁見を賜はり、關白鷹司政通より勅命を傳へた。今も受賞者の一人、山科言成の記する所に

賞賜次第

よれば、予入ニ杉戸、從ニ御縁座敷一參入下段、膝行當ニ御眼路一揖著座。有容（六條）朝臣以下相次參進小御縁座敷一殿下（鷹司）令候ニ中段一給、端坐令伺ニ天氣一給。天許之後、殿下被仰曰、

各修身之心懸厚、叡威思召、尙宜勵勤云々。

各畏謹而拜承、一拜。從ニ下、龍一起座、退ニ便所。次下課之輩參進云々、仰詞。

非藏人褒

平常心得方宜、御満足、猶可有二諸事出精云々。

而して同日非藏人の内、平日常心得方宜敷輩、藤島山城、松室阿波、鳴脚大和、鳴脚和泉、大賀備後、橋本土佐の六人にも、新大納言久我建通より、左の如き褒詞を傳へた。

平常心得方宜、關白殿御感悦候。猶可有二出精一事。

而して中課には二兩二分、下課には一兩二分、非藏人には金二百疋を賜はつた。



先帝御廟  
に報告

翌二十五日には權大納言廣幡基豐を弘化廟（仁孝天皇御廟）に遣はして、學習院課  
試褒賞の狀を奉告せしめられた。

學習院造立已來三箇年、諸生之輩、考悌忠信之道、雖未純一、擇一行  
狀有常者、立上中下三等、去廿三日召于便殿、賜褒詞、且於別  
席賜物、是皆先帝御旨、是日所遂行也。聊爲奉安聖慮、今日差  
使齋幣帛奉告弘化廟前之旨、被奉香花白銀三枚等云々（示羊記）

再興  
丁祭論義

斯くて嘉永三年二月四日には、丁祭を學習院に行ひ、元文時代に行はせられた  
論義を、再び行ふこととなつた。

正月五日戊戌、來二月丁祭、於學習院被行候。以後依先帝御慮、  
秋於學習院被行、春於禁中被行候。昨秋於學習院可行之處、關  
東往反不相濟、舊臘廿八日濟來候故、於當年は春於學習院被行、秋  
於禁中被行候旨被仰出（菅葉）

右次第

丁祭とは丁卯の祭にて、釋奠即ち孔子祭である。當日の模様を、野宮定功の記

録に徴するに、

二月四日丁卯上丁也。今度於學習院被祭祀之、往古釋奠之儀、聊再興者  
也。論義同今度再興被行之。所望之輩、聽聞不苦之由、過日菅黃門（菅  
原聰長）被語之間、辰（午前八時）前許、著衣冠奴袴參入、所望輩三十人參入。  
辰半許事始。執經菅中納言聰長執讀清二位在賢相對著高座。侍講人々前  
菅中納言西清三位爲量新菅三位西宣諭朝臣、在光朝臣、長沼積成等在  
座。先執讀開書卷、初懷中讀之、尚書堯典。次執經開書卷讀之了。  
長沼起座入二母屋著問者圓座問疑、執經答之了。退去復座。次在光  
朝臣、次宣諭朝臣等進出問之、執經一々答之。次執經執讀同時起高  
座一代復二侍講座。次菅中納言以下爲先、下龍起座、次雜掌二人垂中、央  
間簾。

聖像並顔子、曾子像等三軸、十哲屏風一双等、自内被渡之。件聖像、顔會  
像、先朝御代式入二觀覽、古畫殊勝物也。法眼琢磨筆云々、即合二得之。

聖像觀覽



其後每祭二季上丁被祭之云々。此外故宣光卿所書之聖像並銅像等在禁中、今日猶於御學所如例被祭之。○早旦清二位奉仕之(中略)予等於西庇廬中、聽聞。已(午前十時)許事訖。午許推參、聽衆等悉皆參集、小時可二拜禮之由、學頭催之。○未前許(午後二時前)被始儒者講義、藤原敬邁、大澤雅五郎、講學而篇、藤原之舜中沼了三(爲政篇)予等於西庇廬聽聞之、從禁中賜菓子如例年殿下賜粽。右府公以下攝家中賜饅頭。申(午後四時)前許分散歸宅。

此の如く學習院に於て、孔子祭も行はせられ、論義も復せられ、追々と復古の業が手に著いて來た。

### 學習院丁祭

嘉永三年二月四日丁卯、今日依丁祭、沐浴著衣冠、奴袴參學習院。同時人々參上辰斜事始。推參拜聽衆等西庇廬中。南庇東方二附武士已下者祇候。西庇南方非藏人祇候。堂上聽問所未也。丁祭御次第續左、○中略

今日幣物白銀一枚推參一同組合、獻之、聽衆一同白銀五枚進獻云々。(實慶卿記)

### 〔七〕主上學事御獎勵

圖書講義

學習院に於ける、圖書の講義は、嘉永二年二月廿三日に行はれ、同時に勅額を賜はつた。非藏人日記に曰く、

正月三十日己亥(嘉永二年)從來月、於學習院(和書御會讀、月中に一會被催に付、所望之人體有之ば、可申出、書籍は令義解、國史之内、猶御治定之上、日時等も可被申渡、所望之人體は、來月五日迄に名前可申出、久我殿、東坊城殿列座にて被申渡。

令義解講

とある。斯くて愈よ二月廿三日に、令義解の講義を開始せられた。



二月廿三日壬戌卯半刻(午前七時)參于學習院。今日和書會讀初度也。讀上所望之人都合卅三人也。今日卅一人參集。二人不參之內、十人次第輪讀。每會傳奏、學頭等中合、當朝定二其人、聽聞所望之人十二人之內、今日一人不參也。於詰者如二講筵。兩役一卿宛、傳奏一人、學頭二人、有識一人、非藏人二人、附武家一人、御用掛取次一人、賄頭一人、勘使一人、雜掌三人等也。書籍令義解始自序一官位令悉了。讀師小泉將曹坂上康敬

右會讀訖、兩役武家等退散之後、雜掌三人講某書、其後當院掛役々退散、于時午刻。歸宅後著衣冠、更出、門參入于關白殿內覽。今日御會交名、次參內屬于議奏。野宮中納言獻上。〔菅葉〕

勅額下賜

尙ほ勅額下賜の模様は、左記の通りである。俊明卿記に曰く、  
 正月廿七日、詣殿下。申次高橋學習所へ額御寄附被爲在度、先帝被思召一候へ共、無其儀一崩御候。今度御寄附可被爲在思召候。尤御内儀にて被仰付一候。若御修復に相成候共、學習所御用度之内にては無之、御

勅額執筆

内儀にて可被仰付一候。尤差支は有間敷候へ共、彼等之御預之事故、一應附武士へ及尋問一候様被命。  
 廿九日、學習所へ御寄附額之儀、附武士へ及尋問一候處、何之差支も無之、取調候迄にも不レ及旨答候。由申入候。  
 此の如く禁裡附武士の承認を経て、右大臣近衛忠熙に執筆せしめ、御寄附と相成つた。菅葉に曰く、  
 四月三日辛丑、當番四番詰之處、學習院額右大臣殿 忠熙公 御執筆御出來候間、今日未刻(午後二時)御献上之筈、依之其刻限迄に可參朝一旨、源大納言被示。中略次參内、自右府公以諸大夫被寄附一額字様粗如レ此。學習院原書行書體源大納言、菅中納言、予等點檢之後、予參于關白殿内覽、仍歸參囑于議奏一額字天覽、額面天覽、返給。七日御治定(下畧)  
 七日乙巳、時々雨下、辰半刻(午前九時)參于學習院、源大納言亦被參、菅中納言不參及二巳刻。吉刻命御用掛取次、使二職人掛額、講堂南面點檢之後退

額掲揚



散、歸路參于關白殿、以諸大夫一申事之由、禁中へは源大納言被言上、一筈也。

御前輪講

尙ほ至尊にも亦た嘉永二年五月二十日丙辰から、近臣等を御前に召して、國書、漢籍等を輪講せしめ、爾後辰巳の日を以て例とし給うた。(孝明天皇紀) 實萬公記に曰く、

五月九日乙巳、午刻過參内、辰巳日、和漢御會讀可被爲在、先年出仕之人可參上一被仰出由也。辰之日和。漢の誤みの日漢和の誤近習は當番にて五人宛被定由也。兩役は此員外云々。

又た實久卿記によれば、

五月廿一日丁巳、終刻召ニ御前、江家次第有御會讀、予候之近臣當直之内五人出座了退出。

とある。此にて十八史略や、江家次第の漢籍、和書の御前輪講の行はれたとが

判知る。

尙ほ此事は爾來引き續き行はせ給ふとと覺え、言成卿記によれば、

御前輪講

七月十一日(嘉永三年)廻文到來。漢御會十八史略被爲濟候に付、貞觀政要被聞食一候旨、野宮中納言被申渡一候、仍申入候也。

とあり。又た、

五月(嘉永四年)二十三日、廻文到來。

漢御會貞觀政要被爲濟候後、史記被聞食一候旨云々。

とある。又た、

九月(嘉永四年)八日、和御會未刻過召ニ御前、主上、新大納言、萬里小路中納言、予、野宮中將、藏人右小辨烏丸大夫輪讀了、申刻(午後四時)許退ニ御前、江家次第悉二十卷被爲濟訖。十二日(嘉永四年九月)和御會、讀上御人數當番之輩、廻文到來。自明日一和御會日本書紀、自神武紀被爲在候旨、廣橋大



納言被<sub>レ</sub>申渡<sub>一</sub>候、仍申入候也。○〔言成卿記〕  
とあるを見れば、單に公家一同の講學を、御獎勵あらせ給ふのみならず、主上にも餘程御勉學あらせられたとが、拜察せらるゝ。

〔八〕 朝廷と外事

朝廷の憂  
日に深

七社七寺  
に御祈り

朝廷の外艱に對せらる、憂慮は、日に深切を加へ來つた。曩きには幕府に向て、其の異國船の頻繁なる來航を、それ〴〵善處す可く、御沙汰書を下し給うた。〔參照 四〕而して嘉永三年四月八日に於ては、七社七寺に仰せて、國家安寧を祈らせ、更らに尋ねて旨を幕府に諭して、益々警備を嚴ならしめ給うた。四月五日丁卯、廣橋示送云、殿下有<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>談給<sub>一</sub>事之間、兩役午半刻可<sub>レ</sub>參集云々。〔中略〕午刻前參内、追々相役參集。午半刻許〔午後一時〕殿下令<sub>レ</sub>參給。

先當役各被<sub>レ</sub>召入景間一被<sub>レ</sub>仰云、今年年柄不<sub>レ</sub>宜有<sub>二</sub>恐申者、雖<sub>レ</sub>申下不<sub>レ</sub>變異之旨、蠶船屢見海上、今年三月又見東海、旁世上不<sub>レ</sub>靜謐之間、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御祈乎之旨思給、所意可<sub>レ</sub>申述云々。殿下御所意如<sub>レ</sub>此之上、非可<sub>レ</sub>一定一事之間、各無<sub>二</sub>所意旨申之了。此後召<sub>二</sub>武傳兩卿一被<sub>レ</sub>尋所意歟。參<sub>二</sub>御前給後、召<sub>二</sub>當番一被<sub>レ</sub>仰云、彌可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御祈之間、御教書可<sub>レ</sub>書試云々。各示談覽之。又有<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>命旨等、改直之。從<sub>二</sub>來八日一七七日、於<sub>二</sub>七社七寺一可<sub>レ</sub>下抽<sub>二</sub>丹誠一勤行上被<sub>レ</sub>仰。御祈奉行藏人右少辨長順了。及<sub>二</sub>兼獨一各退出。

據<sub>二</sub>于古法、今年曆面有<sub>二</sub>恐申者、然近年異船見<sub>二</sub>海上、今春三月又見<sub>二</sub>東海一防禦之備、嚴重之由、因<sub>レ</sub>茲宸襟不<sub>レ</sub>穩、愈萬民安樂、寶祚長久御祈、自<sub>二</sub>來八日一七七日、七社七寺抽<sub>二</sub>丹誠一可<sub>レ</sub>勤行一事。〔示羊記〕

以上にて如何に朝廷が、對外關係に、焦慮せられたるかを知る可きであらう。然も同年十一月廿二日には、更らに左の如く、所司代へ達せられた。俊明卿記

所司代へ  
の御沙汰



に曰く、十一月廿三日辛亥(嘉永三年)殿下示給之旨有之、彼是御示談被申入、此書取以三雜掌、昨日所司代へ令達、異船之儀、時々風聞有之候處、其後靜謐之趣相聞、御安心被思召一候、海濱防禦之御手當、嚴重之由、被聞食及、飢感被思召一候、尤千萬里之波濤を隔、容易に渡來も難相成儀と被思召一候得共、自然日本與地之内、島々へも上陸候夷人、萬一有之候ては、後患御案じ被思召一候、勿論關東御行届御如才無之御事にて、御安心被思召一候御儀に候へども、猶々天下泰平、神州之瑕瑾無之、庶民安堵之儀、御汰沙共、毎々關白殿御伺被成候に付、其段無急度可申入置旨被命候事、尙ほ如上の御沙汰書の、出で來るに就ての事情は、左記によりて、尤も明瞭に判知る。實萬公記に曰く、十一月十四日(嘉永三年)參内前詣殿下御許、於梅殿一令三面會給。内々被命

右御沙汰の因由

儀有之。近來度々風聞有之候、異國船之事、當時雖靜謐、元來夷族若々日本近界の島々に、住居等は無之哉。然時は渡來之便難防禦一歟、尤征夷將軍之御事、如才無之事と、御安心被思召一候得共、餘り風聞も有之候に付、御不安心にも被爲在候。古は諸蕃入込も有之候得共、東照宮以來被禁候、深慮御感悅之處、萬一近島に倚住有之候節は、不三容易一儀、神后御征伐之御趣意も有之候儀、厚勘考有之度。幸老中上京之事も有之間、内々可及二談話、殿下命之趣、兩武士參内之砌可申入一思給、尙可二勘考一由被命、然者書取可見之間、文案是は儒家事東坊城勘考可談合一被三示命一。殿下も老中調給之間、一寸可被三垂命一、猶從二傳奏一委細可申入一由可被命歟。所司代も不日殿下へ參入之間、其節可被三命置一旨也。於此儀、尤所希候旨申入置了。委細可加二勘考一也。とある。此の如く關白鷹司政通が、外事に就て掛念したるは、恐らくは其の



水戸齊昭  
の刺戟

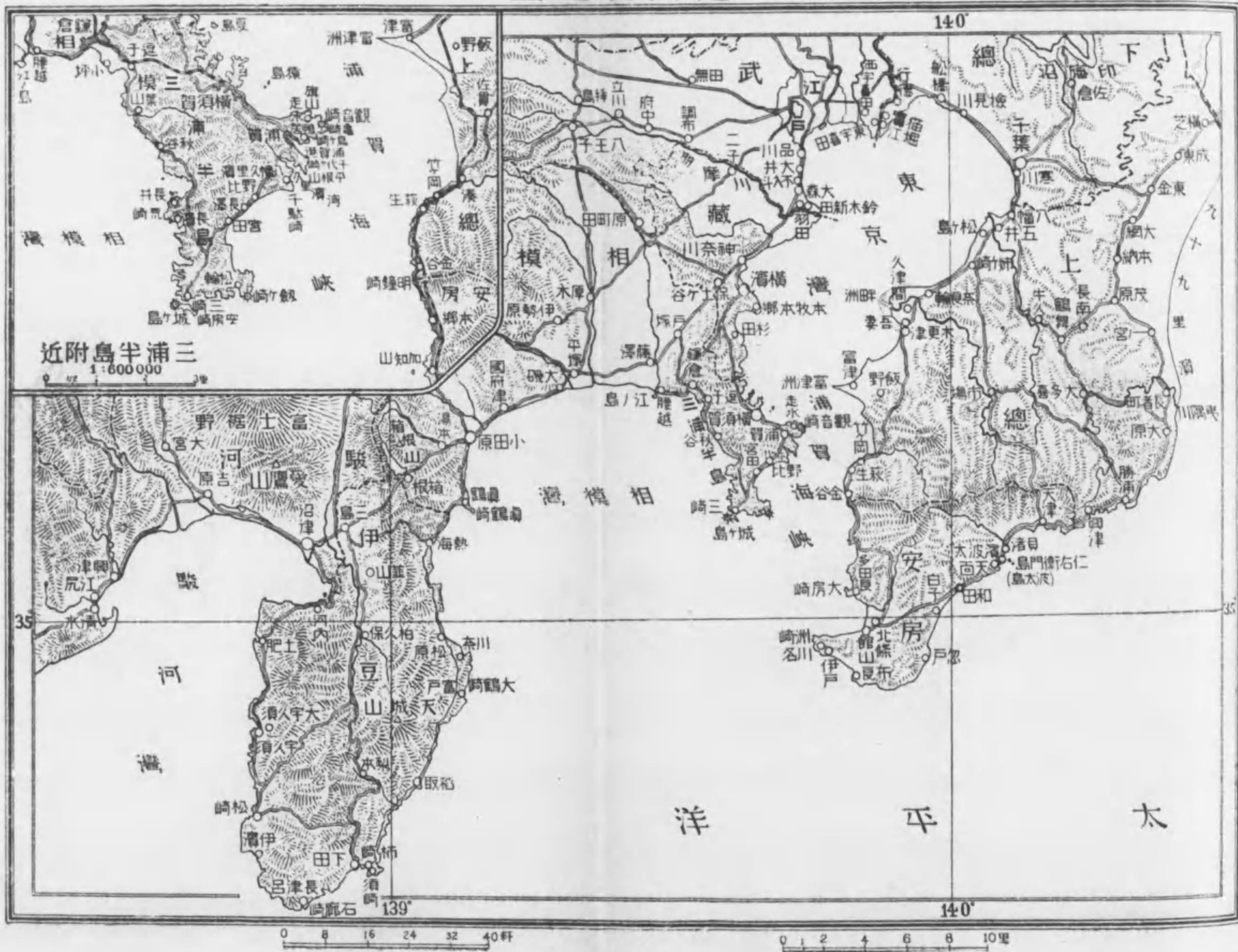
外事御憂  
慮の結果

姻戚たる、水戸齊昭からの刺戟も、與つて力あると思はる。又た夷族が日本近海の島々に、住居云々の事は、或は琉球に外人の屢ば往來したる事實を、傳聞したるが爲めではあるまい乎と思はる。

何れにしても朝廷の、外事御憂慮は、幕府に對する御諭旨となり、而して御諭旨は一轉して、幕政に對する朝廷の御干涉となり、此の如くして幕府從來の制度は、根本的に破壊し去らるゝに至つた。惟ふに其の端一たび啓けば、亦た如何ともする能はざるもの歟。



江戸近海要地圖



外事御要  
結果

開したるが爲めではあるまい乎と思はる。  
 何れにしても朝廷の、外事御要は、幕府に對する御論旨となり、而して御論  
 旨は一轉して、幕政に對する朝廷の御干渉となり、此の如くして幕府從來の制  
 度は、根本的に破壊し去らるゝに至つた。惟ふに其の端一たび啓けば、亦た如  
 何ともする能はざるもの歟。



### 第三章 江戸近海防備の諸意見

#### 【九】幕府當局の外憂に對する態度

幕府依然  
日暮らし

問題の核  
心に觸れ

防備整理  
の要

朝廷が外事に就て、憂慮あらせられたる程なれば、當局の幕府が、固より呑氣に構へてゐる可き理由はない。されど幕府には何たる根本的大決心もなく、只だ其の日暮らしに過ぎ去つた。而して自から方策を定めて、天下に號令するよりも、寧ろ其の方策を、屬僚に向て諮問した。(參照 幕府實力失墜時代、六四―七一)

諮問必らずしも不可ならず、群議を採る必らずしも不可ならず。然もそは自から根本政策を定めたる上の事であらねばならぬ。問題の核心に觸れずして、徒らに文政の打拂令や、天保の緩和令やの得失に、汲々たるが如きは、以ての外の見違ひだ。

自國の問題としては、開國乎、鎖國乎だ。對外の問題としては、和親乎、戰爭



し等し  
施爲な何

乎。此れが根本問題だ。而して鎖國は必然戦争を覚悟し、開國は當然和親に伴ふ。此れ何人たりとも一通りの常識あるものには、最も容易き問題だ。而して其の開鎖何れにしても、一國の防備を整備す可きは勿論だ。然も若し鎖國制度を嚴守すると云ふに於ては、實力を以てするの他に、何等の手段なく、方辨なきことは、是亦た勿論だ。然るに幕府は、何等此等の準備も、施爲も爲さなかつた。全く爲さなかつたとは云はない。されど死中活を求むる底の大決心をもて、大眞面目に、其の全幅の力を傾倒するには至らなかつた。

若し舉國民鎖國の長夜の睡眠中に、突然として外國船が、我が港灣に乗り入つたとすれば、周章も、狼狽も、不體裁ではあるが、幾分か申譯けなくてもない。されど決して無警告ではない、決して青天の霹靂ではない。黒船の影は、寛政頃から、追々と濃厚となつて來た。露國との交渉は、文化年間から、頗る面倒を加へ來つた。

突然なら  
就外船來

外船類至

而して英船は文政年間に、常陸に來り、又た浦賀に來つた。米國の捕鯨船も、屢ば我が沿海に來往した。天保年間に至りては、英國と清國との葛藤やら、又た琉球に於ける外國船の渡來やら、而して弘化年間に至りては、和蘭國王の忠告書や、如何なる吞氣の寢坊も、斯る警鐘亂撞には、眼を醒ます可きが當り前である。

無警外全然

今更ら幕府當局の怠慢、姑息、儉安、苟且を咎め立てするのみではないが、彼等は一切の警報や、警告を、殆んど無視し、手を拱して、唯だ其日の無事を是れ希うた。固より其中には、寛政度の松平定信や、天保度の水野忠邦の如き、外憂の早晚來る可きを豫感し、それぞれ對策を考慮したる者もあつた。されど彼等とても日本の國是を、新たなる時代に於て、一新し、且つ一定す可しと云ふ根本政策には、殆んど觸るゝ所がなかつた。彼等に開國の新國策なきは云ふに及ばず、さりとて鎖國の祖法を嚴守するには、實力を要し。その實力は、外國船を、日本の沿海より驅逐する程の準備と、施設がなければ能はずと



實力不足  
の自覺

充しかも  
味の眞劍

半醒半睡

云ふ見地には、達し得なかつた。假令達し得たりとするも、事實の上には、それが現はれなかつた。

文化時代、杉田玄白などは、露船の我國に來りて、通信貿易を請ふに際し、其の必勝の策なきを以て、寧ろ當分和親し、我が準備成るの後に於て、徐ろに戦ふも未だ晚しとせずと云うてゐる。(參照 幕府分府接近時代、七二、七三) 門外漢の杉田玄白さへも、斯く論ずる程なれば、當局者が、其の實力の不足を自覺しない筈はない。況んや文政年度に於てをや、況んや天保年度に於てをや、又た況んや弘化、嘉永年度に於てをや。

果して然らば、彼等は全力を此に致す可きである。然もそれさへ殆んど眞劍にはならなかつた。高島秋帆の洋砲採用の建議も、天保の末期に漸く行はれた。然も水戸齊昭の大船製造の意見の如きは、嘉永の末期まで、遂ひに行はれなかつた。

要するに幕府の當局者は、警鐘亂撞の際に、熟睡と云はざる迄も、半醒、半睡

の情態にて、猶ほ臥床の上にあつた。今日から考れば、彼等の心理状態が、寧ろ不思議千萬と云はねばならぬ。

〔一〇〕 浦賀奉行の防備意見書 (一)

従來の對  
外論策

當時官民上下、必らずしも外憂に無關心ではなかつた。云はゞ海防論は、天保の末期から、弘化、嘉永にかけては、流行の好題目となつてゐた。然も其の所説は、概ね鎖國を前提としての方策に過ぎなかつた。會澤の新論や、水戸齊昭の打拂説は、既記の通りだ。(參照 幕府實力失墜時代、七四—八四) 然して筒井政憲の農兵採用、兵士土著の説も、既記の通りだ。(參照 同上、七二) 然も尙ほ當時に於ける對外論策に就き、一二記載するであらう。蓋し當時の所謂知識階級が、如何なる態度を以て、此の問題に對したるかを知るは、最も必要の事であるか



戸田淺野  
對憲見書提要

らだ。  
嘉永二年酉十二月附にて、浦賀奉行戸田伊豆守、淺野中務少輔の連名にて、差出したる意見書は、頗る長文であるが。彼等は最も責任の地位にあり、云はゞ對外第一線に立つ者共なれば、其の意見を知る爲めには、煩を厭ふ可きではな

らだ。  
近來異國船頻に通航仕候に付、當夏中(嘉永二年) 諸向へ見込御尋等も御座候節、緊要之御教諭も御座候事、御改正之御趣意も被仰出一候事と奉存候處、追々月日相延、無程來春渡來時節に近く候故、甚心配仕候處。猶又此度御沙汰之次第も御座候事故、申合候て兩人(戸田、淺野)見込の儀左に申上候。

此れにて幕府當局から、諮問に對する答申と見る可きであらう。幕府の諮問も既記の通りである。(參照 幕府實力失墜時代、七〇)

海防嚴重  
の要

一 萬國へ之御處置、御改革と相成候共、日本國に於て、海防之手配相減、

海上防禦  
の困難

以上は海防の嚴重にせざる可らざるを云うたのだ。  
且浦賀表は、諸方之海岸と事變り、萬一小變御座候ても、御國體に相拘り候而巳に無御座、差當り江戸表之治亂難計儀と被存候。且海面之儀も、場廣之事にて、推て異船通航仕候節は、富津、觀音崎は乗越候儀は、容易之事にて、其節有來之小船にて、乗留候儀は、逆も及兼、右は毎々申上候處、近來異船多人數、軍艦にて渡來仕、以前の漁舟、難破船とは相違仕、海底之測量も相開き、日本通詞乗組候次第にて、此上之處、此儘御捨被置候ては、幾末御爲宜とは乍恐難申上。此義海面之様子、異艦之形勢、渡來之人物等、親見候者に無御座候ては、畢竟分り難く、惣



我が防備の手薄

漸次充實の策

て臺場の銃器は死物にて、運轉不仕。軍艦之砲器は活物にて、運動仕候故、戦艦に一倍相備不申候ては、對戦難申由承傳候處。近く弘化三年年ボストン艦申上候は、大船之方八十挺餘、小船之方二十挺餘、都合百餘挺之大筒仕掛け。然る處、一昨年來御固め相増候ても、相州之方、城ヶ島より猿島まで、六七里之間、漸く七十挺餘にて、悉く貫目以上之筒は無御座候。房州之方は、洲之崎より相州迄、十里程之處へ、四十挺程之大筒も可有之、兩岸之鐵砲一所に相集め候共、兩艘大筒と員數不足仕、萬一事を生候節は、萬死一生は難得、假令討死仕候共、御國益更に不相見、右故渡來之時々、舌頭を以、承伏爲仕候外無御座。其外如何程申論候共、尙又度々渡來り候は、同様之儀、幾度申論候迎、異人共心腹致候儀は、毛頭無御座候間、容易出帆仕間敷、推て江戸へ乗入可申と、甚心痛仕候。

右に付、一と通之儀にては、御安心之御備共難申上候故、漸充實仕

責任者の目覺

候より外、勘辨無御座候儀と奉存候間、少々宛之儀申上候得共、多く御入用筋にて、行届不申。右故此度防禦筋、御取締之御趣意も被仰出候上は、十分之儀にも被申上候儀と差控罷在、數月之間、朝暮御沙汰之次第を奉待候儀に御座候。先浦賀表御手薄之次第、左に申上候。

以上にて如何に江戸灣の防備が、薄弱であり、且つ其の薄弱なることを、其の責任者が自覺しつゝ、あつたことが判知る。而して彼等は更らに逐條的に、其の手薄の事實を縷述した。

【一】 浦賀奉行の防備意見書 (二)

浦賀奉行戸田、淺野は、以下項を追うて、浦賀防備の甚だ手薄き所以を、具體的に説明してゐる。



兵糧の窮乏

近世日本國民史

五〇

一 陣中は兵糧第一に御座候處、御代官御藏御座候ても、平生御切米御扶持之御渡而已にて、非常之儀、町人共諸色立替御用を以、禁出仕、御入用御下げ五七ヶ月を越候て御渡に相成。右は御國恩を相辨、平生之儀、差支不申候得共、異變を生じ、一放砲聲轟き候はゞ、輕き者共恐怖仕、用立申間敷、其節非常御備金は無御座候。水主船頭多人數之兵糧、第一に差支、一日之防備も難計儀と奉存候。

此れは萬一の際には、兵糧に窮し、一日の防備も、出來難き事情を云ふのだ。

一 近來異國筒御廻しに相成候處、長崎御廻之カルロンナーテ・ホーウキッスル御筒に、御玉漸十づ、外業に至伺濟にて、御貯に相成、當年相廻候モルチール・ホーウキッスル御筒之御玉無御座候。依之大筒御貯、玉藥並組内稽古大筒玉藥之儀、御手輕に取調度と申上候得共、未御下知無御座、非常御備藥も穢之事にて、彌打合に相成候節は、一時之戦も、無覺東一事と奉存候。

彈藥砲丸の缺乏

船隻皆無

此れは彈藥の欠缺を、露骨に語りたるものだ。

一 船之儀は、先役者より軍艦御製造之儀申上候處、難被及ニ御沙汰、押送り舟一艘御造増被ニ仰付、其後スルー形、御新造に相成候得共、御筒鑄直之御下知無御座候。下田丸御造替に付、大筒ケ成打方仕度、右御造替申上候處、是又御下知無御座。尤下田丸位にて、事足り候儀には、無御座候得共、漸戰艦製造之道開け可申哉と、被存候迄に御座候。右之次第故、只今之分にても、押送り方御船而已に付、大筒打方被仕候大船、一艘も無御座、心配仕候。

幕府當局の怠慢の防備不足

此れは船舶の不足のみならず、皆無であるを云ふ。如何に幕府當局が怠慢であつた乎は、以上三項を通覽すれば、極めて痛快に、剴切に物語つてゐる。

一 御固之向にては、未年(弘化四年丁未)二月、異船渡來之節、番船數艘差出し、海中漂候儀は無詮事故、以來番船一艘二艘づ、差出候様御下知之趣共、主張仕、持場陸固之心得故、追々利解仕候得共、海面之事は、



浦賀備方  
求一覽の要

浦賀防備  
見の施爲意

力に及兼候趣、毎年申聞。左候では、異船俄に野心を發候はゞ、二  
 三里或は四五里を隔候、陸地之人数、二三艘之番船にて、急報相届可申  
 とは不奉存。其上多は、異船之浦賀邊へ船繫仕候事故、萬一之節、  
 諸家人數御用には相立兼、浦賀一手之引合と被存候處。惣人数百八人、  
 先々手配仕候事故、引足不申、第一心配仕候儀に御座候。  
 右に付再應勘辨仕候得共、浦賀之儀は、江戸近海と申、公儀御備場之事  
 故、御改正御座候て、御守衛相立不申候では、難ニ相成一候間、可ニ相成  
 は海防掛り之者共御召連、場所之様子、御備付等は、御一覽御座候様仕  
 度、依レ之御備方之儀、左に申上候。尤非常御備之儀故、戰爭之實地を  
 見候て、取調申上候。

此れは番船の不足、且つ急遽の役に立たざるを云ふ。  
 一 非常之節、人数之屯所無御座候ては、窮迫仕、其上粮米之繰出し  
 差支候處。浦賀表は、一町四方相開け候場所無御座、狹隘之地故、平

根山切下げ、鶴崎より千代崎燈明臺迄之處、有來候筒据場の所は、步櫓御  
 取直し、岩構に築直し御座候得ば、大筒之五六十挺之御据付可ニ相成一左候  
 得ば、異人押上陸仕候共、人数之進退自由に有之、兵粮等も右之構  
 内にて取扱候様、自然人数之散亂無御座、一途に防戦被仕候儀と被  
 存候。

此れは兩人が防備に對する、施爲を献言したものの、一だ。

【一二】 浦賀奉行の防備意見書 (三)

尙ほ浦賀奉行戸田、淺野は、左の各項に就て、献白してゐる。  
 一 浦賀表は、三方山にて包、湊内平地無御座、馬足立兼處、萬一異人より  
 燒玉を被ニ打掛候節は、奉行屋敷、組屋敷、御米藏等は、悉く湊入口故、

奉行屋敷  
米藏等移  
轉の事



第一 禍を受可申。其上組内の妻子、狼狽周章仕候は、同心銳氣を失ひ可申、依之湊奥へ悉く御引拂、且又唯今迄之處、御手薄之無之様、奉行屋敷は岩構に筒据付、湊内之警衛兼相備、右構内に御米藏並御貯之玉藥御藏取繕候て、其邊へ組屋敷引移度儀と被レ存候。

此れは浦賀湊内官衙其他の安全を期する爲めに、之を湊の奥地に移轉せしむ可しとの意見だ。

軍船備付

一 船之儀は、蘭人へ被レ仰付、格別大船に無御座、大筒廿挺程据付候軍艦御取寄有之、一艘は湊へ浮め、固め被レ仰付、御固之四家へ、一艘づ、御渡御座候様仕度被レ存候。

平根山登

一 平根山切下、岩構に相成候得者、先五拾挺之(大筒)御据付相成、御軍艦一艘、脚船四五艘御備に相成候得ば、人數引足不申、有來與力同心は、船乗艦手稽古も事馴れ候故、乗組應接並御軍艦之方へ相用、平生は御番所向之御規定爲相勤、御臺場之儀は、別に御入人御座候様仕度、大筒五

人數備へ

拾挺、一挺に付五人掛り、此人數二百五拾人、小筒歩立百人、都合三百五拾人、此分は差當り勘辨仕候處、入王子與力同心は、日光御供之外御用も無御座候故、右之分頭共、御引分、勤番被レ仰付候敷、又は引越切に被レ仰付候得ば、久里濱村邊御手薄故、右之場所え屋敷被レ下、彼地御取締兼被レ仰付、猶御人不足にも御座候は、甲府勤番小普請等之向より、御入人御座候て、三百五拾人に相満候得ば、屹と仕候臺場にて、一と廉之御備と被レ存候。右に付ては、地役人之者、奉行構内にては多人數納方如何と被レ存候間、組内屋敷之儀は、此度被レ仰付候通り、支配組頭爲取扱候様仕、千人頭之分は、奉行支配に相成様仕度、兵糧禁出之陣小屋等之儀は、御代官にて引受候様、又は追手廣に相成、人足之遣方差支勿論候處、近來御預所に相成候事故、築山茂左衛門御預所跡、浦賀最寄之外不殘御預替に相成候は、手都合被レ相成、非常之節は、海防掛之向、並御目付御使番等より、陣中御目付兼出張之儀、兼て夫々相達置れ、浦賀奉行



浦賀奉行  
の昇格

の儀も、以來伏見奉行位之身柄之者にて、自己人勢も一廉立候程之、警衛  
出來仕候者に無御座一候ては、御備に對し、不釣合に相成、前書之  
如き、御構之御役所出來候は、在任に被仰付一候ても可然。右之通御  
警衛相立候は、御備之規則相立、諸海岸列候臺場有之向には、模範に相成  
可申、私共より浦賀奉行身柄之儀申上候は、恐入候得共、全備不仕候  
故に申上候。右は天下第一之御備所柄故、其概略取調候處、書面之通  
御座候。

右意見概  
要

以上を通覽すれば、如何にも小規模の防備であることが判知る。大筒廿挺備  
の軍艦五艘を、蘭人に注文し、其の一艘を、幕府自から湊へ浮め、他の四艘は  
當時浦賀固の大名四家へ渡し、而して平根山を切下げ、五十挺の大筒を備付け、  
一挺五人掛にて二百五十人を要し、小筒歩立百人、都合二百五十人の與力同心  
は、八王子與力同心、及び甲府勤番小普請等より、充當せしむ可しとの意見  
だ。

浦賀奉行  
相當の意  
見

而して浦賀奉行も、伏見奉行位之身分の者を用ひ、浦賀在任を命じても然る可  
く。斯くて幕府の防備が、其の善を盡し、沿岸大名の模範とも相成る可しとの  
意味合だ。蟹は甲羅に擬して穴を掘る。浦賀奉行としては、此れ以上の意見を  
期待するは、恐らくは無理であらう。先づ以上は、彼等としては、相當の事と  
云はねばなるまう。

【三】 浦賀奉行の防備意見書 (四)

浦賀奉行は、如上の〔參照 九一三〕逐條議を呈して、更らに其の結論に於て、  
斯く陳情してゐる。

一 右之通相成候得ば、奉行所之方は、御備向相立候得共、觀音崎之方、唯  
今迄之儘にては、相成兼、右臺場之切下げ、烏ヶ崎より觀音崎邊迄之通、是

觀音崎邊  
の防備



下田防備

又砦構に相成、大筒五挺程も御備に相成候得ば、湊内左右之御固に付、堅固に有之、異賊御臺場を乗越、江戸内海へ相掛り候者有之之間敷、此分御取立に相成候得ば、外三家は、夫々引競、追て勘辨も可有御座。且又下田表之儀は、一方は陸地、一方は平根山を相越、一方海岸は屈曲狹隘之往來にて、水路は城ヶ島より相州灘三十五里之船路故、往來辨利不<sub>レ</sub>宜。然る處帶刀之者は、同心兩人之外詰合不<sub>レ</sub>申、甚<sub>ニ</sub>心配之場所、早速に御手當御座候様仕度、當夏イギリス船渡來に付、差當り御手薄之御場所故、先御手輕にも、早々御備相立候様仕度、取調申上候處、此節御下知有之、難<sub>レ</sub>有仕合奉<sub>レ</sub>存候。

下田大島臺の事

就ては右にては十分とは難<sub>ニ</sub>申上、永久之儀相考へ、見込丈け申上候。右に付ては、下田表は、南海通船之船溜にて、最上之場所故、御臺場等數ヶ所御見立、嚴重に御築置有之、大名持に被<sub>ニ</sub>仰付、大島之儀も、眼前イギリス人上陸測量もいたし可<sub>レ</sub>申候間、是又異舟之足溜り不<sub>レ</sub>致様相成、本牧並

一 實時から入す

羽田等へも、御固堅固に相立、江戸内海之分も、小船堅牢之軍艦にて數十艘、佃島邊御固御座候は、萬一異船要地を越し候共、内海御固相立候得ば、市中人氣騒立不<sub>レ</sub>申。下田、大島、房總之御固、嚴格に相成候へば、其段は早速諸國へ相知可<sub>レ</sub>申候。一體萬國と違ひ、日本國風士氣奮然、文武兼帶候事は、西洋諸國も威服仕、鐵砲海航之兩術相開け候得ば、天下無類國に可<sub>レ</sub>有之抔評之趣、毎々承り傳へ候事にて、前書之通、御備相立候得ば、異賊南海之遠路を歴、漫に乗近付候事は無<sub>ニ</sub>御座と被<sub>レ</sub>存候。此御備筋相立候迄は、一時之御入費相嵩、其上見越候得ば、却て爾來は渡來も無<sub>ニ</sub>御座。其時節に至り、御不益之如く相成可<sub>レ</sub>申候得共、一旦緩急御座候節は、嚙<sub>レ</sub>臍候共難<sub>レ</sub>及事故、一時之御入費、御不用に相成候は、於<sub>ニ</sub>國家一無<sub>ニ</sub>此上一恐<sub>レ</sub>悦之事にて、右程之御費用は、乍恐<sub>レ</sub>將軍家之御任職に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在。萬一渡來之節、不都合有<sub>レ</sub>之節は、近くは外藩之諸家へ對し、如何共御手薄を相顯し、遠くは萬國へ對し、御失體無<sub>ニ</sub>此上一、不<sub>ニ</sub>容易<sub>ニ</sub>儀と日夜朝暮心配仕



候。此段篤と聞召被分、一己之偏見に無之、天下公共之論にて、日本國中に於て、浦賀表之御備は、諸國之模範に相成、海外萬里、風化之至所に御座候得ば、一日も早く御備相立候様御評議御座候て、前書申上候廉々、御聞置切に不<sub>レ</sub>相成、一々可否之御沙汰、御座候様仕度、此段不<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>申上候。私共見込之廉々御取用にも相成候儀御座候はゞ、尙又御尋之節、逐一取調可<sub>レ</sub>申上候。以上。

酉（慶永二年己酉）十二月

浦賀奉行

戸田伊豆守

淺野中務少輔

以上の意見書は、固より浦賀奉行の立場からの建白にして、必らずしも天下の大經綸と云ふ可き大題目から、割り出したものではなく。只だ浦賀の防備を主として、下田若しくは本牧、羽田等に及びたるに過ぎない。然も浦賀奉行をし

幕府當局の苟且偷安

海防箱口

其の結果

て、如上の建言をなさしむるに至りたるを見れば、亦た以て如何に時勢が切迫してゐたかを知るに餘りあるであらう。

然も「前書申上候廉々御聞置切に不<sub>レ</sub>相成、一々可否之御沙汰御座候様仕度、此段不<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>申上候」との一節は、見逃しがたき文句である。此を見て如何に幕府の當局が、斯る焼眉の緊切問題をも、聞置き、聞流し、只だ徒らに苟且偷安、以て其の日暮らしの政治に醜観したるかを、想見す可きだ。

然も幕府は、其翌嘉永三年庚戌五月には、左の布達をなした。  
 海岸警衛向之儀、追々被<sub>レ</sub>仰出も有<sub>レ</sub>之候處、近來不<sub>レ</sub>寄<sub>レ</sub>何事、新奇異説を好候事情より事を求、輕々敷妄説を唱、剩<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>穩事共を取交へ、申觸候族も有<sub>レ</sub>之哉に相聞へ、如何之事に候。元來非常御手當向之儀は不<sub>レ</sub>輕筋に候處、右體之風説有<sub>レ</sub>之候へば、徒に人心を動し候儀に付、以來無益之雜説等申觸候義、末々之者に至迄、急度可<sub>レ</sub>相慎一事に候。新奇異説とは何事ぞ、妄説とは何事ぞ。幕府當局は、唯だ一日の安を偷まんが



爲めに、此の如く箝口令を布いてゐる。而して此が如何なる惡結果を來たす可きやは、やがて事實が之を證明する。

【二四】江戸近海防備の巡視

海岸防備見分の令

幕府當局者は、果して浦賀奉行の意見書に、刺戟せられたるが爲め乎、否乎を詳にせざれども。兎も角も嘉永三庚戌年三月十一日を以て、阿部伊勢守、牧野備前守の名によりて、左の如く達した。

海岸見分の面々

近海御備向見分之義、元來御居城近き内海に付、兼而外寇不虞之御備、可有之筈之處、前々は異船漂著も邂逅之事故、其義無之哉に候得共。近來は承知之通、漂流にも無之船度々浦賀邊渡來致、其事情何共難ニ相分一候に付、

海岸見分面々

舊冬諸家へ海防實用之備並士氣引立等之義被仰出も有之、當時專武備御引立之折柄。海岸御手當内海迎も、非常之御備嚴重に無之候。而は、往々御不安心之御事に付、於ニ公邊一格別に御世話無之而は、諸家之氣弛みにも相成、且は防禦筋之義、度々被仰出候。御趣意にも齟齬致候に付、此度近海見分之上、海岸の形勢、水路之淺深等に應じ、玉利之損益をも相考へ、砲臺屯所之類、御補理有之、可然場所々々、其餘警衛人數並砲礮配賦之員數杯は、其所に寄、次第も可有之事故、夫等之邊をも相合、最御警衛向、堅固に相立候所肝要に付、其心得を以、十分に取調候上、跡に而御入用之算用も可有之候。最初より御入用辻に打合取調候而も、自然見込之情緒相縮り、御警衛向之調方、行届兼候場合も可有之候間、一同右之心得を以、格別被致ニ出精、能々申合、御警衛堅固に相立、御安心被相成候場合第一に相心得、取調可被申聞一候事。



の五名を加へて、

石川土佐守  
本多隼之助  
戸川中務少輔  
井上佐太夫  
田付主計

筒井紀伊守  
佐々木循輔

五十年の  
遅延

の二人、合計七人。其内井上、田付は、何れも砲術家である。而して上の如き申達書を見れば、如何に幕府當局が、此の江戸灣の防備に、眞剣になつてゐたか、判知る。但だ憾むらくは此事五十年遅れてゐる。若し幕府に識者あらば、寛政年度から取り掛らねばならぬ。然り松平定信の如きは、當時既に其の志ありて、辭職

見分衆報

以前に、それぞれ實地を踏査した程だ。然も邊警が燒眉の急とならざる以前は、誰しも豫じめ之に備ふるとを以て、徒らに事を好むものとなし、然らざるも其の日暮しに趁れて、之を顧みるに遑あらず。此の如くして遷延又た遷延、遂ひに今日に至つたのだ。今日となりては、既に晩しと云はねばならぬ。和蘭國王から警告書の到來してからも、既に足掛け七年ではない乎。斯くて彼等七人は、同年七月八日附にて、左の届書を出した。

近海御備向見聞並浦賀表見置、其外海岸廻村之義、内海之方品川宿より相始め、浦賀表え罷越、松平誠丸持場大砲打試、水陸共調練、浦賀奉行持場御備向並着隼丸乗様し、井伊掃部頭持場備向共見分仕、夫より東海道筋旅行、小田原より下田湊迄之間、大久保加賀守、水野出羽守領分、備向据筒之様子見置之義相願候に付、夫々見及び、下田湊に而は浦賀奉行見込は勿論、江川太郎左衛門存寄をも相尋取調之上、三島宿より東海道浦賀表へ立戻り、沖合風順見合、上總國竹ヶ岡え渡海仕、松平肥後守持場打方其外調練



見置、松平下總守持場房州東海岸之内、大岡主膳正領分、右孕り川分  
 備向之様子見置之義申立候に付、見及び。夫より山越にて肥後守持場え立  
 戻り、阿部駿河守領分、備向をも見置、猶又肥後守持場津之備向筒數等見分。  
 尤其節は鳴物停止中に付、打方調練等見分不仕候得共、一同乗船、洋中  
 隠洲之様子淺深等巨細に差改、上總下總國內手海岸廻村仕、兼而見込  
 之通、一昨六日迄に不殘見分相濟申候。一體右見分之義、都而海岸出崎々々、  
 又は高臺之様子、海底之淺深、其場所くにて、一々分間繪圖面え引合、或  
 は乗船に而大船乗筋之様子見分仕、銘々見込之趣をも打合候義に而、  
 實に一朝一夕之義に無之、不容易御用柄に候得共。可成丈け村方滯留  
 不仕様日合相縮、一昨日迄に漸々見分相濟候義に付、一同見込之趣  
 取調之間合も有之、直様申上候様には、何分難ニ相整一候に付、是より一  
 同打掛取調可ニ申上心得に御座候、先此段申上置候。以上。

七月八日（嘉永三年）

此の如くして近海防備見分は、相ひ濟んだ。

近海見分場所擴張の意見

近海見分御用被ニ御付一候に付廻村場所之義、御書取を以、豆州下田迄、房州之方は松平下總守持場  
 外海通りをも見置候様被ニ御渡二候に付、下總守持場之外海限り房州大夫崎迄見分仕候趣に御座候。然  
 る處一體之地勢勘考仕候處、上總國山邊郡邊之外海より下總國寒川村邊内海江は平地之上差渡し六  
 七里も可有之哉ニ奉レ存候。就而は内海江手邊と申場合にも無ニ御座、是迄一ト通御備を相立居可  
 申候得共、此度之御趣意ニ基き勘辨仕候得ば、下總國犬坊ヶ崎迄も見置候方可然哉ニ奉レ存候。左  
 候得ば永久嚴重之御備相立候見込之手段ニも可ニ相成ニ心底に御座候。依レ之無ニ腹藏ニ私共見込之趣  
 一と通申上置候。以上。

戊四月十二日

井上左太夫  
田付主計

〔陸軍歴史〕



【一五】石川筒井等の復命書(一)

復命書要

運船航路

石川土佐守、筒井肥前守等七人の報告書は、頗る長文なれば、之をその儘掲載するを止め、其の最も要點を摘録するであらう。

諸國の廻船、御府内え入津之節、船之大小、風順之次第、汐之差引に寄、船路之異同は有之候得共、千石以上之大船に候得者、凡乗筋相定り、洲之崎、城ヶ島沖より、南風を順風といたし、浦賀港へ乗込、改を請、同所を乗出し、觀音崎沖貳拾町程に而、針路を亥子に立、富津之隱洲を乗越し、子に向ひ、本牧之出崎を貳里程に見候所より、子丑に艇り、羽田之出洲を、壹里半程過候而、子に直し、亥子に向ひ、品川沖え乗込候由。若丑寅之風にて難乗切一節は、神奈川沖え相掛、又は浦賀湊え乗込候趣に相聞、内海之義も、堅十里餘、横五六里も有之候海面に付、其中央を艇通り候事に候得者、東西地方は貳里餘も相隔り、其上海岸都而遠淺に而、大船乗筋遠

江戸海口の概要

筒井伊松平の家持場

く、江戸海之方には、素より兩岸地方相狭り候。咽喉之場所は無レ之。此度見置被ニ仰渡一候。浦賀表、富津、觀音崎、猿島邊より洲之崎、城ヶ島迄、凡船路六里餘の間は、樞要之場所に見候。猶分間繪圖面に引合、海底之淺深、兩岸之遠近は不レ及申、實地得と見分仕候處。臺場え之徑り、廣き所に而三四里に不レ過、近き處に而は、壹里廿三町程に有レ之、別而浦賀奉行、松平肥後守、松平誠丸持場は、先人咽喉之地と唱へ、兩岸相狭り、双方之玉行、中央に相届、其上東之方富津之出先壹里半餘、隱洲共に付、洋中に出張、諸國之廻船、遂に右隱洲を除け、乗通り候趣に而、天然之御固、相備居候間、右を基礎と仕、猶人力を盡候は、此所に於て、江戸内海之御要害は相立可申。尤井伊掃部頭、松平下總守持場は、兩岸之徑り遠く、双方より挾打等は不レ行届候得共、大洋之入口乗留方、第一之場所に而、四家一同、兼て御諭之横文字をも御渡被置、銘々船打調練等心掛罷在候間、孰にも四家持場之内に於而、十分之御備も相立可申哉。且浦賀表御備向



之義に付而は、同所奉行見込申聞候趣、並誠丸家來よりも、臺場模様替、築増等之義申立候次第も有之候間、前書見置被仰渡候場所をも相束、夫々見分之上、再應勘辨仕取調候趣、左に申上候。以上が其の概論だ。而して以下逐條其の實地踏査に就て、それ〴〵詳細なる報告をなしてゐる。

品川邊の調査

大森町打場調査

彼等は先づ品川御殿山から始めてゐる。此處は著弾點が餘りに遠いから、臺場を設くる必要はない。併し人數屯所には然る可しと云うてゐる。それから不入斗村、大井村邊には、見込の場所が無い。然も隣村大森村地先より、鈴木新田地先迄の附洲に、大筒町打場設置調査中であるが、著弾點には不十分なるも。右打前の所に、堅百二十間、横六十間、海面にて高九尺に築立て、同所に平日大砲置附け、最寄へ玉藥藏を取建て、船をも製造し、それ〴〵貨渡し、旗本、御家人、陪臣等に至る迄、年々大筒町打、並に船打の積古を爲さしめたらば、然る可しとの意見を述べてゐる。

羽田臺場の事

羽田は、一旦奉行をも設け、臺場も取建てたが、實地見分すれば、洲先より三里餘の間は、自由に大船通航し、とても臺場から打留むるの見込なく、羽田奉行勤役中、非常の節は、船にて乗出し、防禦す可しとのことなるも、干沙の節は、通船に差支へて、意の如くならず。されば到底臺場を設置す可き地ではない。

神奈川邊の事

又鶴見川落口一帶は、遠淺であり、神奈川宿地先は、湊内五尋餘もあるが、然も江戸表へ乗入る廻船は、三里も沖を通るとの事。即ち羽田の出洲から本牧の間は、彎曲して、更らに防禦地とす可き場所は見付からない。

【一六】石川筒井等の復命書(二)

本牧十二天之鼻

本牧十二天之鼻は、神奈川臺から見渡せば、臺場を設くるに適當の場所らしけ



八王子山

れども、實地踏査すれば、とても斷崖絶壁にて、臺場を設く可き地積がない。同所より十七八町南方の八王子山なる高臺は、海上へ斗出し、猿島へ三里半、觀音崎へ五里、是亦た山上地狹にて、海面の方は絶壁であるが、裏手に相應の畑地あり。臺場を設くるに差支ない。

但だ其の海面に荒洲と唱ふる寄洲あり、されば大船の通航は、一里、若しくは二里半の沖を乗通れば、著彈の見込なけれども、富津、猿島の應援の爲めとして、小要砦を設け、船手の働きを専として、平日船打訓練を爲さしめたらば、緩急に用立ち申す可しと認められたれども、村の石高小くして、とても大名に預けても、經費の點にて引合はず、故にその儘として置くとした。

相州夏島は、松平誠丸の領分であるが、廻船乗筋は、二里餘を隔てたれば、防備の必要な可し。同人持猿島臺場は、去る未年（弘化四年丁未）新規取立て渡されたるもの、大灣戸、亥之出崎、卯之出崎三所にて、大筒十五挺備付てある。卯之出崎は低く、他は高場にある。富津臺場へは、直徑二里九町あり、同

夏島猿島防備

觀音崎臺

以上三所防備

鳥ヶ崎等の備

所隱洲へは一里程である。走水村の内なる旗山並に十石崎臺は、同人手限にて設けたもの、旗山は大筒六挺、狼烟筒一挺備へ、十石崎は五挺据え、何れも富津臺場へは、徑り一里二十三町ある。

鴨居村地内の觀音崎臺場は、文化年度松平肥後守領分の節、新に取立て下附されたるもの、同所山の中腹に、御筒五挺、狼烟御筒一挺据え、富津臺場へ徑り一里二十七町ある。

以上三ヶ所は、富津の出洲を前にし、廻船乗筋へ近く、咽吭の地と云ふ可き要所だ。右臺場々々に据筒、船打、野戰の訓練等、松平誠丸家來申立に隨ひ、夫夫見分したが、相應に出來た。又た玉藥、武器、船舶等の準備も、相應にあつた。

尚ほ觀音崎臺場は、場狭く且つ高所なれば、同所の下、字鷲の巢に引移り、七挺備となし、更らに同所字鳥ヶ崎へ五挺、龜ヶ崎へ三挺備に、御入用を以て築立て、大砲御貸渡しを、誠丸より願ひ出でた。鳥ヶ崎は竹ヶ岡へ二里半、



富津へ二里、浦賀湊東の出崎にて、將軍家日光參詣の御留守中には、前々から固をなしたる場所にて、千代崎と相對し。又た龜ヶ崎は、鳥ヶ崎と觀音崎との間には、何れも咽吭の要所であり。觀音崎の方は、浦賀表の第一の要所にて、海岸直に底深く、千石以上の大船渚近く乗通るとなれば、鳶の巢へ引下る方、實用に適す可きに就き、右臺場増築、模様換等、御入用を以て、御普請成し下され、貫目以上の大筒、及び非常手當として玉藥等、此度限り御渡然る可しと申立てた。

千代崎臺場

千代崎臺場は、浦賀奉行持だ。大筒十五挺備付け、上總國竹ヶ岡へ徑り二里三十町餘、富津へ徑り二里餘、觀音崎に引き續きての要所だ。其の答申書の一節に曰く、  
御臺場備之御筒打方、訓練打、並久里濱に於て、野戰之訓練打等、奉行申談に任せ見合仕候處、何れも業柄相應に有之。其節下曾根金三郎打方をとも一覽仕候處、出來相應に而、鍛練に相見へ申候。

石川筒井浦賀奉行意見相

とある。  
尙ほ浦賀奉行とは、申合す可しとの命令にて、浦賀奉行からは、それぞれ意見書を差出した。その要領は、概して浦賀奉行戸田、淺野より、幕府當局に差出したるものと、同一の意味合だ。(参照 一〇一三)  
併し石川、筒井等は、大體に於て、浦賀奉行の意見を採用せず。寧ろ現状維持にて然る可しとの、答申をなしてゐる。  
異船渡來の節に臨、組之もの人數引足兼、彼是心配掛念致候段は、無餘儀一筋にも相聞候間、都而是迄之姿を以、今一際御手厚に被成置候積。此上貫目以上之御筒拾五挺、御渡、在來之分共都合三拾挺、御備付、御臺場御模様替之者増人、並玉藥之義も、非常御備として、相應に御貯被仰付候積。

と答申をなしてゐる。されば浦賀奉行の意見は、先づ十中七八までは、閑却せられたものだ。



【一七】石川筒井等の復命書(三)

千駄崎臺

將た井伊掃部守持場である相州野比村なる千駄崎臺場は、弘化四年丁未、幕府にて新たに取建て、同人持場とせられたものであるが。山上及び出崎共、二個所に大筒一挺据付け、松輪村なる大浦山、劍崎には、同人手限りにて、臺場を取り建て、前者には貫目以上の大砲三挺、後者には五挺備へ付けてある。

城ヶ島鎌倉方面

城ヶ島なる宇安房崎臺場にも、貫目以上の筒三挺、狼烟筒一挺据え付けてある。長澤村の海岸へも貫目以上の筒三挺。又た西浦の方は、長井村なる荒崎に大筒三挺備へ付けたる臺場が取り設けられ、腰越村なる八王子山遠見所にも、玉除土手を築き立て、大筒三挺据え付けてある。夫々打方も見分したが、相應の成績だ。又た小坪村、秋谷村にも、大筒三挺づゝ、廻し、村方に預けてある。大久保加賀守領分巡廻の際、相州大磯海岸へ臺場を取り立つる積りにて、見置の義申立てたから一覽した。小田原海岸へも同様の義申立てたが、斷つた。

大磯眞鶴方面

眞鶴岬には臺場之れあり、打方も見た。大筒三挺備へ付け、打方も相應に見えた。

伊豆海岸

水野出羽守領分、伊豆川名村なる宇石取ヶ崎、富戸村なる宇大鶴崎、稻取村の内勝山、白濱村の内板子崎、四ヶ所に臺場取り立て、大小筒、木砲等相廻しあつた。

安房西海

松平下總守領分、安房國多田羅村の内、大房崎臺場は、是亦た弘化四年丁未、幕府にて新規取建て、下附されたるもの上中下三ヶ所へ、大筒十挺相備へてある。北條村陣屋前、大筒四挺仕掛け置いてある。洲の崎遠見所へも玉除土手を作り、大筒五挺備置いてある。打方並に船打、車臺野戰筒早打等も見分したが、相應の成績であつた。

安房東海

大岡主膳正領分は、松平下總守領分と相交り居る。和田村に石垣にて臺場築き立て、貫目以上以下共五挺の木砲を用意してゐる。同村の山上に遠見所がある。又た天面村、貝渚村、濱波太村の内、仁右衛門島共、都合四ヶ所に、大



竹ヶ岡富津方面

小筒、木砲等相廻しある。尙ほ右の外にも臺場等ある由だが、通行筋の外には罷越さなかつた。

松平肥後守領分、上總國竹ヶ岡臺場は、山上に大筒三挺、山下の出崎に五挺ある。其内一挺と狼烟筒一挺は、同人持場となつて以來増加したるもの。又た玉除土手も築直した。富津村の方も、松平下總守受持の際は、竹柵にて沙留したる上に、大筒を据付けあつたが、肥後守持場となつてからは、多門より凡そ九十六間、洲崎の方へ長四十間、横十七間、高八尺程の臺場を取建て、玉除土手をも築立て、大筒七挺備へてある。金谷村にも大筒三挺廻してある。竹ヶ岡臺場の筒、並に船打共に打方見分したが、相應の出來榮であつた。

尙ほ富津の出洲に就ても、左の如き報告がある。

右富津村出洲之義、得と研究仕候處、汐之差引に而、内外之波濤相合し、流砂停滯仕、連々洲を置、凡長一里、巾五六町之内、貳十町程者、田畑居村に相成、十町程之間に一面に小松生立候砂地にて、高低不齊に有

富津出洲

富津出洲

之、猶五六町之所は、風當強、砂上吹晒し候に付、烈風強雨等之節は、高波打越候故、此所高さ八尺程に地形築立、臺場据筒有之。夫より凡長三拾町程之處、隱洲と相唱、丸子、脇の塚、大塚、大水塚、小水塚、黒塚等之名目有之。右之内、丸子、脇の塚、大塚等者、汐の差引に寄、或は顯れ、或は沈み、大水塚外貳ヶ所者、全水中に而、満潮に候とも、大船往來不相成、連々隱洲相殖へ、近來大小と唱候洲、一ヶ所出來、其餘名目無之。小洲之分は、風波之模様に寄、相動共、大船之分は、満潮に候共、一切乗拔難ニ相成、萬一乗掛り候得ば、最初は纔に船敷押へ候得共、暫時に震込相助り候義は無レ之。既に近頃も石洲に乗掛、其儘材木等沈木に相成、今以水中に其形相残り候由、船方之もの申レ之。此出洲地方より酉の九分に向ひ、相州浦之鄉村地先、夏島に相當り、隱洲共に凡長貳里程、海中え横切、觀音崎、旗山、十石之出崎と喰違ひに相成、諸廻船共に、大難場と唱へ、殊之外相恐れ、實に天工之海門、自然之要地に無御相違一相見申候。



如何にも其通りである。富津は明治年間に至りても、我が要塞として、重要な位置を占めてゐた。

【二八】石川筒井等の復命書(四)

上總池之臺  
 上總國竹ケ岡村から富津迄の間、阿部駿河守領分、同國大坪村宇池之臺と申す海岸、山上に石垣にて臺場が築立てある。大筒三挺据付け、尙ほ非常用意として、大小筒七挺、玉藥等もある。

木更津方面  
 松平肥後守領分、上總國久津間新田地先畔洲は、富津出洲の蔭に相成り、遠淺にて大船の通路なく、右最寄木更津は、上總國の湊と唱ふるも、満潮の節三百石積以下の船ならでは、渚近く寄り兼、御府内へ乗入る廻船も、本牧の荒洲、羽田の洲先を除け、總州地方へ寄りては、近くは一里半餘、遠くは貳里半程の

奈良輪五井江戸川口邊

江戸近海岸

所を乗通る趣なれば、臺場など設く可き場所でない。

されば肥後守方にも、兼て船打調練等出精いたし、萬一の節は、洲之内濱から乗り出し、神速に乗付け、相働く見込の由にて、木更津村隣村吾妻村海岸へ、番所取建て最中である。同國奈良輪村から八幡村までは、畔洲よりも又一段入込。松ヶ島から五井村は、聊か出張つてゐるが、海岸遠淺にて、二三百石積以下の船ならでは、満潮の節にても渚近く付き兼ねる。下總國寒川、檢見川、船橋、行徳、堀江、猫實邊は、一圓の入江にて、東西宇喜田村は、江戸川、中川、落口にて、海面沙除け堤の外、附洲葭生之れあり、先洲先江戸川落口、宇鯉島、三枚洲等も、更に見込なき場所である。以上の結論として、左の如く上申してゐる。

一體江戸近海西之方品川宿より相州夏島迄、東の方は上總國木更津邊より、武州東西宇喜田村迄之海岸、都而遠淺にて、東西之徑り遠く、大船は一里内え近付兼、其上江戸川、荒川、多摩川、其外數流之川々落入候間、出水之



富津黒塚

度毎、洲を置増、諸國之廻船、品川沖に而、荷物を解け、靈岸島前へ乗入候義に而、近來に至り、別て海口附洲相増、落筋押埋、入津不辨利に相成、自然物價にも相響さ可申程之義に有之。加之富津之出崎臺場より一里半餘、海中え横切、通船を妨げ、諸國之廻船不案内之ものは、乗筋巧者之水主を相雇入津いたし候義に而、隱洲之義は、汐之差引、風波之次第に寄、時々變化いたし候由。

既川村對馬守、御勘定吟味役之節、見分仕申上候書面に、洲先字黒塚と唱候は、海底十尋も下と認、其節之繪圖に黒塚之はづれ深四十尋と記し有之、此度相改候處、黒塚は洲之上五尋程に而、猶又其先に大六と申洲出來、右は十年此方之由、水中深き所にて廿四尋、淺き所にて四尋、又は七尋之場所も有之候旨、松平肥後守家來繪圖面を以申開。元來活洲と唱へ、一定いたし不申、年を経候に隨ひ、相増候義は、相違も無之、實に希代之天嶮に有之。

江戸海要

浦賀猿島

右要害乗越の恐れ

此處を過、内海に至り候而は、渺漫場廣之海面と相成、晴天之節は、兩方之地方、山々も相見候得共、此度見分中は、始終雨天勝にて、睨とは見定め難出來程之義、何分御備相立可然嶮要之場所無之、全江戸海御要害之地と可申は、洲之崎、城ヶ島より、富津、觀音崎、猿島邊迄之所に有之。其内にも浦賀湊より松平誠丸持猿島迄之處、別而天嶮緊要之場所に付、此度評議之上、浦賀表並觀音崎臺場御模樣替、鳥ヶ崎、龜ヶ崎も、新規臺場築増等被仰付、大銃並玉藥等御渡方相成候積、申上候儀に有之。

然る上は猶一段之御備と罷成、一二艘の異船渡來候共、容易に内海え爲乗入候様之義者仕間敷。尤右富津之義、出洲之先より相州之方え寄、大船之乗筋いまだ一里程も有之。異國之大船、全通行難ニ相成と申には無之候得共、後詰も無之、一二艘之船數ヶ所之御備場を打越、乗入候義は、勢ひ相成間敷、彼も又右様無謀之儀は、仕間敷。



大森鈴木  
新田地先  
町打場

若萬々一、多勢數艘にて渡來も致し候節は、前方にも相知可申、素より遠境と申にも無之間、右體之節は、其沙汰次第、近海人數出之面々は勿論、御府内群參之大小名を始、閩國一定之衆心を以、御警衛被立候義に付、臺場ヶ所等之義は、其變に應じ、士俵を以間配、如何様嚴重之御守衛に而も速に相整、御間に合兼候と申義は有御座間敷哉。

於之然る一は平日一家二家之御固被仰付置候より、却而事實之御備に相成、右之面々疲弊怠慢之憂も無之、可然哉奉存候。

因而是前書ヶ條之内、武州大森村より鈴木新田地先附洲え、此度出來候大筒町打場之義、私共見分之廉へ籠申上候も、不都合之様に候得共、近海防禦筋之義は、船打重に有之。平日之稽古、訓練さへ熟し居候得ば、何時いづれ之場所え出張被仰付候とも、御事缺ヶ之義は無之。幸ひ右町打稽古手廣に出來候様、御世話有之候折柄、船打訓練も相整居候は、御實用に相叶、且は萬々一異船内海迄乗入候節、右場所近海人數出之

見分場に  
類する防備

向へ、御固被仰付候は、一と廉之御守衛にも相成可申哉。素より見分場所内之義にも有之、一同取調申上候。(下略)戊八月(嘉永三年)

此にて如何に當時に於ける防備が、極めて見分に類してゐたかと思ひやらる。然も見分に類したるにせよ、幕府が必らずしも全く之を閑却してゐなかつたことが、判知る。

海岸防備に就き砲術精勵方達 (嘉永三年九月)

大日付へ

御府内鐵砲稽古之儀、年々四月初日より七月晦日迄之期月に候處、近來海岸警衛向之義追々厚被仰出之趣も有之、專武備御引立之折柄、砲術之義は海岸警衛向第一の要術に付、修行未熟に而は萬々一非常之節急運用立兼候而已ならず、却而過誤有之間敷とは難申儀に付、今度出格之思召を以、公儀に而取建置候角場を始諸角場、并萬石以上以下とも願濟等に而打來候角場之分は、以來四季共稽古不苦、三川島邊より本所深川御拳場近邊は、三月朔日より八月晦日迄期月御差延被仰出候。尤火之元之儀、冬春之内は別而入念、合藥貯方等も過失無之様取締方嚴重に心附、風烈之節は稽古見合候様可致候。且又玉日之儀は前々其場所々々之定之通相心得、役前之者は勿論、於諸藩も



彌無三辨念二修行專要之事に候。  
右之趣、萬石以上以下へ、不レ洩様可レ被ニ相觸ニ候。(舊政府御達留)

### 第四章 江戸近海防備論の先覺者

#### 【一九】下田の巡視及び防備

下田湊の防備状況

石川、筒井等は、亦た伊豆下田をも、命によりて巡視した。家數八百拾軒、人別三千六百餘、地船千貳百石積以下拾六艘、漁船三拾艘、魚買傳馬船四拾艘、小宿傳馬船三拾六艘有之、柿崎村須崎三ヶ浦を合、下田湊と相唱、豆州第一之湊に而、船繋り宜敷、是迄異國船漂著又は船繋等いたし候。義も有之候處。警衛向之義、右組同心共而已にては、御手厚とも難レ申。彼是心配懸念いたし候由、浦賀奉行申上候趣も有之。先般支配組頭兩人被ニ仰付、與力二人同心五人増人、常詰交代に被ニ仰渡、且異國船渡來之節、防禦筋之義、是迄之姿に而は、番船向其外船手人足、陸人足差配等、品々不都合之由を以、右下田町其外近村に於て、御預所被ニ仰付-



候様仕度旨。其餘右組頭御役宅向御普請目論見御用序、御臺場跡取調之義等、品々申上候書面、先達御勘定所へ御下げ有之、此度私共一同場所見分いたし候に付、巨細之見込難ニ相分一候に付、浦賀奉行へ懸合承札候。

浦賀奉行  
備の下田防  
備の掛念

とあれば、浦賀奉行戸田、淺野の兩人は、下田湊防備の手薄さを掛念し、其の意見書を上りたるものが判知る。而して石川、筒井等は、當地巡視の上、左の如き結論を得たものと思はる。

石川筒井  
等の結論

一體下田表之義に付ては、出立前、土佐守(石川)循輔(佐々木)より御内慮相伺、御差圖之趣も有之候間、一同談判之上、得と勘辨仕候處。同所之義は、兼ても申上候通、諸廻船幅湊之土地柄にて、在方とは乍レ申、家數人別も多地方に付、諸檢使事、其外他領引合之公事吟味物、並諸運上小物成等之取立物も多端に有之候間、此上下田町其外柿崎、須崎三ヶ浦等之分、浦賀奉行御預所に被二仰付一候とも、支配組頭交代増人、與力同

江川太郎  
左衛門

下田防備  
につつき

心共定詰のみにては、品々差支多、逆も御用辨行届間敷。殊に異船渡來之節、防禦筋之義は、猶更之義、最寄大名之指揮等如何可有之哉、旁一旦御差圖相濟候義には御座候得共、右浦賀奉行支配組頭定詰交代等之義は、御見合、地方取扱向は勿論、防禦筋等之義も、都而太郎左衛門(江川)え引受被二仰付一候積り。猶浦賀奉行え送三示談一候處、右之通相成候上は、別段存寄無之、其段可二申上旨をも申聞候に付、太郎左衛門存寄をも一通相尋候處、別紙之通申聞、右書面之趣にては、いまだ存分の見込にも無之哉にて、一體不容易之趣意と相聞候得共、同人義は代々伊豆國に在住罷在、自然同國之儀を、専務と相心得候より、手重之見込も有之哉にて、船掛り等出來候場所は、下田而已にも不限、外湊々も同様有之。一體同所(下田)奉行所享保度、浦賀表え御引移しに相成候以來は、御備向之義も、同國自餘之海岸と差別無之筋に而、左迄之御備には及申間敷候得共。併太郎左衛門え御任にも相成候上は、兼而同人申立之次第も有之。



警衛人の事

其上往古より之仕來にて、日光御參詣御留守中等は、御固も相立候場所之義に付、同所え出張陣屋補理、夏秋之内、太郎左衛門並手附手代定詰、同入見込之通、鶴島御林外一ヶ所え新規御臺場取建、大銃御備付、警衛之義は、是迄大久保加賀守(小田原城主)え伊豆國海岸人數出被仰付候得とも、小田原より下田迄、嶮岨難場之海岸貳拾五里程有之、急速之間に合兼、水野出羽守、太田攝津守は、銘々五里程之場所に陣屋有之、其餘一二里之間にも領分有之候間、此度改而右兩人え、下田並伊豆海岸之御固被仰付一夫々人數等備置候様被仰渡可然哉奉存候。

戊八月(嘉永三年)

此の如く彼等は巡視の結果として、下田湊を浦賀奉行支配から、江川太郎左衛門の手に移し、而して其の伊豆海岸警衛をば、大久保加賀守より、水野出羽守、太田攝津守に移すとを建議した。

【110】 下田防備に關する江川の意見書

復命書の根拠

伊豆下田の防備に就て、前掲の通り巡視者の復命書(參照一九)が、専ら江川太郎左衛門の意見書に原きたるとは、明記せられてゐる。されば今茲に江川の意見書を採録するも、決して不急の業ではあるまい。

私御代官所豆州下田湊海防御備向、私存寄之趣可申上旨奉得ニ其意一勘考仕候趣左に申上候。

伊豆海岸の急須防備

伊豆國之義、三面海にて、只一面而已地續之處、山坂嶮岨にて、武器類持運等甚差支候地形に御座候間、萬一異人共上陸仕、岩様のものを築候へば、却嶮岨地彼等助と相成、追拂ひ候事も手重に可相成、先輩既大島を懸念仕候義も有之哉に候得共、中々以て大島と比較可仕譯合に無之。下田邊之地を全く彼等が足溜と仕候は、宜湊も有之、旁誠に以て御大切之事と奉存候。



異人の戦力

西洋の海外派

此れは先づ下田防備の、尤も急須なる所以を申したのだ。  
 凡異人共上陸候、地永滞留仕候、心得に候へば、速に皆様のものを築立候義、彼國之振合に有之、大小に寄、人数多少も候得共、先づ四百人程立籠候。若は其四百人を用、纒四日之内に築立出來仕候。軍船之義は、モリニー船杯は、大筒九拾挺程も相備有之。既去る午年(弘化三年甲午)浦賀表、渡來之亞米利加船杯、一艘之乗組八百人も有之候。由に付、彼是と存合候ば、心配懸念も仕候。義に御座候。  
 以上所記を一讀したる石川、筒井等は、定めて一驚を喫したであらう。彼等が「一體不容易之趣意と相聞候」と云うたのも、決して無理はあるまい。  
 且西洋にて他國之軍船を差出候には、大概限りも有之事にて、西洋紀元千七百七十五年イスマニヤ人、アルギールスの領地を攻候時、軍勢貳萬五千人(船數略)千八百三十年フランス人同様の領地を攻候節、軍勢四萬人(船數略)右はカルテンと申候。西洋人著述之書中に、曉と認有之候を勘考

海防容易ならず

定詰御固人数の事

農兵仕立の事

仕候得ば、十萬二十萬杯申軍勢差出候義は、無之と奉存候。乍去軍船差向候次第に至候は、前文之振合に見合候得ば、二三萬前後之人数は差出可申。然る上は纒之人数にては、寡衆の力も違候間、防禦可ニ心届譯無御座候。且は前條申上候次第をも辨罷在候上は、御手輕にて可然とは何分難申上。一體海防備向之義は、私存寄之趣、去西七月中(嘉永二年己酉)松平河内守殿へ差出置候書面之通御座候間、容易之義にて、御備向全く相立可申とは難申上。聊之御備向にては、逆も防禦行届不申、御入用相掛り候。丈之御不益と奉存候。併當時之委にても難レ被ニ差置、御手輕との御趣意に候上は、誠に以て無レ據次第に付、可然大名え被ニ仰付、御固人数下田町邊定詰に被ニ差置、専ら要所四五ヶ所程も、御臺場御取建、夫々御筒配等有之、其餘豆駱州御料所村々へ、農兵仕立方被ニ仰付候は、可なり御趣意も模通可申哉。右農兵之義に付ては、去西五月中、差出置候書面之趣も有之、其他猶存付之趣も有

第四章 二〇 下田防備に關する江川の意見書



之候處、事永に付、御尋も御座候はゞ、別段申上候様可仕候。御座候處、並御筒配等之義、差當り先二三ヶ所も御取建有之、餘は一概に無之、年々御入用辻御取極被置、追々に御取立之積。尤取扱候者勿論、精々心を用ひ、夫々之所置仕、年數を積候はゞ、一と廉之御備相立可申哉。

右費用出

且右御金出方之義、伊豆國御料所、村々運上分一、其外都て浮役之分御差向に候得ば、其國に而其國之御軍用に相成、先は當然之義、且は同じ御收納物ながら、御高にも響不申、品に付可然哉とも奉存候。右之通御座候間、先づ二三ヶ處へ御臺場御取立、大名御固人數定詰被仰付置候はゞ、此上異船渡來之節、異人共其處へ上陸、海岸搜索等之制方に罷成可申奉存候。左も無之候へば、自然見掠不敬之義も可有之、左候而は、第一外國へ被爲對候事故、實に御外聞にも拘り、且前條申上候懸念之廉も御座候間、甚以恐入候をも不願存候。儘

認候義に御座候(下略)

戊六月(嘉永三年庚戌)

賞行覺束なし

以上の江川の意見書が、石川、筒井等の復命書の核心となつたとは、云ふ迄もなかつた。されどそれが具體的の事實として、幾許實行せられたる乎。恐らくは甚だ覺束なきものであつたであらう。

従來の江戸灣防備

抑も徳川幕府は、江戸灣の防備に就て、全く無關心ではなかつた。然も其の防備は寧ろ徳川幕府を守護する爲めであつて、日本帝國を守護する爲めではなかつた。徳川氏の中絶迄は、外敵の襲來などを氣に掛けたるものは熊澤了介の如き、極めて僅少の人を除き、殆んど無かつた。されば將軍か日光參詣の留守

【三】海邊御備愚意(一)



中、豆相の要衝に、特に守備兵を、臨時措きたるが如きも、決して外患の爲めではなく、内憂の爲めであつた。云はゞ西國諸大名の攻め上るを、豫防する爲めであつた。

時代の變化

されど時代は變化した。明和、安永、將軍家治の時代に至りて、日本と海外諸國との間に、そろ／＼甚だ淡く、且つ薄くはあつたが、干係が生せんとする徴候を來した。更らに將軍家齊の天明、寛政時代となりては、其影が聊か濃厚ならんとした。此に於て當時の賢相松平定信の如きは、其憂を未萌に防がんとして、それ／＼考慮する所があつた。而して亦た自から實地を踏査して、其の意見を具申し、且つ群僚に論ず所があつた。(參照 松平定信時代、五六。幕府分解接近時代、一三、一四。幕府實力失墜時代、六三)

實際的防家の嚆矢

凡そ幕府の對外防備なるものは、松平定信に始つたと云ふも、過當ではあるまい。若し理論的の防海論者の唱首を、林子平とせば、實際的の海防家の嚆矢は、松平定信とせねばなるまい。吾人は幕府が日本帝國政治の實權者として、餘りに

定信の海邊御備意

對外關係に就て、無關心であつたとを咎むると同時に、亦た此の幕府に、此の如き賢相あつたを、記憶せねばならぬ。

寛政四年十月廿日、於ニ新部屋、越中守殿 (松平定信) 御直中川勘三郎、石川六郎右衛門え御下

但御書取は、御同列方御評議書御認、直にて御手間取候に付、其儘御下と御口上有レ之。

海邊御備愚意 越中守

強兵富國と申は、常々御仕成に有レ之處、富國と申候得ば、暖かに著、飽迄食ひ候様風俗になり候義には無レ之。右之風俗に相成候と、物毎ふんだんに有レ之様成は、則ち貧國にて候。唯富國と申は奢侈之風俗相止み、人々儉素を貴び、分限相應に飢寒をまぬかれ、其職々を精出し候を、富國と申候。右之通に候得ば、おのづから、廉耻の心生じ候間、義氣も引立、臆病も無レ之と申に至るべく候。末年(天明七年丁未)以來追々儉素、手堅き風俗御引

儉素手堅立き風俗引

貧國富國の別



三十年後の風俗

長崎其他御備

立にて、文武之藝等爲御勵有之ば、右之御指導にて候得共、華奢風流に染み候者、俄かに風儀を改候事故、皆形ち而已にて、未其風に化し候程には無之候。乍併何とか心付見候へば、六七年以前よりは、其しるしも相見へ候哉に候。此上此間之御談事事の多く、藩翰之御固め、簡要に付、勵有之候は、又少しは憤發致し候ものも可有之哉に候。此所は今三十年と被思召候程に無之而は、目に見へ候程には無之哉に奉存候。世にして後仁ならんと申、卅年も立候得ば、惡敷風儀之老人は失果、惡敷風儀見習ひ候ものは老人となり、御改革後生れ候者は、三十歳となり。御改革之比三十歳の者は、六七十歳に相成、自然に風儀改り候方に御座候。然る處蠻夷邊害之義は、いつ共期し難き事に付、成丈け、御備向は、夫々御手を盡さるべき事に而、蠻夷御備之義、心付候事共申述候。長崎御備は、大概右之通に而宜被存候。堺、山田、佐渡其外海濱之御領所等、御手當有之可然義と存られ候。御代官手代等に而、御備向は難成候間、最寄

定信の豫期裏切られ

萬石以上之領分、組合、夫々調置、兼而心得方達置候方と被存候。海邊遠國奉行所え、大筒三四挺宛も相廻し置可然被存候。殊佐州杯は、離れ候國柄、越後之渡海も不自由に候得ば、猶又遠見番所、其外大筒等も數多く有之度被存候。松平定信は、三十年以後、改革の効果をみると云うたが、然も彼の改革の政治は、彼去りて後、追々と其のよりを戻し、家齊時代の中年以降は、殆んど第二の田沼時代を再現するに至つた。此の如くして定信の豫期は、全く裏切られたと云はねばならぬ。

【三】海邊御備愚意(二)

尙ほ引き續き松平定信の意見を掲げんに、



異國船漂  
流手當の  
事

不安の豆  
相房總

彼理關入  
の豫見

下田の施  
設

去年(寛政三年)中、異國船漂流手當之義、觸候處、何方に而も致し手當一候哉無二覺束一候に付、手當等之義、委書付に而も出候様、小給所之分は、隣領申合も定而致置候事に可有之候。是等之義も、委く書付出候様、再觸有之方と被存候。第一安心不仕は、房州、豆州、上總、下總等に而候。沼津邊よりは、大概海邊に居城も有之處、右四ヶ國は、尤小給所又は御領所等に而、一向に御備無之、下田奉行も、相互に浦賀え引移り候上は、猶更御手當も無之同様に候。異國船之場所より浦賀え乗入、品川え來り候節は、大井川、箱根之御固も、寔に徒然に相成、可恐之場所に而候。此處御備之第一と、私は兼而存罷在考置候。ケ條認申候。如何にも適切の見込である。彼は六十餘年前に於て、宛も彼理の江戸灣關入を豫見したる如くある。

下田え御役宅取立、海岸見張番所補理致し、四ヶ國之地役所相調、村替領地替等相應に相調、一二萬石之城池同様之大名一人被差置、五千石寄合之

將軍海邊  
巡視の事

内、家柄之者御撰、諸大夫に被仰付、又交代寄合五六人も、右海邊に土著被仰付、御預け組被仰付、諸組より火衛相應之者、御撰可被遣事。右可被遣者は、番代被仰付可然、寄合は隔年に御當地え可罷出一事。右備向等取調は、私義段々御厚恩恐多奉存候に付、何卒右御備向に而も、責而は、心之及ぶ丈、相盡し奉報御國恩一度、旁相考罷在候儀に御座候。

下田邊繪圖に而は、險易も難相分一候。就夫考へ候處、來早春神奈川より御引綱御獵被爲成候旨被仰出一候は、小金原、神奈川同里數之義、苦かる間敷。右之御序、御關船水主之業等、上覽有之候は、則道中向御關所内、自然御固め夫々手配等も出來可申哉。私義右御用被仰付、御目付にも掛被仰付、久世丹波守えも被仰付、是は郡代之故に候。御場爲二見分、神奈川え罷越、其序、遠國奉行致巡見一候例を以、浦賀下田邊も見置度、御目付も致同道、御備之場所、見置度候。



定信巡見の由來

此によりて見れば、定信が寛政四年十一月十七日、海邊御備向御用掛の命を拜したるも、將た寛政五年正月九日、海邊御用の義に付、御用見分の義を申し立て、將軍より其の允可を得、三月十三日、伊豆、相模、安房、上總、浦々巡見の暇仰せ出されたるも、其の由來する所、以て知る可きであらう。

蝦夷取の事

蝦夷御取之義、是迄追々夫々より申出候上、愚意も認申候。南部兩湊、松前え相越候場所、上地に而公領に相成、郡代も遠國奉行被差置、松前蝦夷は、是迄之通、志摩守(松前)被差置、日本之境御固めは遠國奉行専らの事に而、大概は全備可仕哉に奉存候。長崎役人も多過候間、右等を南部邊之遠國奉行手附等に被仰付可然哉に奉存候。

大砲鑄造唐銅の事

右備に相成候大筒唐銅は、兼而大坂水溜唐銅に而、貫目一萬六千貫目程有之由、右に而は如何様の大筒も出來可申候。且大坂に有之候一番の大筒七貫目、重さ千四百貫目有之候。右跡水溜は石に致し、内々坂部へ申談、積書も大概出來有之候。

幕府聊か

斯くて松平定信が寛政五年三月十八日、其の屬僚を引連れ、豆相房總を巡視し、四月七日歸府し、それく復命する所あつたとは、既記の通りだ。而して幕府は文化年間に至りて、露船來航の警ありて、幕府も聊か神經を敏にし、伊豆下田、及び江戸灣の防備に付き、それく施爲する所あつた。

定信遺志の無し

勝海舟は、其の編著したる「陸軍歴史」に於て、斯く云うてゐる。  
案ずるに文化七年(二月松平越中守、松平金之助に、相州浦賀、安房、上總大筒臺場取建の件由渡す)より、天保十年(四月日付島居羅藏、代官江川太郎左衛門に、伊豆、相模、安房、上總の海邊を巡視せしむ)に至る迄、其間二十九年、沿海防備の事は總てこれを見ず。蓋し天明七年より六月定信任老中首座、寛政五年まで四月定信罷職、七年は越中守定信執政の時なり。夫より水野出羽守等、漸く權勢を得て、文恬武嬉、上下奢靡に流れ、只管大平鼓腹を祝し、兵事を談ずるを以て、不祥となす。況んや外患邊防の事は、之を高閣に束ね、前賢苦心の蹤は、蕩然として寒烟荒草に化するに至れり。國家の安危は、實に宰臣の良否に係ること



幕閣の責

如此、懼れざる可けんや。〔陸軍歴史〕  
 如何にも通論だ。若し松平定信の遺志を紹成する者あらば、嘉永の末、安政の  
 始に至りて、彼が如き周章狼狽をしなかつたであらう。記して此に至れば、其  
 の不用意、不準備に就ては、幕府自から當然其の責に任せねばならない。



江川太郎左衛門門畫像



## 第五章 江川の海防意見

### 〔三三〕 江川坦菴

定信以後  
の外憂者

松平定信以後外憂の來らんとするに、其心を勞したる者、幕府の閑老として  
は、水野忠邦であつた。然も彼の事業は半途にして躓き、遂ひに其の施設の外  
務に及ぶに遑なかつた。〔参照 天保改革篇〕幕府の群僚及び在野の士にして、海防  
説や、對外論を唱道したる者、此の年代に於て、必らずしも僅少でなかつた。  
乃ち古賀侗菴の如きあり。〔参照 文政天保時代、一〇〇—一〇三〕更らに渡邊登、高野  
長英の徒あり。〔参照 文政天保時代、九六—九九。天保改革篇 二一—二八〕  
而して更らに三親藩の一として、最も有力なる水戸齊昭があつた。〔参照 天保改  
革篇、六一—二〇。幕府實力失墜時代、一八一—二八〕更らに對外の論策としては、佐藤信淵  
の宇内混同策や、會澤安の新論があつた。〔参照 幕府實力失墜時代、七二—八四〕

水戸齊昭  
其他



軍事上新  
生面打出  
者

然も軍事上に就て、新生面を打出したる者は、専ら高島秋帆と、江川坦菴とに歸せねばならぬ。此の兩人は同功一體にして、若し高島を洋兵の開祖とせば、江川は其の大成者とせねばならぬ。(參照 天保改革篇、五二一六四) 惟ふに日本の幕末に於て、軍事を語る者、必らず江川に干係なき者、殆んど稀れである。而して彼は軍事の専門家としてのみならず、幕府の海防施設に就て、その意見が、縦令十分とは云はざる迄も、多く實行せられたるかは、事實が之を證明してゐる。

江川氏先

江川は伊豆葦山の一代官に過ぎない。然も本來名門にして、其の先祖は源滿仲に出で、大和奥の郷宇野に住し、宇野氏を名乗り、六世宇野七郎親治、保元の亂に上皇の召に應じて之に殉し、九世太郎親治伊豆に移り、八牧の郷江川に住し、廿一世英信に至り江川氏を名乗つた。廿六世英吉、北條氏綱に屬し戦功あり、伊豆の旗頭となり、五千石を領した。慶長元年徳川家康より本領安堵の命を承けたが、北條氏の土に異議ありて、更に舊領五千石を先づ代官所と心

太郎左衛門  
英龍

得、其の物成十分一を賜ふことゝなつた。坦菴通稱 太郎左衛門、諱は英龍、實に三十六代である。彼は第三子であつたが、故ありて家を襲いだ。天保五年三月父英毅逝き、同六年五月父の職を襲ぎ、代官となつた。時に歳三十五。彼は既に文武兩道に於て、教養ある人物であつた。父英毅は文學を好み、柴栗山、市川寛齋、大窪詩佛、朝川善菴、頼杏坪、谷文晁等と親善であつた。されば坦菴は讀書は父に、書は市川米庵に、畫は谷文晁に學び、而して擊劍は江戸に出て、岡田十松に學び、幕末の劍客齋藤彌九郎とは同門にして、互に相得る所あり。彼が代官となるに及び、彌九郎を薦めて、其の手代とした。

太郎左衛門  
の志

彼は自から高島秋帆の門下と稱すれども、決して秋帆の風を聽いて起つたのではない。彼は其の一代官たる職責を全うするを以て、自ら足れりとせず。蚤とに海防の忽にす可らざるを見、天保八年丁酉正月、伊豆國防禦に就て、建白する所があつた。是れ即ち大鹽平八郎が、大阪に於ける直接行動をなしたる一



英龍所説の影響

個月以前だ。

今日から見れば、江川の所説は、特に人心を聳動せしむるに足る程の卓識、新見はあるまい。されど當時に於ては、彼は頗る新知識者であり、而して彼の刺戟が、如何ばかり幕府の當局者を動かし、且つ天下を動かしたる乎。とても想像の及ぶ所ではない。彼は田舎の一代官なれども、名家である。門閥が物を云ふ時代に於て、彼が名家として、上下に識認せられたるは、彼の意見、言議に幾許の重きを加へたる乎。とても浪人者や、町儒者杯の著作や、上書、建白など、同一視す可きものではあるまい。

英龍の實行力

而して彼の言議に力あらしめたるは、彼は能く言ふのみならず、亦た能く行ふからであつた。彼は言ふ爲めに言ふのでなく、行ふ爲めに言うた。而して其の彼の勢力の及ぶ範圍内に於ては、亦た能く之を行うた。何れにしても一個の江川太郎左衛門を、幕末の歴史から見逃がすことは出来ない。

江川太郎左衛門の家格

又林話に豆州並山の御代官江川太郎左衛門出府して訪過せしかば、面話の次手にその家世の事に及びしに、先祖は和州に在て、その地名を族とし、宇野と稱したり。保元の亂を避て豆州に下り又その地名を稱して江川と改しとぞ。世に名高き住居は保元の創建なりと云。その家の建方大なる櫛の生たるをそのまゝ柱として夫より建添たる者のよし。年々修理せるとき櫛柱の地に入たるを掘立なるべしとて穿ければ下へ入ほど太し。數尺穿ても段々太くなりて限知らず。始てその下に根あることを知りたりとなり。此家僧日蓮の棟札ある和州に在りし時より數へて今の太郎まで三十五世、豆川に至りて二十七世は墳墓も備りてあり。和州の舊墓は有も無も交りたるとなん。代々他姓養子無く血統連絡す。建久の曆本あり。その外古物多けれども年代を詳にせず。鎌倉より小田原北條家までを経て其地の代官せしとぞ。珍らしき舊家なり。殊に數十世の墓つゞきて有ると、血統の絶ざるは貴ぶべきことならずや。(甲子夜話)



【三四】江川の伊豆防備の意見書(一)

伊豆の地

江川坦菴の、天保八年正月、提出したる意見書は、實に左の通りだ。

伊豆國御備場之義に付、存付申上候書付 江川太郎左衛門

伊豆之爲レ州や、南大洋に張出し、三面海を環らし、北方纔に相駁に接し、西は

駿州に對し、東北は房州に相接し、南は極天無際之大海にして、七島及び小笠

原島諸島之外、復一片之土壤無之、州之幅員里數を以て見候へば、甚小州な

らざるが如く御座候へ共、地形斜尖なるが故に、州域は則狹御座候。其

上亂峰重嶺、錯雜仕、唯三島之南三里、廣半里許之間、平地有之のみ。

其他は山峽溪間に傍て、栖居すべく見へ候處へ家作し、村落をなし、誠に

僻遠偏小之州御座候得共、大洋に張出し居候事、海上往來自在に而、東に

出帆仕候へば、半日にて至江戶、西に出帆仕候得ば、一日にして大

坂に至る。偕又廻船江戶え之往來に、下田港に繫泊不仕は、少殊に三島は箱

水陸の明

異人上陸の危険

根御要害之上り口、傍地水陸形要に當、江戶之扼喉と、先輩申事も有之。且

異國にも、ナポレオン・ボナパルト杯の様成ものも有之、別紙申上候

次第も御座候事故。聊存付申上候義は、異國之人、若其扼喉なる事を

知、不意に多く之軍船を乗付候共、元より防禦之御備無御座候間、心

易上陸仕、十分に土地之形勢を察し、山谿之險に、要害を相構へ候はば、

箱根山蟠左、城、達磨之兩山聳右、天城山盤二備其外、衆山羅列仕、

峰高路狹、險阻崎嶇、此方要害之地、却て賊等之利と相成、主客之勢相反

し可申奉存候。

先年松平越中守殿御勤務中、伊豆國御廻村御座候節、下田、須崎、伊

濱、柏久保、韭山共、都合五ヶ所御備場御作立可ニ相成一迄に相成候義も有

レ之。然る處私義篤と勘考仕候處、縦右ヶ所へ御備場相立、大

銃數百門並候共、夫斗りに而は、事足不申、何れ御軍船も無之候而

は、果して不都合の義も有之へく奉存候。右御軍船は、平常之日本船に

右防禦の施設意見



ては、中々間に合不申、縦大船に無レ之候共、丈夫に仕立不申候。而は、御備場之羽翼とも相成間敷奉存候。右は御備場仕立、並人數、御軍船大小之大砲玉藥等に至迄、御取立等に而、別段御入用相掛り、御時節柄、不<sub>レ</sub>容易<sub>ニ</sub>義に付、篤<sub>ニ</sub>勘考仕候微意之趣、左に申上候。

英龍の立場より立

彼は、元來伊豆者なれば、伊豆を大事として立論したるは、尤の次第だ。特に伊豆地方の代官なれば、自己の責任の立場から、斯る意見を開陳するは當然と云はねばならぬ。併し外人の目指す所は、伊豆ではなく、江戸である。されば若し事の緩急大小から論ずれば、固より江戸灣の防禦を以て、第一とせねばならぬ。

外人要害構築の事

伊豆の港に、多數の軍船を乗り附け容易に上陸し、山谿の險に、要害を構ふる杯とは、固より過慮と云はねばならぬ。外人はとて伊豆の山中に要害を固めて自から守る程の、必要を認めて居るまい。將た如何に然かせんとするも、糧食、武器の運搬が面倒にして、とても容易に其志を達することは出来まい。

伊豆の卓識

されど其の港灣の要處を占領して、大舉侵入の船溜りとなし、足懸りとせず。以て江戸灣に憂なしとは云ふ可らず。されば江川の立論の筋合には、若干實際に切要ならざる點なしとせざるも、然も其の伊豆の防備の大切であると云ふ一點には、誰も異存はあるまい。殊に軍船の必要を説く點に於ては、頗る卓識と云はねばならぬ。

英龍獨自の見解

當時上下を擧げて、濛々職々たる時に際し、尤も水戸齊昭の如き海防論者はあつたが、彼が如き意見書を上りたるは、實に多とせねばならぬ。記して此に至れば、彼は決して高島秋帆の風を聴いて起つたものでなく、彼は自から彼自身の見識にて、それ／＼時務に應ずるの支度、準備をなしつゝあつたことが、分明であらう。



【二五】江川の伊豆防備の意見書(二)

軍船乗廻  
の事

以下具體的に、其の意見を陳述してゐる。

一 御軍船作立之義、先御試みに、一二艘千石積位之船作立被<sub>レ</sub>仰付、一俣其儘被<sub>レ</sub>差置一候ては、御時節柄實に御費之義に而、其上平日乗廻不<sub>レ</sub>申候、而は、船中之働方熟練も、仕間敷候間、爲<sub>二</sub>乗様一上方筋賣荷物積送之義被<sub>二</sub>仰付一候は、元より船は丈夫之事故、難破船之患も無<sub>レ</sub>敷候に付、町人共進而相願可<sub>レ</sub>申候間、船賃丈之冥加永上納被<sub>二</sub>仰付一候は、御不益之義には無<sub>レ</sub>之。其上セキスタント杯に而、太陽高度其外共測量乍<sub>レ</sub>仕乗廻候へば、方外之處え漂流仕候義も有<sub>レ</sub>之間敷奉<sub>レ</sub>存候。

儲船之義に付而者、武家諸法度之趣も御座候へば、是は公儀御軍船之事、平常之船とは譯違ひ候間、申上候義に而、喧と致し候御役人乗組被<sub>二</sub>仰付一候は、不取締之義は有<sub>レ</sub>之間敷。一體船之義申上候主意は、大筒臺

賊船航路  
杜塞の要

相構 御備揚築立候は、海口必争之要路に無<sub>レ</sub>之候而は、贅疣なりと西洋之人申候由、誠にことばりと奉<sub>レ</sub>存候。

右に付甚懸念仕候は、賊船數百艘沖合に汐が、り致し居、諸國より江戸への海上運送之路塞、我國之譽を乍<sub>レ</sub>伺、鯨漁杯いたし居、優々と滯船仕居候共、大筒玉飛は、町數に限も御座候事故、如何とも致方無<sub>レ</sub>之。殊に賊船之動靜に隨ひ、彼方此方と防人數御差向無<sub>レ</sub>之而は、不相成一樣罷成、晝夜を不分、騷動のみ仕、無益之勞をいたし候義と奉<sub>レ</sub>存候。

捕鯨の利

且島々賊船に被<sub>レ</sub>圍候節、救之勢御差向にも、手弱之日本船に而は、行届申間敷奉<sub>レ</sub>存候。且大島沖には鯨多く御座候由、粗承及申候。右は御手獵に相成候は、宏大之御益に可<sub>二</sub>相成一、右鯨油之義は江戸廻り之上御拂相成候は、燈油之辨利も宜可<sub>二</sub>相成一奉<sub>レ</sub>存候。

時務緊切  
の見識

外船海上に在りて、江戸への運輸の航路を塞ぐの懸念は、決して杞憂ではあるまい。彼の軍船製造の意見は、如何にも時務に緊切の見識と云はねばなるま



御備場築立の事

御備場の無用

大筒居置方

江川の新智識

江川の外智識受入

50

一 御備場之義は、其前を壁立に不仕、若止事なく壁立に仕候節は斜に仕立、賊船より放候大筒之鐵丸をそらし候様、築立不申候では、不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>義に而、鐵丸を壁立相成候處え受候得ば、其所ゆるみ崩れて、終に守候事も難<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>縦<sub>二</sub>何様石垣<sub>一</sub>抔丈夫に仕候共、前角之一二石を被<sub>二</sub>打碎<sub>一</sub>候は、忽崩れ可<sub>レ</sub>申間、必其面を遮<sub>二</sub>遮映<sub>一</sub>仕候様築立、上に<sub>二</sub>礮<sub>一</sub>を設置候へば、大筒を放候に便<sub>二</sub>よく御座<sub>一</sub>候。

右場所へ堀槽様之もの有<sub>レ</sub>之候ば、却而宜かる間敷奉<sub>レ</sub>存候。其堀槽等大筒にて被<sub>レ</sub>打候は、壁崩柱倒れ、兼而設置候計、こゝに窮可<sub>レ</sub>申奉<sub>レ</sub>存候。且御備場へ大筒居置候方は、水平を去ること六七尺に限<sub>レ</sub>申候。山上<sub>二</sub>上<sub>一</sub>杯に居置候は、其要害よきに似候得共、筒先さかりにして標<sub>二</sub>準<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>之事故、絶而賊船之橋にも申<sub>二</sub>間敷<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>存候。右御備場所之儀は、私有付之ヶ所も御座候得共、海岸は私領村々多御座候故、時

々廻村も不仕候間、猶篤と見定候上、申上候様仕度奉<sub>レ</sub>存候。此にて如何に江川が砲臺建築などにも、平素研究しつ、あつたか判知る。今日から其説の幼稚を嗤ふよりも、寧ろ當時に於て、如何に彼が新智識であつたかを、知らねばならぬ。

江川は元來蘭學者ではなかつた。然も彼は外國の知識を受け納るゝに就て、決して吝でなかつた。彼が軍事上の知識は、其の一半は、蘭學者を透して、外國から傳來し、他の一半は、彼自身の研究、努力の結果であつた。若し彼をして<sub>二</sub>蕙山<sub>一</sub>の一代官たらしめず、閣老の一人たらしめんには、其の施設は、必ず見る可きものがあつたであらう。彼が其の處を得なかつたのは、其の志を得なかつた所以であらう。



【二六】江川の伊豆防備の意見書(三)

江川は尚ほ條を逐うて、其の意見を具申してゐる。

一 大筒之義は、三統に相分、一は攻城砲、一は海戰砲、一は陸戰砲と仕候。攻城は筒至而長、陸戰は筒臺短、唯海戰は筒其長短之寸法に相半申候。西洋之諸國、右之通之由、御座候。元來鐵砲は蠻國より傳來いたし、其頃は火繩打のみ之時節に有之候處、西洋之諸國戰爭實地試み候て、火繩打難二用立、早く捨り居候處、砲術者角打之中り外れを論候。故、引がね堅く有之之間、中り不レ宜、杯申候。

火繩筒の缺點

是は此筒之打方を知らざる故之義に而、火繩に而は、微雨に遭候ても、打方出来不レ申、其上一人に付一日に二把づ、之火繩分渡不レ申候。而は不レ相成、千人に而は一日之火繩二千把に相成申候。十日に而は二萬把之入用、是も雨に遭候得ば、一先無用之ものと相成申候。砲術家水火繩之法あり杯申せ

西洋日本砲術の比較

と、一把二把は製し候事も出来候得共、中々届申間敷候。第一鐵砲二段に組立、一文字にして、前後左右之角み違に、玉之切れ無レ之様打出し候節、火繩にては怪我を仕候もの出来候間、無ニ餘義一間を明候間、備疎に相成申候。燧に而は、其憂も無ニ御座候。

大筒鑄立の事

佛蘭西僞帝ポナバルテ、歐羅巴諸國を併吞せんとし、之が爲めに戰爭止時なし。是よりして砲術、誠に精密に相成候様承及申候。異國御擲之爲には、我邦に而も砲術精密に不レ仕候。而は、大なる損可レ有レ之奉レ存候。砲術者流、三四十目を始、百目以上抱打をいたし、甚敷は何貫を打杯申事も有レ之。急度御用に立候様相見へ候へ共、大筒に相成候。而は、玉之重みと装藥に鈞合不レ申、中には目返と申装藥多仕候ものも御座候へども、装藥之製法至てよわく仕候間、同様之義にて、景氣のみ能相見、所謂花法にして、其實無ニ御座候。右等之義は、先輩已に論候義も御座候。偕大筒鑄立之義は、是は私指



圖鑄立候は、其職之ものへ被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候よりは、御入用無數に出來可<sub>レ</sub>申奉<sub>レ</sub>存<sub>一</sub>候。且新島其外伊豆海濱より産<sub>レ</sub>候鐵沙を以て鑄立候は、果して可<sub>レ</sub>宜奉<sub>レ</sub>存<sub>一</sub>候得共、未試不<sub>レ</sub>申、睨<sub>一</sub>と仕<sub>一</sub>候事は難<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候。

江川の先

彼が砲術に就て、此の如く精細なる議論を立てたるを見れば、彼は當時に於て、既に先覺者の一人であつたことは分明だ。彼が高島秋帆を待たずして、興りたる一人であることは、此にて分明だ。而して高島秋帆起用も、彼の内輪に於ける冥々の周旋の結果であつたことは、此にて想像するに足る。

防備人数

一 人数之義は、武州多摩郡八王子に被<sub>二</sub>差置<sub>一</sub>候千人同心、奥伊豆住居被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、武術操練御世話御座候は、不<sub>レ</sub>遠御役に立候様可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>存<sub>一</sub>候。

硝石作立の事

一 硝石之義は、是迄之如く、五六十相立候床之下より採<sub>レ</sub>候事は、捨候儀には無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候得共、誠<sub>レ</sub>迂遠に御座候。然る處佛良察人工風の、

硝石作立の原料

朴硝育養之場所を設<sub>レ</sub>育長は、纒<sub>二</sub>三三年之内に採<sub>レ</sub>得<sub>一</sub>候趣、法を以て、原野或は不毛同様之場所へ作立被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、過多之硝石作立、半御拂に相成候は、是又御益に有<sub>レ</sub>之。

硫黄樟腦の産地

一 硫黄之義は、豆州那賀郡大原山宇久須之八公山東浦、白田川之上流皆産<sub>レ</sub>申<sub>一</sub>候。海島よりも産<sub>レ</sub>申<sub>一</sub>候。且豆州君澤郡河内村に樟木御林御座候。樟腦は石榴彈其外之裝藥中に入<sub>レ</sub>申<sub>一</sub>候。

右費用の事

右は鯨油並硝石御拂代金船賃等之御益を以て、御備場並御軍船大ト之大砲、其外共色々御作立に相成候は、御入用も不<sub>二</sub>相懸<sub>一</sub>、年月を積、御備場其外共成就可<sub>レ</sub>仕奉<sub>レ</sub>存<sub>一</sub>候。借御廻米船難破船は、實に無<sub>レ</sub>據御損失に而、伊豆浦計之難破船に而も、一年には餘程之義に有<sub>レ</sub>之候間、御軍



軍船作立費用の事

伊豆七島の防禦

江川の抱負卓見

船追々御作立相成、廻米積送候はゞ、是又御益に可有之奉存候。然る處、前條申上候通、先御試に一二艘御軍船御作立にも御入用相懸候間、是は豆駿州並遠州其外身元相應之者より、差出金被仰付候はゞ、早速勘足可仕奉存候。右御下辰之義は、賣荷物冥加水を、御差向相成候はゞ、別段御入用相懸申間、敷奉存候。是は吉原、蒲原兩宿並富士川爲ニ相續、遠州之者共に差出金被仰付候例御座候。借伊豆七島は、本國之繋之城とも可申肝要之處に而、殊大島前後は、江戸往來之船路に而、御大事之場所と奉存候。是は其筋之者、何か存付も可有之候間、別段存寄不申上候。右存付候微意之趣、申上候以上。

丁酉正月(天保八年)

以上の諸見、必らずしも今日から見て、悉く皆な肯綮に中つたものとは云はれまい。然も彼は伊豆斐山の代官として、其の意見は、特に伊豆の防備に限局し

たれば、未だ彼の抱負の大體を盡したものと云はれまい。されど當時に於ては、如何に彼が卓見であつたか、此にて知らる可し。吾人は彼が此案を提出したる、天保八年正月の歳月に、注意せねばならぬ。此の歳月は將軍家齊後半期の荒怠、驕侈の餘炎、未だ冷めざる時であつた。未だ水野の改革に著手せざる以前であつた。

【三七】 外國事情の上申書

坦菴の先見

江川坦菴の伊豆防備の上書は、既記の如く天保八年正月にして、爾來十六年を経て、嘉永六年彼理の艦隊は浦賀に來つた。彼が先見の士であつたことは、單に此の十六年の間隔を見ても判知る。然も其の期間に於て、彼は決して袖手安座しなかつた。彼は其の位地と、其の勢力の許す限りに於て、専ら防備に其



豆相房總  
濠海巡視

力を致した。天保九年の末、相州備場の巡視を命ぜられ、十年の春、目付鳥居耀藏と共に、相豆房總の沿海、外寇防禦に充つ可き地方の巡視を命ぜらる。彼は事毎に鳥居と意見を異にし、歸來同年四月、防禦の方法を、上中下三段に分て、其の方策を復命した。而して同年五月に至りて、更らに外國の事情を上申した。

外國事情  
具申

外國之事情申上候書付

江川太郎左衛門

外人の必  
死活動

外國之事情勘考仕候處、歐羅巴洲中、魯西亞、伊幾里斯の義、蘭學者流は、誠に富饒の國の様に申候へども、決して左様には有之間敷、困窮之國と奉存候。只其國の困窮なるを心得、無二油斷一差働候間、富饒の形相見得候義と奉存候。如何となれば第一米杯も出來不申、糶に大小麥出來候位のものにて、此方凶年の節にも不レ及位の義と被レ察候。素より夫にて生活致居候事故、

外人の執  
著

難義とも不レ存。乍去日々稼無レ之候ては、餓死に及候事に付、身命にかけ、種々之義、勘考致し候間、實に目を驚し候様なる奇工なる品物など製し、諸國交易等の利潤を以て、相續仕候事と奉存候。前書の次第に付、魯西亞、伊幾里斯の、頻に交易を相願候とも被レ察候。殊に右國々の風は、一旦存立候事、いつ迄も心掛け、奸商の利を争ひ候ごとくにて、少しの油斷も無レ之、數多の年月を積候とも、必成を期し候事と相聞。右故他國押領致候事も相馴居、已に和蘭の瓜哇を押領いたし候も、百數年の力を極め、終に一國を併吞仕候。

張甄陶の  
説

且又經世文編海防の條に、張甄陶が上廣督一制一馭澳夷一狀に、蓋澳夷惟利是知、別無二瞻顧一商人服飾麗都、錢射充物、可以取重於夷人一云々。此廣東府の澳門と申島は、明の初、暹羅、占城、瓜哇、琉球、浮泥の諸國へ、廣東にて互市を許され、正徳中は、高州にていたし、嘉靖中より澳門と相成候。



然るに佛朗機、暹羅、占城、滿刺加等の國々を、恣にいたし候様相成、右の國々と一同澳門へ參り、交易仕、唐土にては、大様なる國ゆへ、初は印度近邊の國と存じ、其儘制しも不仕事と相見、追々佛朗機交易場の司と相成候に及び、始めて心附候へども、致方なき様に被察候。

趙翼が外蕃借地互市の説に、佛朗機人因得混入其中、(原註 佛郎機は、フランスには無し之、ホルトガルにて、趙翼心得違にて、右據認候義と奉存。) 併滿刺加、呂宋二國、勢力獨強、諸國人之在濠鏡皆畏之、遂爲專據云々。右之通島中を專に仕、南蕃人及唐土の人を、邪教に勸込候もの多く御座候由し張甄陶が其陽者爲桀敖不遜、逆知國家懷柔、必不輕加誅戮二因有レ時而不恐、非下眞能不顧二死命而敢悍然無忌也云々。

又趙翼が、隱として如二敵國一と、此語などにてても、手餘候義に相見、無レ據敦大を示し候と被察候。終には彼の地も、洋夷の爲に押領被致候様にも可相成一哉奉存候。龜井道載が、西戎策問に、西洋の軍船

其大なるものは大砲百二十挺、其次は六十挺、又三十挺と有之。商船にても、十二挺位は有之候由にて、水戦には熟練仕候趣に御座候。老蘇が審敵の中に、天北狄を生じ、之を犬戎と云、骨を地に投ずれば、猶然として争ふものは、犬の常なり。今は則不然と申候も、宋の世の事にて、夫より遙に年數も相立、追々相開け候儀と奉存候。間、等閑事にては有之の間、敷奉存候。

是迄夷人共、少々づの上陸亂妨等有之候趣、勘考仕候處、形を以て、之を凌ぎ、勢を以て、是を求むるに可有之候間、此上何様の義御座候とも、夫々御備向相立居候上は、聊御懸念有之の間敷奉存候。

右者外國之事情、勘考仕候趣意書に御座候。以上。  
 亥(天保十年己亥)五月

以上によりて見れば、江川坦菴は、未だ米國の近く我國に迫らんとするを、豫



知しなかつた。而して彼の外國知識は、蘭學者以外、寧ろ支那人の著述によりて得たるものらしく、何れかと云へば、隔靴搔痒の憾を免かれなかつた。然も彼は當時の大官、高僚、及び一般の人士に比すれば、優越なる新知識者であつたと云はねばならぬ。

【二八】洋兵開拓の殊勳者

江川鳥居  
に衛まれ  
たる因由

目付鳥居耀藏は、代官江川垣菴と共に命を奉じて、豆相房總の地方巡視の際、意外にも江川の爲めに面目を失した。鳥居の議論は空疎實用に適しなかつたが、江川は平生の素養あり、其の蘊蓄を傾け。然も江川が渡邊登の紹介にて、伴うたる測量者内田彌太郎は、鳥居の伴うたる屬吏小人目付、小笠原貢藏に比すれば、其の技術優秀にして、其の測量圖も、上司の嘉賞する所となつた。

江川の交

江川の渡  
邊同情

江川が鳥居の爲めに衛まれたるは、其の因由無きにはあらずた。斯くて天保十年五月、渡邊軍山、高野長英の疑獄事件は出で來つた。其の顛末は既記の通りだ。(參照 天保改革篇、二二—二八) 江川は地方の一代官に過ぎざるも、其の交遊は上下に通じ、天下に遍かつた。水戸齊昭、島津齊彬、鍋島齊正等の大名を始め、幕士の川路聖謨、羽倉外記、岩瀬忠震の如き、若しくは水戸の藤田東湖の如き、而して渡邊軍山も亦た其の一人に數へられた。渡邊等の疑獄が、羅織して江川に及ぼす可く、豫じめ企てられたるものであつた乎、否乎は、姑らく疑問とするも、彼は渡邊の志を悲み、窃かに左の詩を書して贈つた。

蓬山籠居

人生如朝露。離別在眼前。攀丘直瞻望。雲霧隔山川。蒲柳秋何早。落葉正踰蹊。思君腸中斷。戚々送流年。慷慨不復道。佇立對蒼天。



高島を援

んが爲め、爾來二年間、參府を止め、葦山に籠居した。五十人中、狂縣令。一千年許舊家孫。不知陌上春光好。獨與梅花占小園。然も高島秋帆が、天保十二年幕命に應じ、長州より江戸に來り、西洋砲術を演ずるや、彼は率先して之を鼓吹し、幕府に申請して、其の允許を得、其門に入つた。此亦た既記の通りだ。(參照 天保改革篇、五八) 而して如何に彼が高島を援けて、鳥居等の反對説を駁撃したかも、亦た既記の通りだ。(參照 同上、五五、五六) 而して高島が徳丸原に於て、西洋銃陣を演ずるや、江川の家人齋藤彌九郎、柏木總藏、岩島千吉等九人、亦た小筒打方として、其中に加はつた。斯くて高島の江戸に在るや、反對派の讒に中り、既に其禍に罹らんとしたが、頼ひに江川の救解によりて、無事長崎に還るを得た。されば高島は感謝の意を表すべく、歸途は路を枉げて、江川を葦山に訪ひ、「此君山房」の四大字を書し贈つた。而して彼が長崎に歸著の後、江川に寄せたる書中には、左の如き文句がある。

江川高島交情

砲術一件に付ては、種々の苦難も御座候處、彼是周旋を蒙り、御恩恵により、先は無滞歸府の場に至り、偏に御恩庇により、後世迄も面目無此上、難有仕合、とても紙筆に難盡次第に御座候。

江川の高島擁護

然も高島は天保十三年十月、逮捕せられ、江戸に護送せらるゝや、江川は手代齋藤彌九郎に命じ、之を途中に要して、其の何故に此に至りたる乎の事由を書し、併せて金十兩を包み、之を高島に與へしめた。齋藤は原、若しくは吉原に於てせんとしたが、一行已に過ぎたれば、之を追跡して、箱根に及んだが、監視厳にして手を下す能はず。遂ひに江戸の入口大森に至り、暴雨俄に至り、衛卒倉皇茶店に入りて、雨を避くるを見て、齋藤亦た雨を避くるまねして、輿に近き、金と書付を輿中に投ずるを得た。江川が高島を擁護するや、至れり盡せりであつた。

砲術新生面打出

江川と高島との關係に就ては、尙ほ他の機會に語る可きであらう。但だ江川は高島の門に入りて、更らに自己の研究を勵み、砲術に於て、新生面を打出し



日本砲術の發達

た。  
八代將軍吉宗は、徳川中興の英主なり。享保年間青木昆陽に命じ、和蘭書を講究せしめ、其馭馬法の如きは、蘭人ケーセルなる者を聘し、濱殿庭中に於て、其馭法其他を教授せしめ、同國に命じて、大砲數門を鑄造せしむ。(原註 大阪城中に藏す、忽微砲、天砲、迴響砲等現存す。義邦(勝海舟)是を視て、舊年兵庫港に備へ

二 井上

たり。今其所在を知らず。惜哉終に世に出です。) 又享保中長崎在留の唐船主に命せられ、唐馬具及療馬書を携帶し、唐馬をも牽渡るべき旨を諭し。又荻生徂徠をして、西洋火技神器説を作らしむ。將軍世を終て、其英志を祖述する者なく、空く後世一場の談話となりしに過ぎざるなり。  
從來田付、井上の二家、世々幕府の砲技を職とし、其家に傳ふる處は、虎之子、或は御秘事と稱し、漫に其法を世に傳へずと雖、往昔洋人より傳ふる處の舊式に過ぎず。軌近有志之士、洋籍を讀むに及び、歐西各邦互に其術を鍊

高島江川の貢獻

磨し、發明する處、次第に精妙を極るを知れり。高島氏の始て技を徳丸原に演ずるに至り、人皆洋砲の使用、銃陣布置の一斑を観るを得、繼で江川、下曾根の二氏、大に此術を後進に教授し、又佐久間象山等歐籍に據て、研究し、是を世に傳へしを以、世人漸く西洋火技の精微を窺ふを得たり。(陸軍歴史) 以上は勝海舟の所説にして、大體に於て、相違なき觀察だ。然も高島、江川兩人の力、我が洋兵の開拓に最も興りて大に居るは、固より多言を要しない。

江川鳥居に衝まる

沿海見分の時目付鳥居耀藏と申す者、君(江川)と同じく沿海見分を被申付。君は測量の爲渡邊巖山の紹介にて雇入たる内田彌太郎を召し連れ、鳥居耀は小人目付役小笠原實藏を召し連れ候。此の見分に付耀と實藏の議論あり。初め耀が未だ君に會せざるや、以爲らく、君は固と邊陲の田舎漢と。故に其自ら許す甚高し。相會して海防を議するに當り、君の論議西籍に涉り、時勢を酌量し、事々適切にして論皆其意表に出で、顯るに己れの説盡く虚飾に屬せり。是以耀も殆んど下吏傍人に面目を失するに至れり。加ふるに君に隨從したる彌太郎の測量は實藏の測量よりは精密に有之、夫是

耀藏驕慢



羅漢嫉忌

羅漢嫉忌を生じ、且己れの短を隠さんと欲するより。君及び羽倉用九、渡邊崋山、高野長英等正義の者十八人を執政水野越前守に讒し、爲めに松平伊勢守、羽倉用九及君等は嫌疑を蒙り、崋山長英等は連れて獄に下されたり。(陸軍歴史)

【三九】 外交家としての江川

愛遊希望

天保十二年十一月、江川坦菴は、幕府に稟申して、初めて葦山に於て銃砲を鑄造した。而して該鑄造に關し、幕府の諮問に答へた。彼が砲術に於て、一家を作してより、旗本及び諸藩士、彼の門下に從遊せんとする者、頗る多かつた。此に於て彼は天保十三年八月十日、左の如く、幕府に向て申請した。

砲術指南

高島流砲術指南之義に付伺書、  
當六月(天保十三年)寅中諸組與力格、長崎町年寄高島四郎太夫、心得罷在候

第一入門

砲術の義、御直參は勿論、諸家熱心の者へ、勝手次第傳授可仕。旨被仰渡候趣、承知仕候。然る處丑七月中、私儀四郎太夫砲術傳授可仕旨、被仰渡候に付、同人傳來の秘事不殘傳授請候間、是迄體代の家來共へは稽古爲仕候得共、他向より弟子取り候義無之候處。以來砲術熱心の者、指南請度旨申込候向も御座候はゞ、稽古爲仕候ても不苦義に可有御座哉、此段奉伺候。以上。寅八月  
而して同年九月六日聽許せられ、翌七日信州松代藩の佐久間修理(象山)は入門し、天保十四年二月六日免許を受けた。(江川門人錄)されば諸藩士中、江川の門に入りたる者としては、象山は眞に其の第一先登と云はねばならぬ。後に象山は自から得る所あり、江川の所説に懐らなかつたが、然も彼をして其處に到らしめたるもの、實に江川に負ふ所少からずと云はねばならぬ。  
象山の主、松代城主眞田幸貫は、當時老中の一人にして、海防掛であつた。幸貫は松平定信の子にして、出で、眞田家を嗣いだるもの。江川と親交あり。

眞田幸貫の爲砲術實演



大砲鑄造

同年九月二十三日、彼を招き其の砲術の實演を観んことを求めた。彼は其の手の者十五人を率ゐ、幸貫の邸に赴き、之を示した。彼の門に入るもの、爾來薩長の士、其他二十六藩に及んだ。

秋帆の思

彼は天保十三年十月十六日、同流若しくは門下の請求ある時は、之に應じ、山に於て鑄造師に命じ、大砲を製作して與へんことを申請し、廿三日其の許可を得、爾來列藩大砲鑄造の依頼を受けた。

秋帆にまた

彼の門人服部峰治郎なる者、彼に向て曰く、我師は高島秋帆より砲術を傳へたるもの、師自から研究して改良する無んば、決して今日の盛なるを見ることは出来ぬ。されば當然高島流を改めて、江川流と爲さんには若かずと。然も彼は之を叱して曰く、今日に於て、砲術を修むる者、誰か秋帆先生の恩を被らざるものあらんやと。

江川

此の如くして彼は始終秋帆の門人を以て、自から居た。然も秋帆も亦た彼の運動によりて、其の幽囚を脱し、其の後一身を彼に托するに際しては、彼の門人

江川の外

に就て學んだ。高島と云ひ、江川と云ひ、何れも其の學ぶ所に忠なりと云はねばならぬ。

江川が代官としての治績は、今ま茲に之を語るの煩を避く。然も彼は單に砲術家ではなかつた。彼は寧ろ海防に其の力を傾けた。而して彼は亦た優に外交家たる資格を發揮した。弘化二年己酉閏四月、英國の軍艦下田港に來た。「參照幕府實力失墜時代、三九」幕府は江川に命じて、英船を諭して退去せしめんとした。彼は即日下田に至り、先づ小舟にて通辯を英船に派し、云はしめて曰く、地方の人民十萬人を管轄する高官來ると。(當時彼の代官地方の人口)

そは從來外人と應接する吏僚、其の資格の卑小なるが爲めに、屢ば外人の爲めに、輕視せられたことを知つてゐたからだ。果して英船の艦長等は此事を聞き、送迎の禮を厚くし、椅子をも上席に措き、萬事鄭重に取扱うた。而して彼も亦た平生の質素に引き替へ、錦繡の野袴、陣羽織等を著し、風彩都雅、威風堂々、音吐朗々、爲めに外人も一層敬禮を加へた。此の應接の顛末は、外人側の記事